

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月22日
【会社名】	テクセンドフォトマスク株式会社
【英訳名】	Tekscend Photomask Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03-5418-3905(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03-5418-3905(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 17,195,500,000円 売出金額 (引受人の買取引受による国内売出し) ブックビルディング方式による売出し 41,587,389,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 17,171,224,000円 (注) 募集金額は、本訂正届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、本訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月4日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年9月12日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集7,000,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2025年9月22日開催の取締役会において決定し、また、ブックビルディング方式による売出し20,331,700株（引受人の買取引受による国内売出し14,390,100株・オーバーアロットメントによる売出し5,941,600株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定されたため、これらに関連する事項、並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載の「6 英文目論見書における「主要な財務情報及びその他の情報」について」、「第一部 証券情報 第3 その他の記載事項」、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容及び5 従業員の状況」、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、3 事業等のリスク及び4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況並びに4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況」、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表及び(2) その他」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」並びに「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第二部 企業情報 第5 経理の状況」に掲げられている連結財務諸表及び財務諸表に係る独立監査人の監査報告書につき2025年9月17日付で新たに受領したことに伴い、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)
- 2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し)
 - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
- 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)
 - (2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 東京証券取引所への上場について
- 2 海外売出しについて
- 3 グリーンシュエーション及びシンジケートカバー取引について
- 4 ロックアップについて
- 5 目論見書の交付時期について
- 6 英文目論見書における「主要な財務情報及びその他の情報」について
- 7 当社指定販売先への売付け(親引け)について

第3 その他の記載事項

第二部 企業情報

第1 企業の概況

- 3 事業の内容
- 5 従業員の状況

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 3 事業等のリスク
- 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (2) 新株予約権等の状況
- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (3) 監査の状況

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等
 - (1) 連結財務諸表
 - (2) その他

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

- 1 第三者割当等による株式等の発行の内容

第3 株主の状況

3 【訂正箇所】

2025年9月4日付の有価証券届出書につき、2025年9月12日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書による訂正以降の訂正箇所が多数に及ぶことから、訂正後の内容のみを、訂正対象外の箇所を含めて一括して記載しております。なお、訂正部分には_____罫を付しておりますが、独立監査人の監査報告書につきましては2025年9月17日付で新たに受領しておりますので、訂正後の内容のみを掲載し、_____罫を省略して添付しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	7,000,000 (注)2.	1単元の株式数は、100株となります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、 当社における標準となる株式です。

(注) 1. 2025年9月22日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2025年9月30日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」に記載のとおり、本募集（以下「国内募集」という。）と同時に、当社の株主であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInnovation Alpha Ice L.P.が保有する当社普通株式14,390,100株の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)が行われる予定であります。また、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しと同時に、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)において、当社の株主であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInnovation Alpha Ice L.P.が保有する当社普通株式18,220,900株の売出し(以下「海外売出し」という。)が行われる予定であります。

4. 後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、5,941,600株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が当社の株主であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInnovation Alpha Ice L.P.（以下「貸株人」と総称する。）から借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われる場合があります。

なお、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。海外売出しの詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照下さい。

5. 国内募集、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し(これらを併せて、以下「グローバル・オフリング」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは、S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc（五十音順による。）及びBofA証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)であります。国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社（五十音順による。）及びBofA証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関してはS M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関してはS M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社が、それぞれ共同で行います。

6. グローバル・オフリングに関連して、ロックアップに関する合意が2025年10月8日付でなされる予定です。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

7. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

2025年10月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で国内募集を行います。引受価額は2025年9月30日に開催予定の取締役会において決定する会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	7,000,000	17,195,500,000	9,659,825,000
計(総発行株式)	7,000,000	17,195,500,000	9,659,825,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、本訂正届出書提出時における見込額です。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、2025年9月22日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。

5. 本訂正届出書提出時における想定仮条件（2,670円～3,110円）の平均価格（2,890円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は20,230,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 2025年10月9日(木) 至 2025年10月14日(火)	未定 (注)4.	2025年10月15日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025年9月30日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2025年10月8日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

今後、発行価格等（発行価格、資本組入額、引受価額、申込証拠金、引受人の引受株式数、引受人の手取金及び売出価格をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（資本組入額の総額、ブックビルディングの状況、発行価格等決定の理由、1株当たりの増加する資本準備金の額、増加する資本準備金の総額、払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数、海外売出しに係る売出株式数、引受人の買取引受による国内売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、並びに当社が海外引受会社に要請している親引け予定先に親引けしようとする株式の数をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.photomask.com/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年9月30日に開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年10月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金の額となります。なお、2025年9月22日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年10月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年10月16日(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定です。当社普通株式の取引所への上場に伴い、国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、申込みは、

7. 申込みの先立ち、2025年9月30日から2025年10月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める

配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しは中止されます。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年10月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号		
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	—	7,000,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2025年9月30日に開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2. 当社は、上記引受人と発行価格決定日（2025年10月8日）に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、国内募集を中止いたします。

3. 引受人の記載にあたっては、S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社の4社を五十音順に記載しております。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
19,319,650,000	800,000,000	18,519,650,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における株式の新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、本訂正届出書提出時における想定仮条件（2,670円～3,110円）の平均価格(2,890円)を基礎として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の国内募集における差引手取概算額については、以下に充当する予定です。

連結子会社への投資を目的とした借入金の返済資金

連結子会社であるTekscend Photomask Singapore Pte. Ltd.に対する、フォトマスク生産工場・設備の新設を目的とした増資のために実施した当社の借入金8,410百万円の返済資金として、8,410百万円を2025年10月末までに充当する予定です。

連結子会社への投融資資金

上記 に充当した残高については、連結子会社であるTekscend Photomask Singapore Pte. Ltd.に対する、フォトマスク生産工場・設備の新設を目的とした追加の投融資資金に2026年3月期から2027年3月期に充当する予定です。

(注) 投融資資金の資金使途となる設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、当社銀行口座にて適切に管理を行う予定です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)】

2025年10月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	14,390,100	41,587,389,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 Iceインテグラル2投資事業有限責任組 合 6,144,400株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Infinity Gamma Ice L.P. 2,485,700株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Initiative Delta Ice L.P. 2,153,700株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Insight Beta Ice L.P. 1,953,000株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Innovation Alpha Ice L.P. 1,653,300株
計(総売出株式)	—	14,390,100	41,587,389,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載のとおり、引受人の買取引受による国内売出しと同時に、国内募集及び海外売出しが行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数(以下「総売出株式数」という。)は32,611,000株で、その内訳は、引受人の買取引受による国内売出し14,390,100株、海外売出し18,220,900株の予定ですが、その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、売出価格決定日(2025年10月8日)に決定される予定です。また、総売出株式数については、2025年9月30日に開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 売出価額の総額は、本訂正届出書提出時における想定仮条件(2,670円～3,110円)の平均価格(2,890円)で算出した見込額です。

4. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6.に記載した振替機関と同一となります。

5. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに当たっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しが追加的に

行われる場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4. に記載のとおり、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6. に記載のとおり、グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意が売価格決定日(2025年10月8日)付でなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
8. 国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止されます。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 2025年10月9日 (木) 至 2025年10月14 日(火)	100	未定 (注)2.	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内三 丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会 社 東京都中央区日本橋一丁 目13番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一 丁目9番2号 三菱U F J モルガン・ス タンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一 丁目9番7号 モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁 目4番1号 BofA証券株式会社 東京都千代田区大手町一 丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一 丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社 S B I 証券 東京都港区赤坂一丁目12 番32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁 目4番地 松井証券株式会社 東京都中央区日本橋室町 二丁目2番1号 岡三証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋 一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社	未定 (注)3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

今後、発行価格等が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事

項について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<https://www.photomask.com/>）（新聞等）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 売価格及び申込証拠金は、国内募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
引受人の買取引受による国内売出しにおける引受価額は、国内募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日（2025年10月8日）に決定される予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 売出人及び当社は、上記引受人と売価格決定日（2025年10月8日）に引受人の買取引受による国内売出しに関する元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後株式受渡期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、引受人の買取引受による国内売出しは中止されます。
5. 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2025年10月16日）の予定であります。引受人の買取引受による国内売出しに係る株式は、当社普通株式の取引所への上場に伴い、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
8. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）7．に記載した販売方針と同様であります。
9. 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合は、国内募集、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。
また、海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しは中止されます。
10. 引受人の記載にあたっては、S M B C 日興証券株式会社、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーM U F G 証券株式会社の4社を五十音順に記載しております。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	5,941,600	17,171,224,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	5,941,600	17,171,224,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、S M B C 日興証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少するか又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

今後、売出株式数が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.photomask.com/>）（新聞等）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議のうえ、取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシュューオペション及びシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

4. 国内募集又は引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止されます。

5. 売出価額の総額は、本訂正届出書提出時における想定仮条件（2,670円～3,110円）の平均価格(2,890円)で算出した見込額です。

6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)7. に記載した振替機関と同一となります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1.	自 2025年10月9日 (木) 至 2025年10月14日 (火)	100	未定 (注)1.	S M B C 日 興証券株式 会社の本店 及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2025年10月8日)に決定される予定であります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2025年10月8日)に決定される予定です。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2025年10月16日)の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、当社普通株式の取引所への上場に伴い、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
5. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様となります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社を共同主幹事会社として、2025年10月16日に取引所への上場を予定しております。

なお、取引所への上場に当たっての幹事取引参加者はS M B C日興証券株式会社、野村證券株式会社及び三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社（五十音順による。）となります。

2 海外売出しについて

国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144 Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（海外売出し）がMorgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、SMBC Bank International plc（アルファベット順による。）、Merrill Lynch International、Mizuho International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Jefferies International Limited、UBS AG London Branch及びCLSA Limitedを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われる予定です。

総売出株式数は32,611,000株の予定であり、その内訳は、引受人の買取引受による国内売出し14,390,100株、海外売出し18,220,900株の予定であります。その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、売出価格決定日（2025年10月8日）に決定される予定であります。なお、総売出株式数については、2025年9月30日に開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3 グリーンシュエーション及びシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れる株式（以下「借入株式」という。）であります。これに関連して、貸株人は、S M B C日興証券株式会社に対して、5,941,600株を上限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2025年11月13日を行使期限として付与する予定です。

また、S M B C日興証券株式会社は、野村證券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議のうえ、借入株式の返還を目的として、2025年10月16日から2025年11月13日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数の範囲内で取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は、借入株式の返還に充当される予定です。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社は、野村證券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定です。

4 ロックアップについて

グローバル・オフアリングに関連して、売出人及び貸株人であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P. 及び Innovation Alpha Ice L.P.、当社の株主であるTOPPANホールディングス株式会社及びIceインテグラル1投資事業有限責任組合並びに当社の新株予約権者である二ノ宮照雄、Michael G. Hadsell、糸雅誠一、Chan-Uk Jeon、石松忠、郭天全、劉邦烜、John A. Nykaza、Adrian Phillips、大林伴行、盧坤材、Jeongill Lee及びJohn A. Cochran他13名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2026年4月13日(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等(ただし、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸渡すこと等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定です。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、グローバル・オフアリング及び株式分割等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定です。

さらに、当社は、グローバル・オフアリングに関連して、後記「6 当社指定販売先への売付け(親引け)について」に記載の親引け予定先であるQatar Holding LLCに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーターに対して差し入れるよう要請を行っております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であつてもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

5 英文目論見書における「主要な財務情報及びその他の情報」について

前記「2 海外売出しについて」に記載のとおり、当社は、海外の投資家向けに英文目論見書を作成しております。当該英文目論見書の「主要な財務情報及びその他の情報」において、大要以下の記載を行っております。

以下の表は、2023年、2024年及び2025年の3月31日に終了した会計年度並びに2024年及び2025年の6月30日に終了した3ヶ月間の会計期間における、非IFRS指標を含む特定のその他の財務データを示しています。

	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2025年 3月期 第1 四半期	2026年 3月期 第1 四半期
(単位: 百万円。ただし、比率及び百分率を除く。) (未監査)					
その他の財務データ:					
調整後営業利益 ⁽¹⁾	¥ 28,832	¥ 22,504	¥ 28,469	¥ 6,773	¥ 5,981
調整後営業利益率 ⁽²⁾	28.6%	21.0%	24.1%	22.7%	19.9%
調整後EBITDA ⁽³⁾	37,700	38,919	44,217	10,626	10,273
調整後EBITDAマージン ⁽⁴⁾	37.4%	36.3%	37.5%	35.6%	34.2%
調整後親会社所有者に帰属する 当期(四半期)利益 ⁽⁵⁾	22,265	17,963	24,601	4,503	5,549
調整後親会社所有者に帰属する 当期(四半期)利益率 ⁽⁶⁾	22.1%	16.8%	20.9%	15.1%	18.4%
総有利子負債 ⁽⁷⁾	8,466	8,126	9,537	n.a. ⁽¹⁰⁾	13,364
純有利子負債 ⁽⁸⁾	37,231	55,160	18,177	n.a. ⁽¹⁰⁾	7,273
比率:					
純有利子負債 / 調整後EBITDA比率 ⁽⁹⁾	(1.0)x	(1.4)x	(0.4)x	n.a. ⁽¹⁰⁾	(0.7)x
CAPEX比率 ⁽¹¹⁾	7.4%	15.8%	26.0%	52.2%	45.2%
R&D比率 ⁽¹²⁾	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.9%
売上収益の地域別内訳:					
日本	¥ 8,210	¥ 7,642	¥ 8,123	¥ 1,751	¥ 3,149
中国	28,984	35,123	34,520	9,723	8,103
台湾	17,447	16,367	18,914	4,479	4,058
韓国	12,460	13,164	15,000	3,177	4,063
米国	16,115	16,100	20,371	5,269	5,448
ヨーロッパ	11,081	12,969	15,482	4,165	3,092
その他	6,482	5,718	5,561	1,245	2,160
合計	¥ 100,782	¥ 107,086	¥ 117,974	¥ 29,811	¥ 30,076

注:

- (1) 調整後営業利益は、営業利益 + 減損損失 + スタンドアローン・上場準備費用 + 株式報酬費用 + 資本再編の検討に要した費用として算出されます。調整後営業利益については、下記の「非IFRS指標」をご参照下さい。
- (2) 調整後営業利益率は、調整後営業利益を売上収益で除して算出されます。調整後営業利益率については、下記の「非IFRS指標」をご参照下さい。
- (3) 調整後EBITDAは、親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益 + 法人所得税費用 - 金融収益 + 金融費用 + 減価償却費及び償却費 + 減損損失 + スタンドアローン・上場準備費用 + 株式報酬費用 + 資本再編の検討に要した費用として算出されます。調整後EBITDAについては、下記の「非IFRS指標」をご参照下さい。
- (4) 調整後EBITDAマージンは、調整後EBITDAを売上収益で除して算出されます。調整後EBITDAマージンについては、下記の「非IFRS指標」をご参照下さい。

- (5) 調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益は、親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益 + 減損損失 + スタンドアローン・上場準備費用 + 株式報酬費用 + 資本再編の検討に要した費用 + 欧州連結子会社の繰延税金資産の回収可能性見直し + 資本再編に伴う株式譲渡課税 - 調整項目に対する税金調整額として算出されます。
- (6) 調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益率は、調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益を売上収益で除して算出されます。調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益率については、下記の「非IFRS指標」をご参照下さい。
- (7) 総有利子負債は、借入金（流動負債）+ 借入金（非流動負債）+ リース負債（流動負債）+ リース負債（非流動負債）として算出されます。
- (8) 純有利子負債は、総有利子負債 - 現金及び現金同等物として算出されます。純有利子負債については、下記の「非IFRS指標」をご参照下さい。
- (9) 純有利子負債 / 調整後EBITDA比率は、純有利子負債を調整後EBITDAで除して算出されます。純有利子負債 / 調整後EBITDA比率については、下記の「非IFRS指標」をご参照下さい。
- (10) 2024年6月30日現在の連結財政状態計算書は、2025年6月30日現在の当社の未監査の要約中間連結財政状態計算書において提示することが必要とされていないため、提示しておりません。
- (11) CAPEX比率は、資本的支出を売上収益で除して算出されます。資本的支出は、当社の連結キャッシュ・フロー計算書における有形固定資産の取得による支出を表します。CAPEX比率については、下記の「非IFRS指標」をご参照下さい。
- (12) R&D比率は、研究開発費を売上収益で除して算出されます。R&D比率については、下記の「非IFRS指標」をご参照下さい。

非IFRS指標

調整後営業利益、調整後営業利益率、調整後EBITDA、調整後EBITDAマージン、調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益、調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益率、純有利子負債、純有利子負債 / 調整後EBITDA比率、CAPEX比率及びR&D比率は、IFRSで定められた指標ではないものの、特定の非現金支出費用や資本再編関連費用、又は当社の事業の現金創出力など、当社の継続的な事業の結果を示すものではない項目の影響を受けることなく、投資家が当社の事業の業績を評価するのに役立つと当社が考える補足的な財務指標です。当社は、当社の非IFRS指標が、過去の業績と将来の見通しに対する全体的な理解を深めるものであると考えており、当社の経営陣は、これらの指標を財務上及び経営上の意思決定において活用しております。非IFRS指標により、当社の事業運営の基礎となる業績の可視化、当社の業績の期間比較に寄与するものと考えております。

調整後営業利益、調整後営業利益率、調整後EBITDA、調整後EBITDAマージン、調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益、調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益率、純有利子負債、純有利子負債 / 調整後EBITDA比率、CAPEX比率及びR&D比率は、分析指標としては重大な限界があるため、IFRSに従って提示された指標の代替手段とみなすべきではありません。特に、調整後営業利益、調整後営業利益率、調整後EBITDA、調整後EBITDAマージン、調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益、調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益率は、利益に影響を及ぼす科目の一部(全てではありません)を除外しています。当社による調整後営業利益、調整後営業利益率、調整後EBITDA、調整後EBITDAマージン、調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益、調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益率、純有利子負債、純有利子負債 / 調整後EBITDA比率、CAPEX比率及びR&D比率の定義は、当社の業界で事業を展開している企業を含む他の企業の同様の名称の指標と比較できない可能性があり、それによってその有用性が低下しています。

下記の表は、以下を表しています。

- ・ 2023年、2024年及び2025年の3月31日に終了した会計年度並びに2024年及び2025年の6月30日に終了した3ヶ月間の会計期間における営業利益の調整後営業利益への調整及び調整後営業利益率の計算
- ・ 2023年、2024年及び2025年の3月31日に終了した会計年度並びに2024年及び2025年の6月30日に終了した3ヶ月間の会計期間における親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益の調整後EBITDAへの調整及び調整後EBITDAマージンの計算

- ・ 2023年、2024年及び2025年の3月31日に終了した会計年度並びに2024年及び2025年の6月30日に終了した3ヶ月間の会計期間における親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益の調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益への調整及び調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益率の計算
- ・ 2023年、2024年及び2025年の3月31日並びに2025年6月30日現在の純有利子負債の計算
- ・ 2023年、2024年及び2025年の3月31日に終了した会計年度並びに2025年の6月30日に終了した3ヶ月間の会計期間における純有利子負債 / 調整後EBITDA比率の計算
- ・ 2023年、2024年及び2025年の3月31日に終了した会計年度並びに2024年及び2025年の6月30日に終了した3ヶ月間の会計期間におけるCAPEX比率の計算
- ・ 2023年、2024年及び2025年の3月31日に終了した会計年度並びに2024年及び2025年の6月30日に終了した3ヶ月間の会計期間におけるR&D比率の計算

営業利益の調整後営業利益への調整及び調整後営業利益率の計算

	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2025年 3月期 第1 四半期	2026年 3月期 第1 四半期
	(単位：百万円。ただし、百分率を除く。) (未監査)				
営業利益	¥ 28,680	¥ 19,827	¥ 28,199	¥ 6,726	¥ 5,875
+ 減損損失 ⁽¹⁾	67	2,580	-	-	-
+ スタンドアローン・					
上場準備費用 ⁽²⁾	80	71	234	40	95
+ 株式報酬費用 ⁽³⁾	5	18	36	6	11
+ 資本再編の検討に 要した費用 ⁽⁴⁾	-	9	1	1	-
調整後営業利益	¥ 28,832	¥ 22,504	¥ 28,469	¥ 6,773	¥ 5,981
÷ 売上収益	¥ 100,782	¥ 107,086	¥ 117,974	¥ 29,811	¥ 30,076
調整後営業利益率	28.6%	21.0%	24.1%	22.7%	19.9%

注：

(1) 当社の連結キャッシュ・フロー計算書における減損損失を表しています。

(2) スタンドアローン・上場準備費用は、主に東京証券取引所への上場に関連して、また、独立した企業体制の構築に関連して発生したコンサルティング費用及び引当金を含みます。

(3) 株式報酬費用は、主に当社役員及び当社従業員に対する持分決済型のストック・オプション制度に関する費用を含みます。

(4) 資本再編の検討に要した費用は、2024年7月の子会社の再編及び2025年3月の中国事業の再編に関連する支出を含みます。

親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益の調整後EBITDAへの調整及び調整後EBITDAマージンの計算

	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2025年 3月期 第1 四半期	2026年 3月期 第1 四半期
	(単位: 百万円。ただし、百分率を除く。) (未監査)				
親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益	¥ 22,159	¥ 16,105	¥ 9,945	¥ 4,470	¥ 5,475
+ 法人所得税費用	7,206	6,796	20,825	3,852	1,323
- 金融収益	601	2,851	3,411	1,555	1,198
+ 金融費用	304	316	1,348	87	400
+ 減価償却費及び償却費 ⁽¹⁾	8,480	15,876	15,240	3,725	4,167
EBITDA	¥ 37,548	¥ 36,242	¥ 43,947	¥ 10,579	¥ 10,167
+ 減損損失 ⁽²⁾	67	2,580	-	-	-
+ スタンドアローン・ 上場準備費用 ⁽³⁾	80	71	234	40	95
+ 株式報酬費用 ⁽⁴⁾	5	18	36	6	11
+ 資本再編の検討に 要した費用 ⁽⁵⁾	-	9	1	1	-
調整後EBITDA	¥ 37,700	¥ 38,919	¥ 44,217	¥ 10,626	¥ 10,273
÷ 売上収益	¥ 100,782	¥ 107,086	¥ 117,974	¥ 29,811	¥ 30,076
調整後EBITDAマージン	37.4%	36.3%	37.5%	35.6%	34.2%

注:

- (1) 当社の連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費及び償却費を表しています。
- (2) 当社の連結キャッシュ・フロー計算書における減損損失を表しています。
- (3) スタンドアローン・上場準備費用は、主に東京証券取引所への上場に関連して、また、独立した企業体制の構築に関連して発生したコンサルティング費用及び引当金を含みます。
- (4) 株式報酬費用は、主に当社役員及び当社従業員に対する持分決済型のストック・オプション制度に関する費用を含みます。
- (5) 資本再編の検討に要した費用は、2024年7月の子会社の再編及び2025年3月の中国事業の再編に関連する支出を含みます。

親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益の調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益への調整及び調整後親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益率の計算

	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2025年 3月期 第1 四半期	2026年 3月期 第1 四半期
	(単位：百万円。ただし、百分率を除く。) (未監査)				
親会社所有者に帰属する当期(四半期)利益	¥ 22,159	¥ 16,105	¥ 9,945	¥ 4,470	¥ 5,475
+ 減損損失 ⁽¹⁾	67	2,580	-	-	-
+ スタンドアローン・ 上場準備費用 ⁽²⁾	80	71	234	40	95
+ 株式報酬費用 ⁽³⁾	5	18	36	6	11
+ 資本再編の検討に要した 費用 ⁽⁴⁾	-	9	1	1	-
+ 欧州連結子会社の 繰延税金資産の回収可能性 見直し ⁽⁵⁾⁽⁷⁾	-	-	8,221	-	-
+ 資本再編に伴う 株 式 譲 渡 課 税 ⁽⁶⁾⁽⁷⁾	-	-	6,247	-	-
+ : 調整項目に対する 税金調整額	47	820	83	14	32
調整後親会社所有者に帰属する 当期(四半期)利益	¥ 22,265	¥ 17,963	¥ 24,601	¥ 4,503	¥ 5,549
÷ 売上収益	¥ 100,782	¥ 107,086	¥ 117,974	¥ 29,811	¥ 30,076
調整後親会社所有者に帰属する 当期(四半期)利益率	22.1%	16.8%	20.9%	15.1%	18.4%

注：

(1) 当社の連結キャッシュ・フロー計算書における減損損失を表しています。

(2) スタンドアローン・上場準備費用は、主に東京証券取引所への上場に関連して、また、独立した企業体制の構築に関連して発生したコンサルティング費用及び引当金を含みます。

(3) 株式報酬費用は、主に当社役員及び当社従業員に対する持分決済型のストック・オプション制度に関する費用を含みます。

(4) 資本再編の検討に要した費用は、2024年7月の子会社の再編及び2025年3月の中国事業の再編に関連する支出を含みます。

(5) Tekscend Photomask Germany GmbH及びTekscend Photomask France S.A.S.に関連する繰延税金資産の取り崩しであり、当該取り崩しは、これらの子会社における将来の課税対象利益の減少が予想されることによるものです。

(6) 資本再編に伴う株式譲渡課税は、主に2024年7月の子会社の再編及び2025年3月の中国事業の再編に関連して当社が負担した米国及び中国におけるキャピタルゲイン課税によるものです。

(7) 欧州連結子会社の繰延税金資産の回収可能性見直し及び資本再編に伴う株式譲渡課税は、いずれも、当社の連結損益計算書では所得税費用に含まれています。

純有利子負債の計算

	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期 第1 四半期
	(単位：百万円) (未監査)			
総有利子負債・・・・・・・・・・	¥ 8,466	¥ 8,126	¥ 9,537	¥ 13,364
- 現金及び現金同等物・・・・・・・・	45,698	63,286	27,715	20,637
純有利子負債・・・・・・・・・・	¥ 37,231	¥ 55,160	¥ 18,177	¥ 7,273

純有利子負債 / 調整後EBITDA比率の計算

	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期 第1 四半期
	(単位：百万円。ただし、比率を除く。) (未監査)			
純有利子負債・・・・・・・・・・	¥ 37,231	¥ 55,160	¥ 18,177	¥ 7,273
÷ 調整後EBITDA・・・・・・・・・・	37,700	38,919	44,217	10,273
純有利子負債 / 調整後EBITDA比率・・・	1.0x	1.4x	0.4x	0.7x

CAPEX比率の計算

	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2025年 3月期 第1 四半期	2026年 3月期 第1 四半期
	(単位：百万円。ただし、百分率を除く。) (未監査)				
資本的支出 ⁽¹⁾ ・・・・・・・・・・	¥ 7,456	¥ 16,888	¥ 30,691	¥ 15,558	¥ 13,606
÷ 売上収益・・・・・・・・・・	100,782	107,086	117,974	29,811	30,076
CAPEX比率・・・・・・・・・・	7.4%	15.8%	26.0%	52.2%	45.2%

注：

(1) 資本的支出は、当社の連結キャッシュ・フロー計算書における有形固定資産の取得による支出を表しています。

R&D比率の計算

	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2025年 3月期 第1 四半期	2026年 3月期 第1 四半期
	(単位：百万円。ただし、百分率を除く。) (未監査)				
研究開発費・・・・・・・・・・	¥ 473	¥ 559	¥ 797	¥ 196	¥ 266
÷ 売上収益・・・・・・・・・・	100,782	107,086	117,974	29,811	30,076
R&D比率・・・・・・・・・・	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.9%

6 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、海外引受会社に対し、前記「2 海外売出しについて」における海外売出しに係る売出株式のうち、その一部を当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請しております。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項及び第14条に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーターは親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

当社が海外引受会社に要請している指定販売先(親引け先)の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	名称	<u>Qatar Holding LLC</u>
	所在地	<u>c/o Qatar Investment Authority, Ooredoo Tower (Building 14)</u> <u>Al Dafna Street (Street 801), Al Dafna (Zone 61), Doha, Qatar</u>
	代表者の役職及び氏名	<u>Ahmad Mohammed Al-Khanjji, Director</u>
	事業の内容	<u>投資業</u>
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	<u>該当事項はありません。</u>
	人事関係	<u>該当事項はありません。</u>
	資金関係	<u>該当事項はありません。</u>
	技術又は取引関係	<u>該当事項はありません。</u>
c. 親引け先の選定理由	<u>当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため</u>	
d. 親引けしようとする株式の数	<u>未定（前記「2 海外売出しについて」における海外売出しに係る売出株式のうち、取得金額8,000百万円に相当する株式数を上限として、2025年10月8日（売出価格決定日）に決定される予定）</u>	
e. 株券等の保有方針	<u>中長期保有の見込みであります。</u>	
f. 払込みに要する資金等の状況	<u>当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。</u>	
g. 親引け先の実態	<u>当社は親引け先が、反社会的勢力との間で資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、並びに反社会的勢力が経営に関与していないことを確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。</u>	

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「4 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売価格決定日（2025年10月8日）に決定される予定の前記「2 海外売出しについて」における海外売出しに係る売出株式の売価格と同一となります。

(4) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(5) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1)表紙に当社の社章



を記載いたします。

(2)表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、資本組入額、引受価額、申込証拠金、引受人の引受株式数、引受人の手取金及び売出価格をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（資本組入額の総額、ブックビルディングの状況、発行価格等決定の理由、1株当たりの増加する資本準備金の額、増加する資本準備金の額の総額、払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数、海外売出しに係る売出株式数、引受人の買取引受による国内売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、並びに当社が海外引受会社に要請している親引け予定先について、親引けしようとする株式の数をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.photomask.com/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に上記の有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

(3)表紙の次に「1 テクセンドフォトマスクについて」～「7 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください

1 テクセンドフォトマスクについて

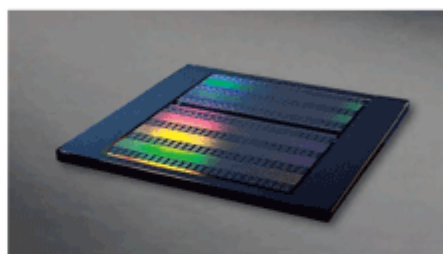
先端微細加工技術で、革新的な未来を描く

テクセンドフォトマスクは、半導体用フォトマスクの製造・販売を行う企業です。

日本に本社を構え、世界各地に広がる顧客サービスネットワークと、

主要な地域にある8つの製造拠点を活用し、業界最先端の技術開発力で、

外販フォトマスクのリーディングカンパニーとして半導体産業の発展に貢献します。



「テクセンド（Tekscend）」は「テクノロジー（technology）」と「アセンド（ascend：上昇する）」を組み合わせた造語です。テクノロジーの綴りは本来「ch」を使いますが、あえて「k」を選びました。これは「鍵」を意味する「key」の頭文字であり、フォトマスクが半導体製造におけるキーテクノロジーであること、そして当社が外販フォトマスクのリーディングカンパニーとして、技術力をさらに高め、半導体業界の最前線で成長を続けるという意味を表しています。

沿革

TOPPAN

1961 ● フォトマスクの試作に成功

2005 ● デュボン・フォトマスクの全株式を取得

TOPPAN
TOPPAN PHOTOMASK

2022 ● ICフォトマスクの専業である「トッパンフォトマスク」としてインテグラルとJV設立



2024 ● “テクセンドフォトマスク” に社名変更

2 市場におけるテクセンドフォトマスクの位置づけ

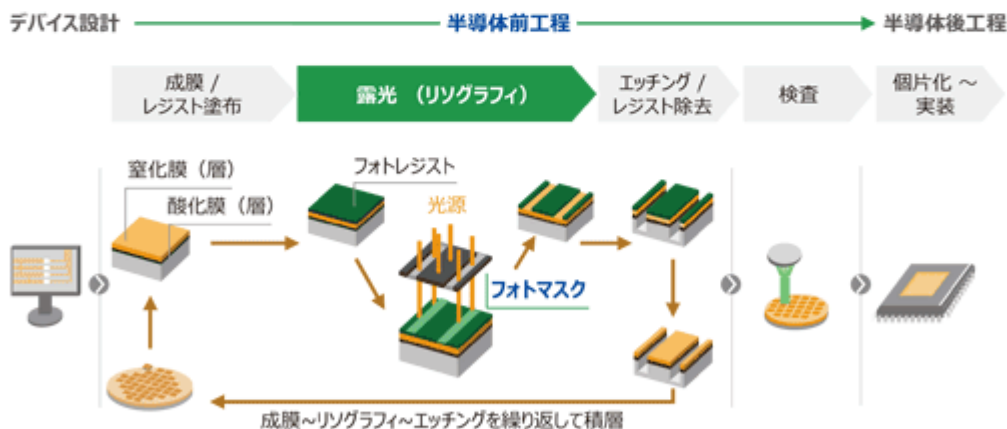
フォトマスクとは

- フォトマスクは、表面の遮光膜にごく微細な回路パターンをエッチングした透明なガラス板で、回路をシリコンウェハに焼き付ける際に用いられる原版です。フォトマスクに成形されたパターンをシリコンウェハ上に縮小露光することで、微細なパターンが形成可能となります
- 半導体の回路パターンデータを元に、電子ビーム描画技術によってフォトマスク基板上にマスクパターンを形成し、その後エッチング・レジスト除去・洗浄・測定・検査を経てフォトマスクが完成します



半導体製造工程におけるフォトマスクの位置づけ

- フォトマスクは半導体製造の前工程において必要不可欠な役割を担っております

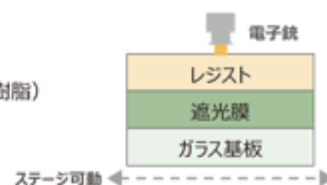


フォトマスクの製造工程

- フォトマスクの製造には高度な技術が必要であり、最先端の製造設備及び部品の調達が必要不可欠です

1 描画

フォトマスクブランクス（ガラス基板＋遮光膜）の表面にレジスト（感光性樹脂）を塗布し、電子ビームを用いて回路パターンを描画



2 現像

現像を行うことで、電子ビームによって露光されたレジストを除去



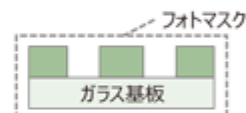
3 エッチング

現像工程でレジストが除去され遮光膜が露出した部分を反応性ガスによる化学反応（ドライエッチング）により加工



4 レジスト除去

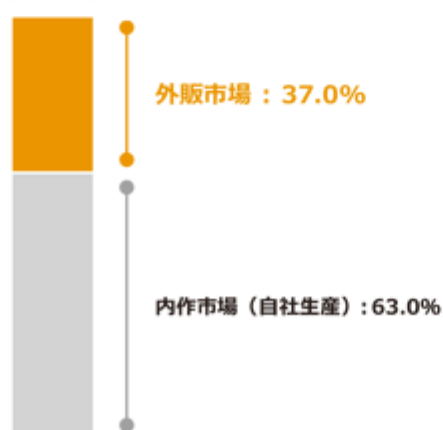
レジストを剥離・洗浄し、フォトマスクが完成



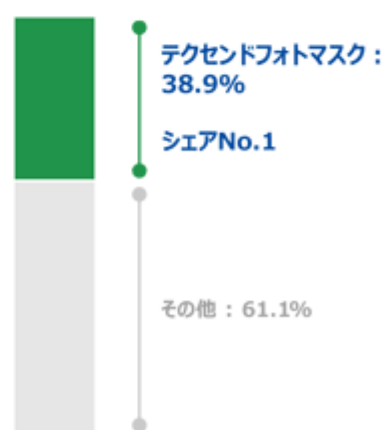
フォトマスク市場の概況

- フォトマスク市場は内作（自社生産）市場と外販市場に分けられ、当社は**外販市場にてシェアNo.1**を獲得しております
- 先進的な顧客（半導体メーカー）は主に内作（自社生産）によってフォトマスクを調達していますが、微細化が進むにつれて最先端以外の領域について徐々に外販化を進めています

フォトマスク市場の構成*1
(CY2024)



外販フォトマスク市場のシェア*1
(CY2024)



(注) *1 : SEMI "2024 PHOTOMASK CHARACTERIZATION STUDY"

3 外販フォトマスク市場の成長性及びレジリエンス

外販フォトマスク市場の成長ドライバー

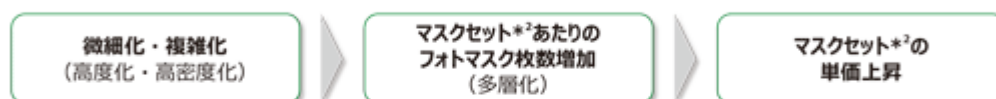
1. 顧客工場 / 生産ライン数の増加

- 旺盛な半導体需要とサプライチェーンの分散に伴い、顧客の投資が拡大し、フォトマスク市場の成長が加速しております

2. 半導体チップにおけるデザイン数の増加

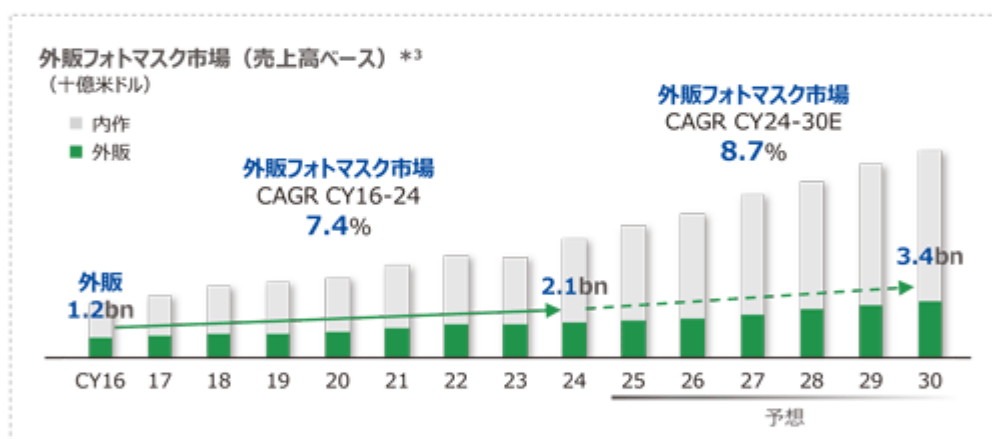
- 半導体チップはデザイン毎に異なるフォトマスクが必要となるため、エンドマーケットの多様化（AI、HPC^{*1}、データセンター、自動運転等）に伴いチップデザイン数が増加し、フォトマスク需要が拡大しております

3. 微細化に伴う必要マスク枚数の増加・単価の上昇



4. 内作プレイヤーからの受注加速

- 内作プレイヤーは最先端領域の開発と量産に注力しており、先端～成熟領域を外注する傾向にあります



外販フォトマスク市場の安定性

1. 安定した研究開発需要

- 顧客（半導体メーカー）の稼働率および設備投資と連動した大量生産需要の他、研究開発費と連動した研究開発 / 試験生産需要が割合の多くを占めていることで、安定的なビジネスモデルを実現しております

2. 受注生産型のビジネスモデル

- 受注生産型のビジネスモデルにより在庫リスクは限定的なものとなっております

（注）*1：High Performance Computer

*2：フォトマスクは複数枚をセットで販売されるため、そのセットの呼称になります

*3：当社が委託した第三者ベンダーによる調査に基づく市場データです

4

テクセンドフォトマスクの強み

1. 技術開発力

● リーディングパートナーとの共同開発

- 業界のテクノロジーリーダーであるIBM、及びimecそれぞれと開発パートナーシップを締結しており、協働で最先端フォトマスクの開発を推進しております

● 効率化に寄与する生産技術

- 顧客（半導体メーカー）と当社双方の生産効率改善に貢献する最先端技術で、差別化を図っております

2. 生産能力

● グローバルな生産体制

- 競合対比で幅広い地域をカバーしており、タイムリー且つ柔軟な供給を実現しております

● 幅広いノードを網羅

- 全世界8拠点の工場にて、幅広いノードを網羅的に生産可能であり、顧客の多様な需要に対応しております



（注）*1：2025年現在、フォトマスク製造工程内の前工程にあたるデータ処理工程のみを行っており、2026年に新工場が稼働予定です

5 株主還元方針

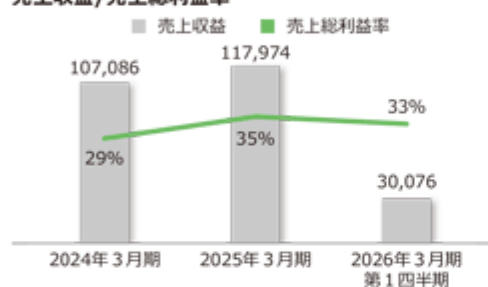
連結配当性向30%程度を目安に、安定的且つ持続的な株主還元の実施を目指す方針です

- 当社は資本政策において、株主還元を重要な柱の一つとして位置付けております。企業価値の向上を図る中で、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元は、経営の重要な責務であると認識しております
- 配当金の金額算定にあたっては、業績や設備投資・運転資金等の財務状況に応じて、適切な金額を検討・決定する方針です

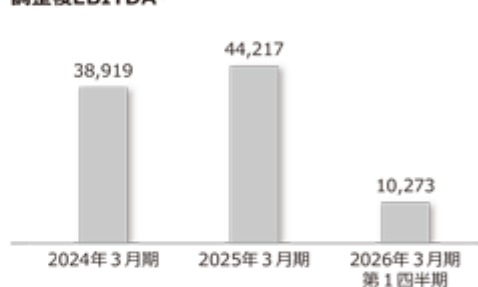
6 主要財務数値

(百万円)

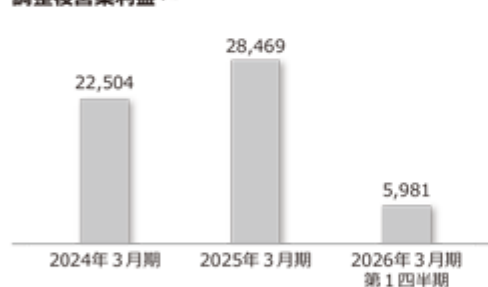
売上収益/売上総利益率



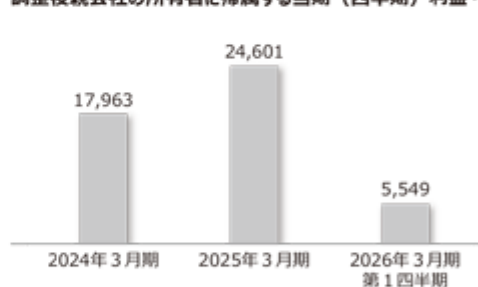
調整後EBITDA*1



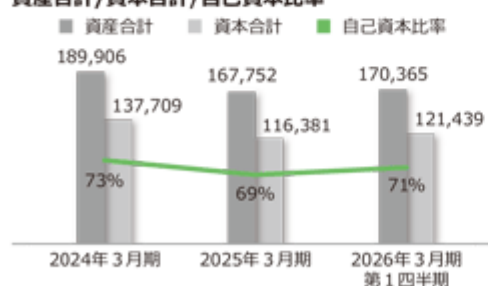
調整後営業利益*2



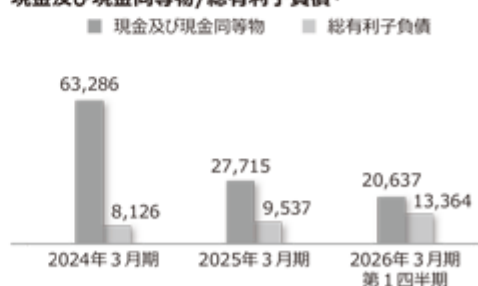
調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益*3



資産合計/資本合計/自己資本比率



現金及び現金同等物/総有利子負債*4



(注)

*1：調整後EBITDA＝当期（四半期）利益＋法人所得税費用－金融収益＋金融費用＋減価償却費及び償却費＋減損損失＋スタンダードローン・上場準備費用＋株式報酬費用＋資本再編の検討に要した費用

*2：調整後営業利益＝営業利益＋減損損失＋スタンダードローン・上場準備費用＋株式報酬費用＋資本再編の検討に要した費用

*3：調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益＝親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益＋減損損失＋スタンダードローン・上場準備費用＋株式報酬費用＋資本再編の検討に要した費用＋資本再編に伴う株式譲渡課税＋欧州連結子会社の繰延税金資産の回収可能性見直し＋調整項目に対する税金調整額

*4：総有利子負債は、借入金（流動負債）＋借入金（非流動負債）＋リース負債（流動負債）＋リース負債（非流動負債）

7

業績等の推移

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次		国際会計基準		
		第3期	第4期	第5期1Q
決算年月		2024年3月	2025年3月	2025年6月
売上収益	(百万円)	107,086	117,974	30,076
売上総利益	(百万円)	31,575	41,128	9,811
営業利益	(百万円)	19,827	28,199	5,875
税引前（四半期）利益	(百万円)	22,901	30,771	6,799
親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益	(百万円)	16,105	9,945	5,475
親会社の所有者に帰属する当期（四半期）包括利益	(百万円)	27,086	5,633	5,045
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	137,709	116,381	121,439
総資産額	(百万円)	189,906	167,752	170,365
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,377.07	1,260.98	－
基本的1株当たり当期（四半期）利益	(円)	161.05	104.16	59.33
希薄化後1株当たり当期（四半期）利益	(円)	159.59	101.22	57.60
親会社所有者帰属持分比率	(%)	72.5	69.4	71.3
親会社所有者帰属持分利益率	(%)	13.0	7.8	－
株価収益率	(倍)	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	28,638	26,227	9,027
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△13,896	△32,885	△15,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△1,608	△28,536	△174
現金及び現金同等物の期末（四半期期末）残高	(百万円)	63,286	27,715	20,637
従業員数 [ほか、臨時雇用人員数]	(名)	1,747 [97]	1,869 [108]	－ [－]

(注)

1. 第2期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております
2. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません
3. 第3期、第4期、第5期1QのIFRSに基づく連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第210条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任あずさ監査法人の監査または期中レビューを受けております
4. 従業員数は出向社員を除き、受入出向社員を含む就業人員数であります
5. 臨時従業員数は、契約社員、パートタイマー及びアルバイトであり、外書きしております

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準		
	第2期	第3期	第4期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上収益 (百万円)	100,782	107,086	117,974
税引前利益 (百万円)	29,366	22,901	30,771
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	22,159	16,105	9,945
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	27,293	27,086	5,633
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	110,604	137,709	116,381
総資産額 (百万円)	157,963	189,906	167,752
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,106.03	1,377.07	1,260.98
基本的1株当たり当期利益 (円)	221.60	161.05	104.16
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	221.48	159.59	101.22
親会社所有者帰属持分比率 (%)	70.0	72.5	69.4
親会社所有者帰属持分利益率 (%)	22.9	13.0	7.8
株価収益率 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	43,335	28,638	26,227
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,648	13,896	32,885
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,347	1,608	28,536
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	45,698	63,286	27,715
従業員数 [外、臨時従業員数] (名)	1,698 [79]	1,747 [97]	1,869 [108]

(注) 1. 第2期より国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

3. 第2期、第3期及び第4期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

4. 従業員数は出向社員を除き、受入出向社員を含む就業人員数であります。

5. 臨時従業員数は、契約社員、パートタイマー及びアルバイトであり、外書きしております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準			
	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	—	21,556	21,899	23,258
経常利益 (百万円)	—	13,721	7,247	27,042
当期純利益 (百万円)	—	10,891	5,238	23,091
資本金 (百万円)	50	400	400	400
発行済株式総数 (株)	50,000,000	100,000,000	100,000,000	92,291,220
純資産額 (百万円)	50	93,512	98,751	94,845
総資産額 (百万円)	50	102,407	111,680	168,185
1株当たり純資産額 (円)	1.00	935.11	987.49	1,027.63
1株当たり配当額 (円)	—	—	90.0	—
1株当たり当期純利益 (円)	—	108.91	52.38	241.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	108.86	51.91	235.03
自己資本比率 (%)	100.0	91.3	88.4	56.4
自己資本利益率 (%)	—	11.6	5.3	24.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	171.8	—
従業員数 [外、臨時従業員数] (名)	— [—]	386 [54]	425 [76]	452 [88]

- (注) 1. 当社は2021年12月13日設立のため、第1期は2021年12月13日から2022年3月31日までの期間となっております。なお、凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社、以下同様であります。)から実質的に事業を承継したのは第2期からであり、第1期における収益及び費用の計上はありません。また、第1期末における人員はありません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、第3期以外は配当を実施していないため記載しておりません。
3. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。第1期及び第2期の財務諸表については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
6. 従業員数は、出向社員を除き、受入出向社員を含む就業人員数であります。
7. 臨時従業員数は、契約社員、パートタイマー及びアルバイトであり、外書きしております。

2 【沿革】

当社の前身は、凸版印刷株式会社グループ(以下「TOPPANグループ」という。)のフォトマスク事業及びそれに付随又は関連する事業となります。

2020年代に入り、半導体市場の急速な成長によってフォトマスクの市場は新たな局面を迎え、事業の継続的な拡大・成長のためには、市場環境の変化や顧客動向を見極めながら、これまで以上に迅速かつ柔軟な研究開発投資と設備投資が求められるようになりました。

こうした中、TOPPANグループはフォトマスク事業及びそれに付随又は関連する事業については独立した企業体として経営の自由度を高めることによって、半導体市場のニーズを捉えた投資をスピーディーに実行し、より一層の成長と競争力の強化を実現・継続していくことが、当事業の価値向上に資するとの判断に至りました。

その結果、当社は2021年12月13日に、TOPPANグループのフォトマスク事業及びそれに付随又は関連する事業の承継会社として設立され、2022年4月1日に権利義務を承継する吸収分割に合わせ、独立系投資ファンドであるインテグラル株式会社(以下、同社及び同社が運用アドバイザーを務める投資ファンドを総称して「インテグラルグループ」とする。)を出資パートナーに迎えて事業を開始しております。

(当社設立前)

年月	概要
1961年	シリコントランジスタ製造用フォトマスクの試作成功
1968年3月	朝霞工場精密部品棟にクリーンルームが完成 シリコントランジスタマスクの量産を開始
1970年9月	滋賀精密工場竣工
1974年12月	朝霞精密電子第一工場を竣工 最新鋭設備と高性能クリーンルームを完備
1986年2月	朝霞精密電子第二工場を竣工
1997年3月	中華映管股份有限公司、揚博科技股份有限公司と合併で、中華凸版電子股份有限公司(現：中華科盛德光罩股份有限公司)を設立
1998年8月	滋賀工場でのフォトマスク新棟が竣工
2003年2月	朝霞第三工場竣工
2005年4月	DuPont Photomasks, Inc.の株式取得に関する手続き完了。Toppan Photomasks, Inc.(現：Tekscend Photomask US Inc.)が始動
2014年5月	中国科学院上海微系統与信息技術研究所が保有する上海凸版光掩模有限公司(現：上海徐匯科盛德半導体有限公司)の持分28.5%を買取り、完全子会社化
2015年3月	中華映管股份有限公司が保有する中華凸版電子股份有限公司(現：中華科盛德光罩股份有限公司)の株式を取得し、子会社化
2015年4月	上海凸版光掩模有限公司が新工場を建設 製造ラインを拡充しフォトマスクの生産能力を増強
2019年8月	Toppan Photomasks Round Rock, Inc.(現：Tekscend Photomask Round Rock Inc.)を設立 GlobalFoundriesの内製マスクライン生産設備を購入、移設し、米国内のGlobalFoundriesウェハ工場向けにフォトマスクを供給

(当社設立後)

年月	概要
2022年4月	株式会社トッパンフォトマスク(現：テクセンドフォトマスク株式会社)が凸版印刷株式会社よりフォトマスク事業を承継 当社株式の49.9%を凸版印刷株式会社からインテグラルグループが取得
2023年7月	本社を汐留シティセンターに移転
2024年11月	商号をテクセンドフォトマスク株式会社に変更

3 【事業の内容】

当社は、半導体用フォトマスクの製造・販売会社として、TOPPANグループから吸収分割により事業を継承する会社として設立され、2022年4月より営業を開始しました。

当社グループは、当社、連結子会社13社及び持分法適用会社2社の計16社で構成されており、世界各地に広がるサービネットワークと主要な半導体需要地域に所在する8つの製造拠点を活用し、EUVフォトマスク生産などを手掛ける等、業界最先端の技術開発力で、外販フォトマスク市場のリーディングカンパニーとして事業活動を行っております。また、微細加工技術を応用し、ナノインプリントモールド等の新事業領域の開拓を進めております。

当社グループの事業は、前身であるTOPPANグループにおいて印刷テクノロジーの一つである微細加工技術を応用し、1968年にトランジスタ用のマスクの量産を開始したことに端を発しております。以来、半世紀以上に及ぶ歴史の中で、台湾に中華凸版電子股份有限公司(現：中華科盛徳光罩股份有限公司)を設立し、またDuPont Photomasks Inc.を買収することで、今日では世界各国に製造拠点を有する外販フォトマスクメーカーとして、2024年において半導体向け外販フォトマスク市場におけるシェア38.9%というトップの位置にあります。(出典：SEMI「2024 PHOTOMASK CHARACTERIZATION STUDY」)

当社グループの報告セグメントはフォトマスク事業の単一セグメントであります。事業の内容の記載にあたりましては、以下「フォトマスク事業領域」と「新事業領域」に区分して記載いたします。

(フォトマスク事業領域)

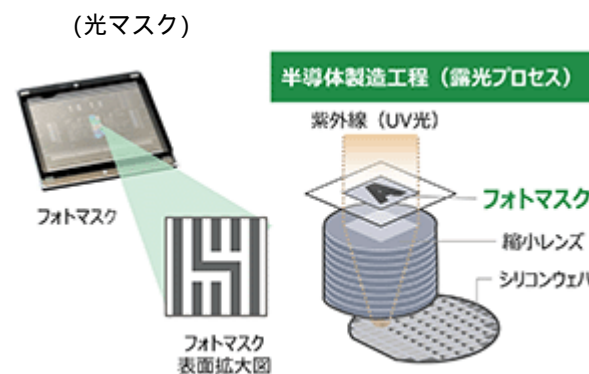
フォトマスクとは、フォトリソグラフィ技術において、対象物に任意の図形(パターン)を転写するための原版となるガラス基板であり、一般に写真のネガに例えられます。

今日では半導体製造工程の一つである露光(リソグラフィ)プロセスにおいて広く使用されており、フォトマスク上の半導体回路パターンをシリコンウェハ上に縮小露光することにより微細な回路パターンを形成することが可能となります。当社グループでは、半導体メーカーや研究機関等の顧客から量産及び試作・研究開発用途で、様々な高精細フォトマスクの製造を受託しております。

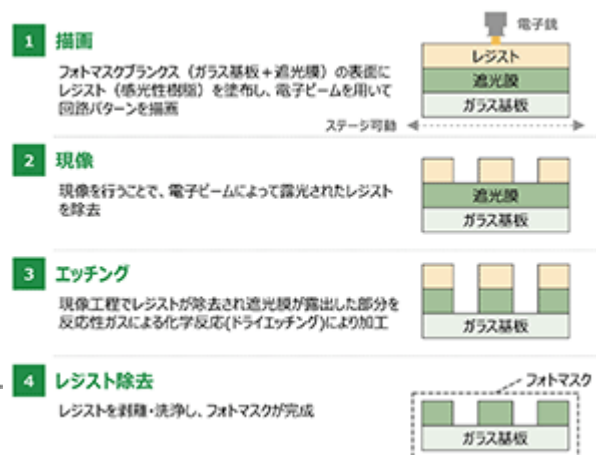
半導体用フォトマスクは、半導体製造プロセスにおける「金型」として極めて重要な役割を果たすものであり、微細かつ高精度な製品を短納期で納入することが求められます。

フォトマスクは、顧客より支給された半導体回路のパターンデータをもとに、電子ビーム等でマスクブランクス(ガラス基板上に遮光膜を成膜し、その上に感光材であるフォトレジストをコーティングしたもの)上に回路パターンを描画し、現像・エッチングを経て製造されます。顧客に納入するに際しては、この後、各種寸法の測定や外観形状の検査を経て、顧客が要求する精度・仕様に合致していることの品質保証が必要となります。

半導体用フォトマスクの使用イメージ



半導体用フォトマスクの製造工程



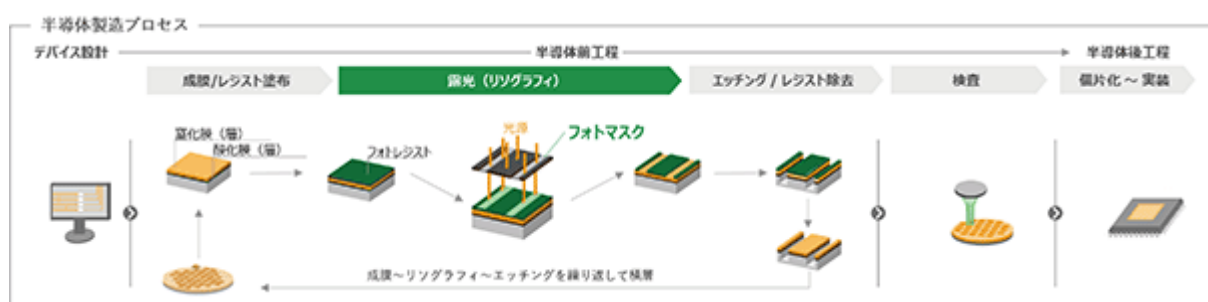
a 半導体用フォトマスクについて

(a) 業界構造及び当社グループの事業領域について

半導体市場におけるビジネスモデルは、時代とともに大きく変化しており、かつては設計から製造まで一貫して行う垂直統合型が主流でしたが、1980年代後半以降、微細化競争の激化に伴い、水平分業型が台頭しました。今日の市場は、半導体の設計から製造、販売までを一貫して行う垂直統合型デバイスメーカー「IDM(Integrated Device Manufacturer)」が存続している一方、水平分業型モデルにおける自社で製造工程を持たない「ファブレス」と呼ばれるモデルとして、半導体設計のみを手掛ける「デザインハウス」と、実際にその半導体製造を請け負う「ファウンドリ」と呼ばれるプレイヤーによって構成されております。

IDMがフォトマスクを自社で内作する方針を継続してきた一方、水平分業化の潮流の中で、ファウンドリにおいてはフォトマスクの生産を100%外部委託するモデルも確立されました。これにより、半導体用フォトマスクは内作と外販という2つの大きな市場を形成しております。

当社グループは外販フォトマスクメーカーとして、内作機能を持たないファウンドリからの需要に加え、内作において生産キャパシティを超過した際のフォトマスク需要についても製造を委託されております。半導体デバイス製造工程におけるフォトマスクの位置づけを図に示すと以下のとおりとなります。



(b) 需要構造について

半導体デバイスは、主にロジック半導体とメモリ半導体に大別されます。

ロジック半導体は、電子機器の頭脳とも呼べるもので、情報を処理し、論理演算や制御を行うものであり、CPU(中央処理装置)やGPU(画像処理装置)等がこれに該当します。汎用的なものから特定のアプリケーションに特化したものまで幅広い製品が存在しますが、基本的にはアプリケーションごとに開発設計がなされます。特に先端品領域では微細化技術の進展に伴う設備投資負担の高まりから、前述の水平分業化が進んでおります。

メモリ半導体は、データを記憶するための半導体であり、短期記憶向けのDRAMや長期記憶向けのNAND型フラッシュメモリ等が該当します。メモリ半導体は主に同一製品を大口ロットで量産・在庫販売するものであるため、メモリ半導体メーカーは規模の経済を追求するため垂直統合型が主流となります。そのため、ロジック半導体と比較して、メモリ半導体用フォトマスクはIDMによる内作の割合が高い市場となります。当社グループにおいては、ロジック半導体用フォトマスクが主軸製品となり、メモリ半導体用フォトマスクについては主に内作を持たないメモリサプライヤー向けにDRAM用フォトマスクの製造を請け負っております。

当社グループにおける半導体用フォトマスクの生産量は、フォトマスクが回路原版として使われるため、単に半導体市場全体の製造ボリュームに比例するものではなく、回路パターンの複雑さや半導体デバイスの設計件数に影響を受けます。そのため、同一製品を大量生産するメモリ半導体市場よりもロジック半導体市場の動向に左右されやすい傾向にあるといえます。

また、半導体市場においては微細化の度合いを、回路線幅等に基づくプロセスノードによって分類し、「〇〇ナノメートル」と表現しております。基準値はその時代々々によって流動的であるものの、プレイヤーの限られる先端技術を用いて作られるものを「先端ノード」、技術的に普及が進んだものを「レガシーノード」と大別されております。かつては微細化が進むことで既存のレガシーノード需要が先端ノードに置き換えられてしまうという、プロセスマイグレーションの考え方が一般的でしたが、現代ではIoTや車載向けなど、必ずしも最先端の技術を必要としない半導体デバイスの量的需要が増加したことで、先端ノードはもちろんのこと、レガシーノードにおいても市場規模の拡大が続いております。

半導体用フォトマスクの需要は、半導体デバイスメーカーにおける新たな技術ノードへの対応や、新たな生産プロセス構築のための「研究開発・試作生産フェーズ」と既に確立した生産プロセスを用いる「量産フェーズ」のそれぞれにおいて発生します。

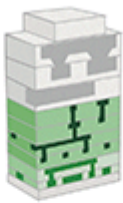
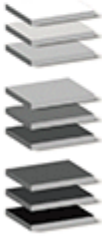
そのため、半導体デバイスそのものの量的需要とは別に、半導体デバイスメーカーの技術開発・製品開発が続く限り、一定の需要が継続安定的に発生いたします。また、研究開発段階において半導体用フォトマスクを提供するパートナーに選ばれることにより、当社グループのフォトマスクが顧客の生産プロセスにおける基準として採用されるため、以後の量産段階における半導体用フォトマスク需要において、当社に最適化された製造仕様が適用されることで、セカンドベンダーとして他社が参入を図る際の技術的な参入障壁となります。そのため、当社グループでは自社における研究開発や顧客等との共同開発等に対して積極的な人的投資・設備投資を実行し、顧客の上流段階からの技術要求に精確かつ柔軟に対応できる技術・開発体制、並びに生産体制を構築しております。

半導体用フォトマスクの構造

半導体デバイスは、同一のシリコンウェハ上にフォトリソグラフィ工程を複数回繰り返し、回路パターンを多層(レイヤー)構造で成形することで生産されます。したがって、一つの半導体デバイスに対しフォトリソグラフィの回数分だけ複数枚のフォトマスクが必要となり、これらは一つのセットとして使用されます。

フォトマスクに要求される微細化の精度は各レイヤーにおいて異なり、一般に、微細化が進むと高精度なレイヤー(クリティカルレイヤー)において要求される加工精度がより微細なものとなるとともに、回路パターンの積層にあたっては低精度(ラフレイヤー)～中精度のレイヤー(ミドルレイヤー)も必要となるため、セットあたりのフォトマスク枚数も増加し、マスクセット単価が上昇する構造となっております。

また、ウェハ工程の歩留まり向上など、デバイスメーカーにおいてフォトマスクをセットで効率的に運用するには、フォトマスクの仕上がり傾向やレイヤー間の重ね合わせ精度が重要となります。このことから、通常フォトマスクを外注する場合は同一のフォトマスクベンダーにセット単位で発注されます。

プロセスノード	130-110nm	90-40nm	28-7nm
半導体チップ断面 (積層構造)			
露光工程で必要となる フォトマスクのセット			
1セットあたりの フォトマスク枚数	35-40	40-55	50-80

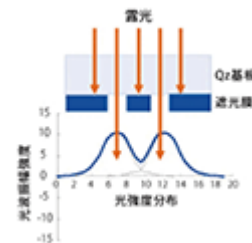
b 当社グループ製品

当社グループは顧客より支給される仕様に基づく完全受注生産のため、当社グループの独自の製品ラインナップと呼べるものは存在しません。他方、フォトマスクはその構造に基づき、以下のように大別することができ、当社グループでは顧客の要求仕様に合わせて各種フォトマスクの生産を受託しております。

(a) バイナリーマスク

バイナリーマスクとは単純な遮光膜のパターンのみで形成されるマスクです。単純に光を透過する／遮断するという機能のみのマスクで、主として露光波長以上の太さのパターン形成に用いられます。

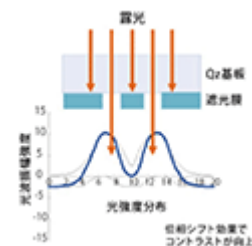
近年、半導体における先端領域である32nm以細で使用される液浸露光と呼ばれるリソグラフィ技術においては、ハーフトーン形位相シフトマスクよりもバイナリーマスクの方に優位性がある事が判明したことに伴い、当社では blanks（ blanks : Opaque MoSi on Glass）を開発、寸法精度及び解像性の高いバイナリーマスクの作成を可能にしました。



(b) 位相シフトマスク

位相シフトマスク (Phase-Shifting Mask : PSM) とは、光の位相や透過率を制御する事で、ウェハへの露光時の解像度や焦点深度 (DOF : Depth of Focus) を改善し、転写特性を向上させたフォトマスクです。露光波長以下のリソグラフィでは標準的に使用されている技術であり、代表的なものに「ハーフトーン型 (Attenuated PSM)」や「レベンソン型 (Alternative PSM)」等があります。

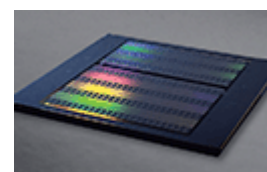
前述OMOG blanks が普及した現在でも、いまだ量的需要が多くある一方、位相シフトマスクは描画工程を複数回必要とすることなどから、バイナリーマスクに比べて製造工程が煩雑となります。当社では良品率の維持・改善により安定的な供給体制の実現とコスト抑制に努めております。



(c) EUVフォトマスク

EUVフォトマスクは次世代フォトリソグラフィの第一候補として挙げられている技術であり、既存の DUV 光 (ArF : 193nm) よりもさらに短い波長の EUV 光 (13.56nm) を用いるので、より微細なパターンの露光が可能となります。従来の DUV 光を用いた技術とは異なり、EUV はガラスに吸収されてしまい透過することができず、ガラスレンズによる光の屈折現象で集光が出来ないため、半導体製造プロセスにおけるウェハ露光機及びフォトマスクはいずれも透過型ではなく反射型の光学系となります。

現在は大手 IDM を中心にウェハ工程での採用が進んでおり、多くの EUV フォトマスクは内作マスクショップより供給されておりますが、今後内作マスクショップを持たないファンドリ等でも微細化の追従により EUV リソグラフィ工程が採用されていくことが想定され、当社グループでは当該需要の取り込みに向け、関連する研究機関や技術顧客へ向けた試作品の提供を開始しております。



c 当社グループの生産体制について

当社グループでは、アジア5工場、米国1工場、欧州2工場の計8工場でフォトマスクの製造を行っております(シンガポールのみ、2025年現在、フォトマスク製造工程において前工程にあたるデータ処理工程のみを行っておりますが、2026年に新工場が稼働予定です。)。外販フォトマスクの生産においては納期が非常に重要であり、顧客デバイスメーカーより回路パターンデータを受領後、通常、最先端品でも2週間程度、レガシー品では2～3日程度と、極めて短い納期で納入することが要求されます。そのため、基本的に地産地消によって顧客の近くに工場を構え生産することが最良とされております。他方で、半導体需要はその時々、地域や顧客の事情により変動が大きいため、ある工場において単一の顧客又は工場が立地する地域顧客のみをもって工場の稼働率を常に高く維持することは困難であり、現地の最大需要に合わせて設備投資をすることは事業上のリスクを高めると考えられます。同様に、安易に設備投資、キャパシティ拡張を行うことが難しいため、繁忙期には需要が現地の生産キャパシティを超過する事態も発生し得ます。

当社グループではアジア・北米・欧州全ての地域で現地供給できる体制を整えており、現地顧客に対し短納期で製品を提供することはもちろん、繁忙期において現地工場のみでは対応しきれない顧客需要について、グループ内部の生産委託によって他地域の工場から供給する柔軟な製造体制を構築しております。これにより複数工場間で生産需要・キャパシティを平準化し、グローバル全体での工場稼働率を高く維持することを可能としております。

当社グループの生産体制



d 当社グループの優位性

(a) 技術開発の優位性について

当社グループでは、材料ベンダーと共同で先端マスクブランクスを開発を行っております。これにより材料の組成に関与し深い知見を得ることで、先端フォトマスクの生産において、自社の加工プロセスを最適化することが可能となっております。フォトマスクブランクスはウェハの生産プロセスにも影響を与えるため、顧客プロセスへの最適化も企図したブランクスを開発し、同材料の採用を顧客に提案することで、先端品フォトマスク需要をいち早く取り込むことにも寄与しております。過去の開発成果の一つとして、バイナリーマスクでありながら高い精度を実現するOMOG材は、当社での採用にとどまらず、共同開発者であるブランクスベンダーを通して販売され、広く業界内に普及しております。現在は次世代EUV技術であるHigh-NA 向けEUVフォトマスクブランクスの開発にも取り組んでおり、EUV領域においても当社の開発した技術が業界標準となることを目指しております。

材料開発は、同時に知的財産権による当社グループの優位性構築にも寄与しており、導入初期において販売制限によって他社の参入を排除することはもちろんのこと、普及期においてはロイヤリティ収入を得る形で当社の業績に寄与することになります。

生産技術においても、過去の技術開発ノウハウとそのデータ蓄積に加え、AIの活用により、精度・効率の高いプロセス条件を早期に確立し生産性や良品率の向上を図っております。当社グループのノウハウは当社グループの生産プロセス改善のみならず、顧客プロセスの生産性向上も視野に、特に、HAZE と呼ばれる顧客の生産プロセスにおいて同じフォトマスクを繰り返し使用することで発生するフォトマスクの品質低下に対し、それを抑制する取り組みを強化しております。HAZEが発生した際は当該フォトマスクのHAZEを除去するメンテナンス作業が必要となるところ、HAZEの抑制は顧客生産ラインの稼働率の維持・向上に直結するため、そのような課題を抱える顧客からは一定の評価を得ているものと認識しております。

(b) 高度な生産キャパシティ管理について

当社グループではクリティカルレイヤーで必要となるクリティカルレイヤー向け先端生産設備のみならず、ラフレイヤー・ミドルレイヤーで必要となるフォトマスクのためのレガシー生産設備も多数保有しております。これにより先端半導体デバイスにおけるフォトマスクの需要に対し、クリティカル～ラフレイヤーまで、セット単位で対応することができることに加え、量的需要が旺盛なレガシー半導体向けにも対応することが可能であり、広範囲なテクノロジーノードの需要に対応することが可能となっております。

過去に普及したレガシーノード向け生産設備は、現在すでに市場から同じ機種を調達することが困難となっており、新たに調達する場合はオーバースペックとなる先端ノード向けの生産設備を購入せざるを得ません。当社グループではレガシーノード向けフォトマスク生産設備の延命・維持管理にも力を入れており、セルフメンテナンスのノウハウ構築や、EOL を迎えたパーツの代替品開発まで幅広く取り組んでおります。これによってレガシー設備の更新投資を最小化し、競合他社、とりわけ参入障壁の低いレガシーノード領域において新興フォトマスクメーカーに対し大きなコストアドバンテージを得ることにつなげております。

(c) グローバル生産体制によるタイムリーかつ柔軟な製品供給について

当社グループでは複数の製造拠点が連携して生産を行っており、製造拠点間のバックアップによって短納期での製品供給とBCP(事業継続計画)を実現しております。

通常、フォトマスクの生産に用いる描画機や検査機といった主要設備は、フォトマスク生産の受注前に顧客の使用許諾(認定)が必要であり、仮に同型機種であっても、その性能において個々に異なる傾向を示すことがあるため、工場が異なれば別個に認定を要求されることも少なくありません。当社グループでは、各生産設備のパラメータに補正をかけプロセス条件を最適化することで、異なる工場の生産設備を使用しても同じ特性の仕上がりとなるよう、サイト間・設備間のデータマッチング技術の高度化に注力しており、その成果として、短期間で複数の生産工場について認定を取得することを可能としております。

複数拠点での生産認定に加え、AIを用いた生産管理システムを構築することで、過去の生産データから各設備の工程能力や出荷までの工数を試算し、納期及び設備稼働の最適化を実現すべく、同生産管理システムの開発と改善に取り組んでおります。フォトマスクは顧客の半導体デバイスの設計に合わせた一点様の製品であり、製品の仕様とその時々各生産設備の稼働状況に合わせて、多岐に渡る使用すべき装置の組み合わせから、最適な工程順を検討する必要があります。特に、検査工程で欠陥が見つかった場合は修正工程と検査工程を複数回繰り返す可能性があるため、出荷納期のコントロールは容易ではありません。本生産管理システムを用いることで、納期予測の精度向上と、迅速かつ正確な顧客への納期回答を可能とし、得意先からの信頼向上や出荷枚数の増加を目指しております。

(d) 最先端領域での取り組みについて

当社グループでは、最先端領域において様々なパートナーとの共同開発プロジェクトに取り組んでおります。フォトマスクの材料ベンダー、生産設備ベンダーのみならず、Interuniversity Microelectronics Centre(imec)などの研究開発機関を介してウェハ工程も含めた様々な先端技術開発プレイヤーとの協働を展開しており、特に直近ではInternational Business Machines Corporation(IBM)社と2nm半導体向けEUVフォトマスクのプロセス共

同開発契約を締結しております。

また、当社内部の取り組みとしてもマルチビーム描画装置 を用いたEUVフォトマスク生産の技術深耕に加え、半導体製造工程のウェハプロセスにおける光の性質を考慮して、フォトマスク上の回路パターンの最適化を図るCurvilinear 技術の開発にも注力しており、EUVのみならず従来型の光リソグラフィにおける更なる技術進展にも対応すべく、技術開発・研究開発の取り組みを進めております。

(新事業領域)

当社グループは、半導体用フォトマスク事業を通じて培ったリソグラフィ技術を応用し、高精度なナノインプリント用モールド及びシリコンステンシルマスクを開発、製造しております。

a ナノインプリント用モールド

ナノインプリントとは、樹脂をモールドと呼ばれる型と基板で挟み込み硬化させることで、数十ナノメートル単位のパターンを転写する微細加工技術です。工程がシンプルなため、微細構造体を安価に再現性良く大量に製造する技術として期待されております。当社グループは、半導体用フォトマスク事業を通じて培ったリソグラフィ技術を応用し、高精度なナノインプリント用モールドを開発、製造しております。

b シリコンステンシルマスク

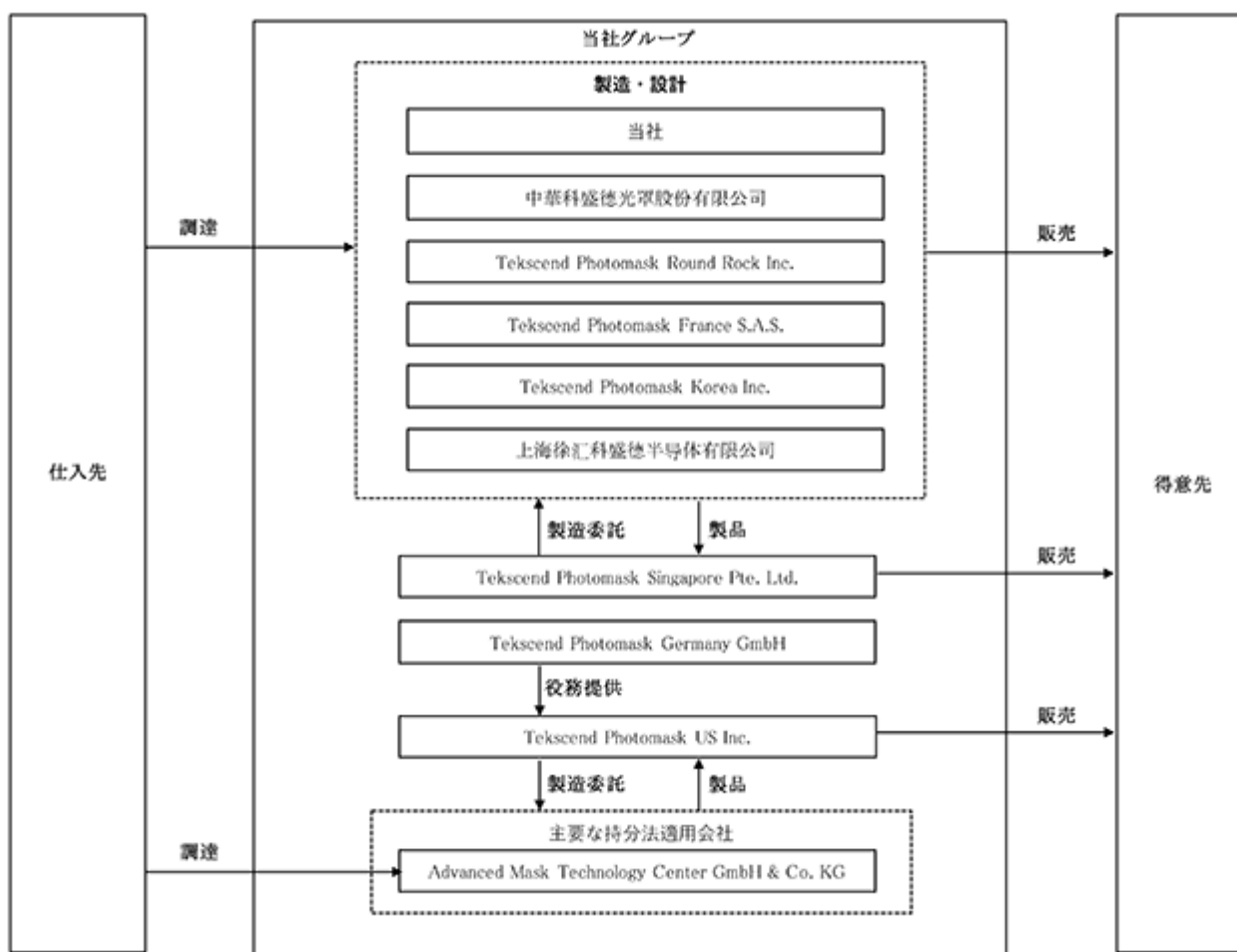
シリコンステンシルマスクは、パターンを形成するためにナノスケールの貫通開口を加工した電子ビームリソグラフィ(EBリソグラフィ：Electron Beam Lithography)用のフォトマスクです。EBリソグラフィは、先端のマスクを作製するための技術として、半導体業界で研究が進められております。当社グループは微細加工技術をコア技術としてステンシルマスクの開発を進め、供給体制を構築しております。

(用語)

フォトリソグラフィ	紫外線(UV)、深紫外線(DUV)、極端紫外線(EUV)などの光源を用いて回路パターンを転写する工程
プロセスノード	プロセスノードとは、半導体製造における微細加工技術の世代や規模を示す指標であり、一般的には、トランジスタのサイズ(ゲート長)や回路の線幅などの最小寸法をナノメートル(nm)単位で表す。「プロセス」を略して単に「ノード」と呼ぶこともある。
IoT	"Internet of Things(モノのインターネット)"の略で、さまざまな「モノ」がインターネットに接続され、情報をやり取りする仕組みのこと。従来は人がパソコンやスマートフォンを使ってインターネットにアクセスしていましたが、IoTでは身の回りの「モノ」自体がネットに接続される。
新型バイナリブランクス(OMOG：Opaque MoSi on Glass)	遮光膜にCr(クロム)に従来型のバイナリブランクスに代わり、当社が材料メーカーと共同開発した、MoSi(モリブデン・シリサイド)を使用したバイナリブランクスのこと。
ハーフトーン型(Attenuated PSM)	180度の位相差を付けた半透明遮光膜を用いたフォトマスクのこと。光は物質を透過する時に伝播速度が遅れ、その分だけ位相が変わることから、その性質を利用して、半透明な遮光膜をフォトマスク上に付けるとパターンの部分で局所的に位相を変えることが可能となる。
レベンソン型(Alternative PSM)	フォトマスクに光の位相差を発生させる透明膜を付けたり、フォトマスクのガラスをエッチングして位相差を発生させるタイプの位相シフトマスクのこと。
次世代フォトリソグラフィ	従来の光リソグラフィ技術の限界を超え、より小さなプロセスノードでの製造を可能にするリソグラフィ技術のこと。
DUV光	Deep Ultravioletの略で、フォトリソグラフィにおいて使用される深紫外線。
ArF	Argon Fluoride(フッ化アルゴン)エキシマレーザーのこと。半導体製造で用いられる特殊な光源。波長が193nmと非常に短いため、微細なパターンを形成するのに適している。
High-NA	EUVプロセスにおけるレンズ開口数NAを従来の0.33から0.55に高める技術。
HAZE	露光を繰り返すことで、露光エネルギーがフォトマスク表面のガス状異物に作用し、フォトマスク表面に曇りや成長性の異物を発生させる現象。
EOL	「End Of Life」の略称であり、ここではフォトマスク製造装置メーカーが旧世代機種に対する保守サービスや保守パーツの提供を終了すること。
マルチビーム描画装置	複数の電子ビームを同時に使用して回路パターンを描画する描画装置のこと。

Curvilinear	より複雑な設計のウェハを製造するために、フォトマスク上のパターンにスクエア(曲線)形状を利用する技術
-------------	--

(事業系統図)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
(親会社)					
TOPPANホールディングス株式会社	東京都台東区	104,986 百万円	情報コミュニケーション事業分野、生活・産業事業分野及びエレクトロニクス事業分野	被所有 50.1	役員の兼任 土地及び一部建物の賃貸借
(連結子会社)					
Tekscend Photomask US Inc.(注2、6)	米国 テキサス州	1 USドル	フォトマスク事業	100.0	役員の兼任 製品等の販売 材料等の購入
Tekscend Photomask Round Rock Inc.(注6)	米国 テキサス州	1 USドル	フォトマスク事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 製品等の販売 材料等の購入
Tekscend Photomask North America Inc.	米国 テキサス州	10千 USドル	フォトマスク事業	100.0	役員の兼任
Tekscend Photomask Germany GmbH	ドイツ ザクセン州	25千 ユーロ	フォトマスク事業	100.0	製品等の販売 材料等の購入
Tekscend Photomask GmbH(注5)	ドイツ ザクセン州	25千 ユーロ	フォトマスク事業	100.0	—
Tekscend Photomask France S.A.S.(注2)	フランス エソンヌ県	2,000千 ユーロ	フォトマスク事業	100.0	製品等の販売 材料等の購入
Tekscend Photomask Korea Inc.(注2、6)	韓国 京畿道	500百万 ウォン	フォトマスク事業	100.0	役員の兼任 製品等の販売 材料等の購入
Tekscend Photomask Singapore Pte. Ltd.(注2)	シンガポール	250千 USドル	フォトマスク事業	100.0	役員の兼任 製品等の販売
中華科盛徳光罩股份有限公司(注2、6)	台湾 桃園市	2,742百万 台湾ドル	フォトマスク事業	100.0	役員の兼任 製品等の販売 材料等の購入
上海徐匯科盛徳半導体有限公司(注2、6)	中国 上海市	93,434千 USドル	フォトマスク事業	100.0	役員の兼任 製品等の販売 材料等の購入
科盛徳半導体材料(上海)有限公司 (2024年4月設立)(注2)	中国 上海市	40,000千 USドル	フォトマスク事業	100.0 (100.0)	—
TEKSCEND PHOTOMASK HK COMPANY LIMITED(注2)	中国 香港特別行政区	40,000千 USドル	フォトマスク事業	100.0 (100.0)	—
TEKSCEND PHOTOMASK CAYMAN INC.(注2)	ケイマン諸島	40,000千 USドル	フォトマスク事業	100.0	—
(持分法適用関連会社)					
Advanced Mask Technology Center GmbH & Co. KG(注7)	ドイツ ザクセン州	6,000千 ユーロ	フォトマスク事業	50.0 (50.0)	製品等の販売 材料等の購入
Maskhouse Building Administration GmbH & Co. KG(注7)	ドイツ ザクセン州	10,000千 ユーロ	フォトマスク事業	50.0 (50.0)	—
(その他の関係会社)					
Iceインテグラル2投資事業有限責任組合	東京都 千代田区	—	投資事業	被所有 20.9	—

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. TOPPANホールディングス株式会社以外に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は間接所有割合で内数です。
5. Tekscend Photomask GmbHは休眠会社です。
6. Tekscend Photomask US Inc.、Tekscend Photomask Round Rock Inc.、Tekscend Photomask Korea Inc.、中華科盛德光罩股份有限公司及び上海徐匯科盛德半導体有限公司については、売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は以下のとおりです。なお、Tekscend Photomask US Inc.、Tekscend Photomask Round Rock Inc.、Tekscend Photomask Korea Inc.及び上海徐匯科盛德半導体有限公司における主要な損益情報等については、米国会計基準に基づいております。
7. 持分法適用関連会社の2社に関しては、GlobalFoundriesが50%の持分を保有しております。

会社名	売上収益 (百万円)	営業利益 または 営業損失() (百万円)	当期利益 または 当期損失() (百万円)	総資産額 (百万円)	純資産額 (百万円)
Tekscend Photomask US Inc.	19,426	1,354	36	113,133	100,929
Tekscend Photomask Round Rock Inc.	21,859	409	347	20,964	4,717
Tekscend Photomask Korea Inc.	18,430	4,144	3,646	20,077	15,298
中華科盛德光罩股份有限公司	37,813	15,835	13,058	36,653	26,603
上海徐匯科盛德半導体有限公司	19,113	2,041	2,195	25,026	17,635

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
フォトマスク事業	1,899 [115]
合計	1,899 [115]

- (注) 1. 従業員数は、出向社員を除き、受入出向社員を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
 3. 臨時従業員は、契約社員、パートタイマー及びアルバイトであります。
 4. 当社グループの報告セグメントはフォトマスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしてありません。

(2) 提出会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
489 [82]	43.1	2.7	7,946

- (注) 1. 従業員数は、出向社員を除き、受入出向社員を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当社はフォトマスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしてありません。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、テクセンドフォトマスク労働組合と称し、2025年8月31日現在の組合員数は398人であり、上部団体の全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会(電機連合)に所属しております。なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

	当事業年度					補足説明
管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)				
		全労働者	正規雇用 労働者	うち 管理職	パート・ 有期労働者	
		8.5	100.0	79.3	79.5	
						—

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成3年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第64号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

連結子会社は、海外籍であり、また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象外となるため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本書提出日現在における経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

半導体生産における金型ともいべきフォトマスクは、半導体メーカーの内作マスクショップ又は当社グループのようなフォトマスク生産を専業とする外販マスクベンダーによって供給されており、半導体市場全体の歴史的な離合集散の中、内作・外販から成る今日のフォトマスク市場は限られたプレイヤーによって形成されております。

当社グループは長年培ってきたフォトマスクに関する微細加工技術及び生産技術により、世界各国に生産体制を有する外販フォトマスクベンダーとして、半導体向け外販フォトマスク市場におけるシェア38.9%と世界トップ(出典：SEMI「2024 PHOTOMASK CHARACTERIZATION STUDY」)の地位を確立しており、今後も質と量、最先端とレガシーといった全方位的な需要に対応していくことで、外販フォトマスクベンダーとしての現在の地位を堅持するとともに、市場の発展に寄与していく方針です。

具体的には、最先端領域では積極的な設備投資や人的投資、半導体メーカーや設備・材料ベンダーとの戦略的提携により、EUVフォトマスクをはじめとした新興技術の開発に注力してまいります。

また、レガシー領域に対しては計画的な装置の更新投資や、EOLとなった保守パーツの在庫確保、設備保守技術の内製対応、さらには第三者ベンダーとの代替保守パーツ共同開発など、様々な既存設備延命施策を実施するとともに、生産技術・生産管理の向上により、コスト競争力と生産キャパシティの維持・強化を図ってまいります。

さらに、フォトマスクの製造技術を応用したナノインプリントモールド製品などの事業化を進めており、今後はMRグラス向けWaveguide モールドやメタレンズ といった周辺事業領域も開拓することにより、半導体向けフォトマスク以外のビジネスポートフォリオの多様化を図ってまいります。

(2) 経営環境

経営状況

半導体市場は歴史的に微細化の追求とともに成長してきましたが、近年ではEUVリソグラフィの実用化等の技術革新により微細化競争は更に激化しており、最先端半導体メーカーは一桁ナノメートル台あるいは1ナノメートルより更に微細な次世代半導体の開発を追求しております。現在これら最先端半導体に用いられるフォトマスクは、その殆どが各半導体メーカーの内作フォトマスクショップにより供給されておりますが、今後他の半導体メーカーがこれら最先端領域にキャッチアップする際、その多くが内作マスクショップを持たないことから、先端半導体向けフォトマスクの外注需要が高まることが予想されます。同時に、現在最先端半導体を生産する半導体メーカーも、更なる微細化に経営資源を集中する目的で、現在内作で対応しているフォトマスクを外注化することも予想されます。

併せて、今日ではエッジAIやIoTといった過去には存在しなかった半導体の用途が拡充されたことにより、先端光マスクの需要も顕著に増加しており、多くの半導体メーカーにおいてフォトマスクの外注需要が増加しております。一方で、これまでレガシー半導体向けフォトマスク生産に使用されてきた各種の生産設備がEOLを迎えており、設備更新にあたってはオーバースペックとなる最新設備を導入せざるを得ず、コスト競争力が業界全体での課題となっております。

加えて、米中摩擦を筆頭に安全保障などの観点から、半導体市場はデカップリングが進みつつあり、各国において自国の半導体産業を確立すべく様々な産業支援策がとられております。これにより従来、国際的な水平分業モデルとして一極集中的な供給体制を取ってきた半導体業界全体、各プレイヤーが、各国地域に分散した製造拠点を構築する方針に舵を切ると共に、各地において新たなファウンドリが勃興する事態に発展しつつあります。

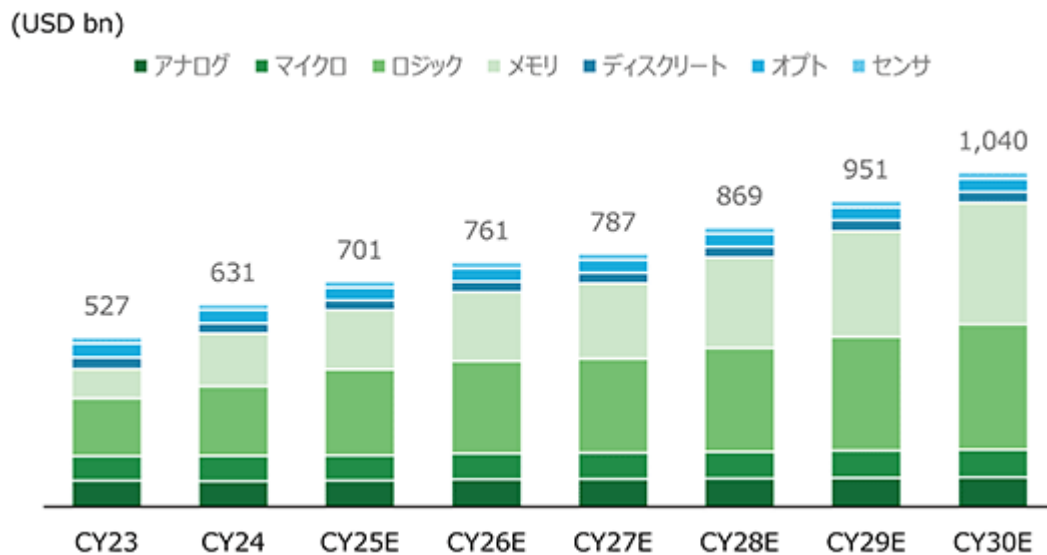
市場動向

2025年の半導体市場規模は前年比11.2%増の7,009億ドルになると予測されております(出典：WSTS「2025年春季半導体市場予測について」)。その大部分を占めるのがロジック半導体とメモリ半導体となりますが、中でもロジック半導体はASIC やASSP といった特定用途向け半導体において、産業機器向けや車載向けなどの用途拡大と性能の向上により半導体市場全体の成長を牽引しており(図1)、半導体用フォトマスクの需要も拡大しております。

2024年における世界の半導体フォトマスク市場は約55.6億ドルとなりました(出典：SEMI「2024 PHOTOMASK CHARACTERIZATION STUDY」)。ハイエンド品、特にEUVマスクの需要がけん引したことで前年比2.3%の増となりました。2025年はEUVの量産適用が更に加速することが想定され、半導体フォトマスク市場は、58.5億ドル(前年比5.3%増)まで成長することが見込まれております。

フォトマスク市場においては、内作の市場占有度が2024年でも63%(出典：SEMI「2024 PHOTOMASK CHARACTERIZATION STUDY」)と高いものの、コロナ禍を経て幅広いノードで半導体不足が顕在した現在、先端ノードを採用するファウンドリが事業拡大を続けていることに加え、IoTや車載用途の普及により、レガシーノードのデバイス需要も旺盛になっており、外販マスク市場は着実に市場規模を拡大しております(図2)。現在、レガシーノードにおいては、業界全体として製造装置の老朽化が進んでいることから、今後、既存の製造能力に制約が生じる懸念も高まっております。

(図1) 用途別半導体市場

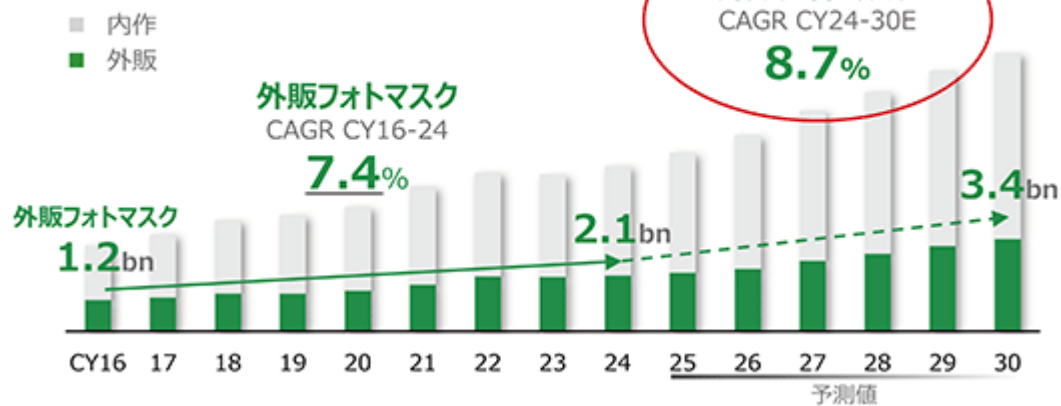


出典：世界半導体市場統計（CY23～CY26E）、及び富士経済「2025年 半導体材料市場の現在と将来展望」（CY27E～CY30E）に基づき当社にて作成

(図2) 半導体用フォトマスクの市場規模推移

外販フォトマスク市場の推移（売上高ベース）

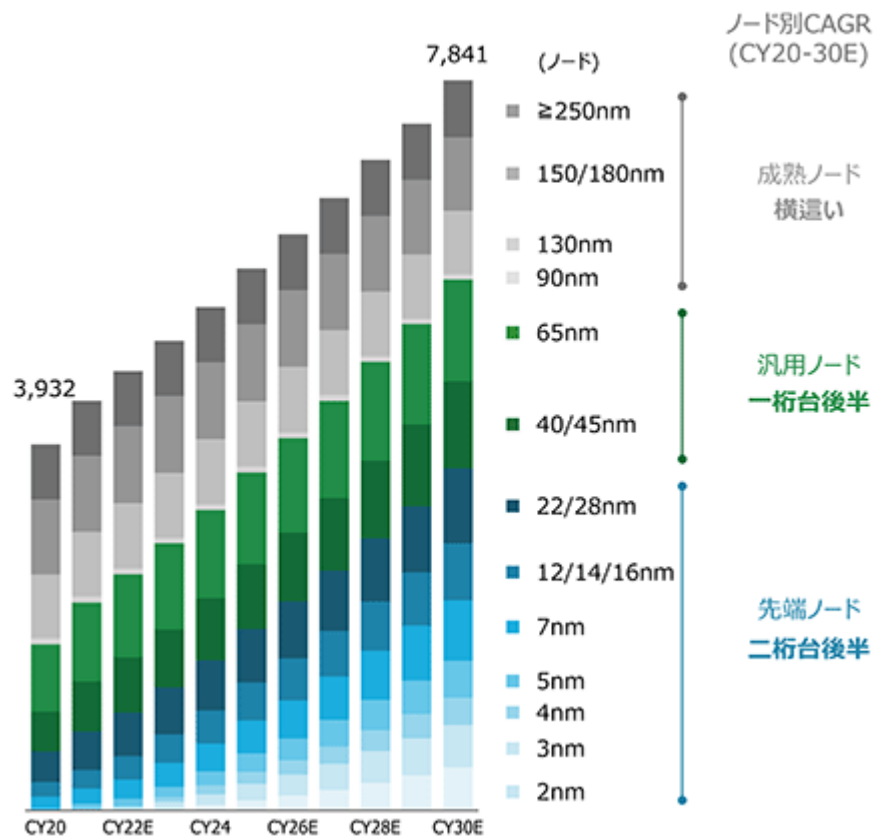
(USD bn)



出典：当社が調査を委託した第三者機関の調査に基づき当社にて作成

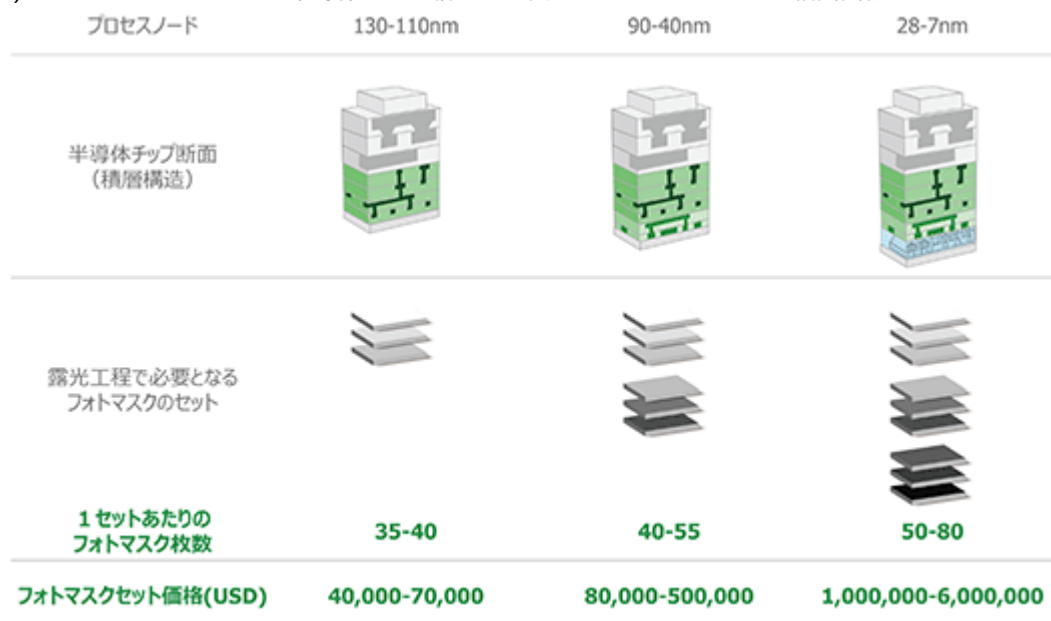
近年はファブレス・ファンダリモデルの定着に加え、半導体設計ツールの普及などを背景に、専用に設計した特定用途に特化した半導体チップの需要が、レガシー領域も含めて増加しております(図3)。フォトマスクは半導体チップ生産における原版であるところ、半導体用フォトマスク市場においては、レガシー領域の堅調な需要に加え、プロセスノードマイグレーション（微細化、より微細なプロセスノードへの生産移行）による先端ノード需要が増加傾向にあり、広範なプロセスノードにおいてフォトマスクの量的需要（フォトマスクセット数）が増加しております。特に最先端領域においては、微細化の進展に伴い、半導体のチップ構造がより多層化、複雑化するため、その生産に必要な1セット当たりのフォトマスク枚数が増加することに加え、1セットあたりのASP(平均販売価格)も上昇傾向にあります(図4)。

(図3) プロセスノード別半導体チップ設計数の推移



出典：IBS 「2025 Analysis on Design Starts」に基づき当社にて作成

(図4) プロセスノードごとの半導体チップ構造と必要となるフォトマスクの相関関係イメージ



出典：富士経済「2025年 半導体材料市場の現在と将来展望」に基づき当社にて作成

また、経済安全保障の観点から半導体サプライチェーンの自国・自地域回帰の動きが活発化しており、IDMやファウンドリの新工場・ライン建設への投資が加速傾向にあります。SEMI「World Fab Forecast 3Q23」による半導体製造拠点の建設開始数は以下のように推測されており、この傾向は当社グループのような外販フォトマスクベンダーにとっては追い風となると考えております。

(単位：拠点数)

	2023年～2027年(5年間)
全世界	+108
中国	+45
米国	+18
欧州	+12
日本	+11
台湾	+11
東南アジア	+7
韓国	+4

出典：SEMI「World Fab Forecast 3Q23」

以上のとおり、半導体市場の拡大、チップデザインの多様化、プロセスノードの微細化、自国・自地域回帰に伴う半導体デバイスの新工場・ラインの増加等を背景に、マスク外販需要は引き続き成長すると考えられます。併せて、今後内作がHigh-NA EUVに資金と人材を集中させ、既存ノードについては外販を活用する可能性が高いこと、並びに、ファウンドリが最先端ノードの適用を進めることで先端フォトマスクの外販需要の成長がさらに加速していくことが考えられます。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

フォトマスク事業の拡大

a フォトマスク事業成長領域の戦略的連携強化と成長

当社グループの持続的な成長実現には、市場成長が予想される地域に対し適切に設備投資を行い、生産能力を拡大するとともに、新たな技術領域に対して技術力・研究開発力を強化し差別化していくことが不可欠です。

地域軸では、各国地域における業界動向と産業政策や輸出規制等を注視しつつ、投資機会を見極めてまいりますが、特に量的需要の拡大が見込まれるアメリカ及び中国を除くアジア各国の需要を重視し、当社グループの生産能力拡大に向けた設備投資を進めてまいります。これまで市場成長をけん引してきた中国市場については、米中間のデカップリング強化と、それに伴い同国政府が進める国産化政策によって現地競合企業との競争が激化していることに鑑み、収益性を重視した選択的な事業展開と設備投資を行ってまいります。

いずれの地域においても、現地当局との関係構築や、有力な顧客との間に長期供給契約を締結することで安定的な取引関係を構築するなど、強固な事業基盤を構築することで、現在の当社グループのポジションを盤石なものとしていくことが重要であると考えております。

先端技術領域においては、当社グループは既に、同領域におけるフォトマスクの技術開発・生産に不可欠となるマルチビーム描画装置を朝霞工場及びドレスデン工場に導入済みであり、EUVフォトマスクの開発・生産に加え、Curvilinearなど最新技術を用いた光マスクの生産にも適用を進めております。特に、EUVフォトマスクに関しては、ブランクスメーカーと共同でHigh-NAリソグラフィ向けの新規ブランクス開発や、IBM社とのプロセス共同開発等を実施し、次世代のEUVフォトマスク開発において競合他社に先行することを目指しております。

b レガシー領域の戦略的強化

前掲「プロセスノード別半導体チップ設計数の推移」にあるように、今日の半導体市場では28nm以細の先端ノードのみならず、いわゆるレガシー半導体領域においても成長が見込まれております。これはAIやデータセンター向けに比較的高性能な半導体需要が増加する一方で、レガシー領域においてはIoTや自動運転など多様なアプリケーションの開発と普及により、必ずしも高い性能を必要としない半導体の量的需要が増加することに起因しております。

当社グループでは、こうした旺盛な需要に対するタイムリーなフォトマスク供給体制を維持すべく、各工場におけるレガシー装置について、グループ全体最適の目線で更新投資計画を策定し、効率的・計画的な更新に取り組んでおります。加えて、装置延命と自社内保守技術の高度化により稼働率の維持・向上と原価低減を図るとともに、元の装置ベンダーとは異なる後発ベンダーと連携した代替パーツの共同開発等も進めており、競争力のある生産設備ラインナップの確保に努めてまいります。

c グローバル製造拠点のバーチャル「1」工場化

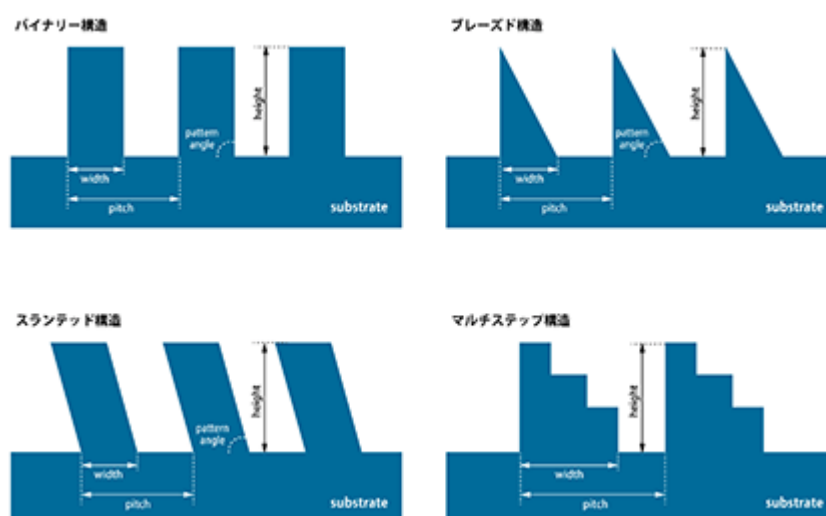
当社グループ各社では、得意先と同一国内に存在する製造拠点での生産を原則としながらも、顧客要求仕様や各製造拠点における稼働状況、生産能力等に鑑みて、拠点間で互いに生産委託を行うことにより、グループ全体で需給最適化及び生産量の最大化に努めております。本施策の更なる向上のため、8生産拠点が連携し、あたかも1つの工場(バーチャル「1」工場)として機能するよう、拠点間の生産委託の自動化と、生産日程計画におけるAIエンジンの開発・適用を推進し、ワークフロー改革に取り組んでおります。

新事業の開拓

当社グループでは、フォトマスク事業で培った微細加工技術を応用し、ナノインプリント技術において金型として用いられるモールドを製品化しております。ナノインプリント技術は多様な用途で応用が期待されておりますが、当社では特に今後大きな市場形成が期待されるARグラスに用いられるWaveguide用モールドを事業化すべく、現在普及しているバイナリー構造に加え、各種3D構造マスターモールドによる競争力のある製品の開発と顧客開拓を進めております。現在、日本及び欧州において3D構造マスターモールドの生産体制を構築しており、3Dモールド市場における当社グループのプレゼンスを強化し、顧客ニーズに迅速に応えられる体制の確立を推進しております。

さらに、中期的な戦略としてはナノインプリント技術を活用した試作ビジネスを日本で展開すべく、朝霞工場において試作ラインを構築するとともに、ARグラス市場が求める高品質な光学部品の開発能力を強化し、本格量産に向けたOEMやターンキーソリューションの提供体制を構築することを計画しております。

ナノインプリントモールドの形状



ESGの強化

当社グループは、社会的責任のある企業として、脱炭素・低炭素を目指す取り組みを積極的に推進しております。特に、フォトマスク製造には大きな電力を消費することを意識し、設備投資によるエネルギー効率の改善や、IoT技術を用いた運用管理の最適化を実施し、事業を拡大しながらも炭素排出量の削減に努めてまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な企業価値の向上につながる収益性の管理に加え、積極的な事業投資と財務の健全性の両立及び利益成長に応じた株主還元の強化を図るべく、「売上収益成長率」「営業利益率」を経営上の重要な経営指標として位置付けております。

(用語)

Waveguide	光を特定の方向に導くための光学デバイスのことで、AR/VRヘッドセットなどのデバイスで使用される。
メタレンズ	ナノスケールの構造を利用して光を精密に制御する光学デバイスのことで、スマートフォンカメラ、AR/VRデバイス、医療機器、LiDARシステムなど、多岐にわたる応用分野で使用される。
ASIC	「Application Specific Integrated Circuit」の略称。特定用途向けICのこと。
ASSP	「Application Specific Standard Product」の略称。特定用途向け専用標準ICのこと。
マスターモールド	ナノインプリント技術において使用される金型のこと。当社では3D構造のマスターモールドをフォトマスク事業で培ったリソグラフィ技術により作成している。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般への対応

サステナビリティに関する考え方

当社グループは、お客様、株主の皆様、取引先、地域社会、従業員といった様々なステークホルダーから信頼される企業グループを目指し、事業の発展と持続可能な環境・社会の実現に向けた貢献を両立することで、企業価値の向上に努めてまいります。そのためには、事業の継続的な拡大・成長のみならず、サステナビリティを意識した経営が不可欠であると考えています。

また、ガバナンス体制の強化や、マテリアリティの特定やそれに沿った指標・目標の設定等、サステナビリティを意識した経営を実践するための取り組みを行っており、中でも半導体サプライチェーン全体の環境負荷の最小化と持続可能な社会の実現は当社グループの責務であると考え、CSR基本方針書を制定し、RBA行動規範に沿った事業活動を推進しております。

ガバナンス

当社グループは、サステナビリティへの取り組みを推進する機関として、代表取締役社長を委員長とし、委員としてグループ各社の業務執行責任者及び経営監査部門から構成される「ESG委員会」を設置し、四半期毎に開催しております。同委員会では、気候変動を含むサステナビリティ全般に係る課題・施策について情報共有を行うとともに、今後の取り組み、施策に関する議論を行い、重要事項については取締役会に報告しております。取締役会においてはサステナビリティへの取り組みに係る監督、総合的な意思決定を行い、経営戦略や各種の施策策定、並びに、進捗管理に反映させる体制としております。

リスク管理

当社グループは、気候変動を含むサステナビリティに関するリスク及び機会について、その重大性の評価を行う機関として代表取締役社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置し、四半期毎に開催しております。同委員会については、事業活動上の重大な事態が発生した場合には臨時で開催し迅速な対応施策を実施できる体制としております。気候変動を含むサステナビリティに関するリスク及び機会については、当社グループの事業や社会への影響度等を考慮して同委員会で定期的に見直しており、重要事項については取締役会に報告しております。

戦略

当社グループは、持続的な成長と環境・社会への貢献を実現するために重点的に取り組む課題として、環境・社会・ガバナンスそれぞれの領域におけるマテリアリティを以下のとおり特定し、課題解決に向けた取り組みを進めております。

マテリアリティの特定にあたっては、SASBスタンダード等の国際的なESG情報開示ガイドラインの内容やESG評価機関の評価項目、当社グループを取り巻く社会課題等を総合的に勘案し、サステナビリティ経営課題を抽出・整理しました。そして、抽出したサステナビリティ経営課題を「当社グループにとっての財務的影響度」「ステークホルダーにとっての影響度」の両面でマトリクス評価を行い、重要度がより高い項目を当社グループのマテリアリティとして特定しております。

	マテリアリティ	主な取り組み
環境	気候変動対応	・再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率改善計画、それに必要な設備投資計画の策定・実行
	水資源の持続可能な活用	・水使用量削減計画の策定・実行 ・水質基準に照らした汚染防止施策の実行
	化学物質の適切な管理	・特定化学物質の適切な登録、管理、及び適切な使用量の把握 ・化学物質やVOC(揮発性有機化合物)の適切な排出無害化の実施
社会	人権と責任ある労働慣行の推進	・従業員向けの人権に関するトレーニングや教育の実施 ・企業競争力向上に向けた多様な人財の登用 ・賃金水準、労働時間、休暇などの雇用条件が社会情勢等に適合するよう、定期的な見直し
	地域社会への貢献	・地域の自然資源や景観の保全、地域の環境への負荷軽減に対する取り組みへの参加
	人的資本開発	・従業員のスキル、経験に応じた教育プログラム、トレーニングセッションの計画的な実施 ・基礎的又は新しい技術やプロセスへのトレーニングを受けた従業員の履歴を管理し、今後のスキル開発への活用
ガバナンス	実効性の高い経営	・知識、経験、能力のバランスが取れた経営陣の配置と、それによる適切な経営判断の実現
	強固なコンプライアンス体制の整備	・危機管理委員会、コンプライアンス委員会、ESG委員会の定期的な開催、取締役会との連携によるリスク・コンプライアンス管理の維持・強化 ・各国・地域の法令・規制に適合した企業活動の実施
	シェアホルダー・エンゲージメントの推進	・株主総会のほかにも株主と対話する機会創出への積極的な取り組み、及び企業経営への反映

指標及び目標

環境・社会・ガバナンスそれぞれの領域におけるマテリアリティの特定に併せ、マテリアリティごとに指標及び目標を設定するとともに、各年度における目標の進捗状況について定期的なモニタリングを実施し、ESG委員会に報告しております。

	マテリアリティ	指標・目標
環境	気候変動対応	・CO2排出量(Scope1+2)：2030年度に2017年度比35.1%削減
	水資源の持続可能な活用	・規制値超過による行政措置件数：0件
	化学物質の適切な管理	・国内サイトにおける化学物質関連法令違反件数：0件
社会	人権と責任ある労働慣行の推進	・グローバルでのエンゲージサーベイを実施(2025年度以降) 結果を踏まえ翌年度以降改善目標を改めて設定
	地域社会への貢献	・地域社会活動・環境活動への参加件数／参加者数：前年度比プラス
	人的資本開発	・スキル向上に向けた従業員研修時間、回数：前年度比プラス
ガバナンス	実効性の高い経営	・スキルマトリクスの作成、開示：1回／年 ・取締役会実効性評価の実施：1回／年
	強固なコンプライアンス体制の整備	・重大法令違反件数：0件
	シェアホルダー・エンゲージメントの推進	・決算説明会など対話機会の確保：年4回以上 ・株主へのアンケート実施、分析、開示

(2) 気候変動

戦略

当社グループは、気候変動に関するリスク及び機会が今後のグループ全体に財務的な影響を及ぼす重要な経営課題の一つであると認識しております。当社グループを取り巻く気候変動課題に対しては、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)によりIFRSサステナビリティ開示基準IFRS S2号「気候関連開示」として公表された産業別ガイダンス等を踏まえ、当社グループ並びにステークホルダー双方にとって影響度が高いと想定される気候変動に関する重要なリスク及び機会を洗い出し、各リスクの低減、並びに機会の獲得に向け、以下に掲げる対応を進めてまいります。

分類	内容	主な対応策
リスク	移行 リスク	炭素税の導入によるコストの増加
		再エネ賦課金負担の増加や再エネ導入に係るコストの増加
		情報開示不足による投資機会・取引機会の損失
	物理的 リスク	自然災害の増加による事業活動 / サプライチェーンの停止
		工場拠点における水ストレスの高まり、水資源確保の困難化
機会	環境配慮製品に対する顧客ニーズの高まり	
	省エネ化、EV、サーバー、自動化、エネルギー循環等に対応する半導体需要の拡大	

指標及び目標

当社グループは、気候変動に関するリスクへの対応を評価する指標として、2030年度までにCO₂排出量(Scope1+2)を2017年度比で35.1%削減する目標を掲げ、事業活動に伴うCO₂排出量の削減に向け様々な施策推進に取り組んでおります。

(3) 人的資本に関する戦略、指標及び目標

当社グループは、持続的成長と社会への貢献を目指し、従業員と企業がともに成長できる「組織・人財」づくりを目指しております。「人財」を会社の貴重な財産、すなわち「人的資本」と捉え、従業員一人ひとりが高い心理的安全性が確保された環境のもと、生き活きと活躍し、自身のパフォーマンスを最大限発揮することにより社会的価値を創造すべく、職場環境の整備を進めております。

人財の育成にあたっては、体系的な人財開発プログラムを構築し、従業員一人ひとりの主体的な能力・キャリア開発をサポートするとともに、グローバルに統一された人事制度のもとで、世界中の人財が共通の目標に向かって「One Team」として協働し、国や地域を超えて活躍できるよう制度の整備を進めております。

また、価値創造のための重要な要素のひとつとして、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン(DEI)を変革の原動力と位置づけた施策を展開しております。

a 戦略

人財開発ポリシー / エンゲージメントの向上

人財開発は、当社が直面する事業、組織、環境等の変化に対応し、従業員一人ひとりの成長・育成を通じて組織力を向上し、会社の成長につなげることを目的としております。

1. グループ全体での共通理念・価値観の醸成

当社グループは、世界中のお客様の期待に応え、さらにその期待を常に超えていくために「One Team」、
「One Operation」のもと組織が一丸となってチームワークを発揮し、グループ全体で最高のパフォーマンスを実現することに不可欠となる共通理念、価値観の醸成を、各種人財開発プログラムを通じて推進しております。

2. 自立したキャリアの形成

当社グループは、従業員一人ひとりが自身の役割に基づき、それぞれのポジションにおいてパフォーマンスを最大限発揮することで、組織全体のパフォーマンスを向上するとともに、会社の成長、発展に合わせて、次のキャリアの選択肢を自発的に形成していくことが重要と考えております。自立したキャリアの形成、並びに、主体的な学習意欲に応えるために階層毎にキャリア開発研修を開催するとともに、受講推奨プログラムの提供や様々な自己啓発プログラムを展開しております。また、従業員一人ひとりの主体的なキャリア形成を促すため、社内公募や自己申告制度など適切な機会を提供しております。

3. 経営 / マネジメント / ビジネスに関する基盤知識・能力習得による組織力向上

当社グループは、従業員一人ひとりが自身の役割を正確に認識し、役割に必要な知識・スキルを有すると同時に、組織の壁を超えて連携することが組織のパフォーマンス向上につながると考え、目的に応じて多様でハイレベルな研修プログラムやコンテンツを提供するとともに、自身に近しい階層・役割を担う社内外の人財との交流の活性化を推進し、視野の拡大や視座・視点の引き上げにより新たな価値創造につなげております。

4. 最新テクノロジーを駆使したイノベーションの創出と生産性向上

当社グループは、ITを駆使し、業務の自動化・簡易化・見える化や、コミュニケーションの密接化・連携強化を通じた生産性向上を実現すべく、担当部門にとどまらない組織全体の知識・スキルの底上げを図るとともに、最新テクノロジーの導入とイノベーションを主導する専門人財の育成を推進しております。

5. 組織文化の浸透 / エンゲージメントの向上

当社グループは、多様性の尊重、チームワーク、積極的な挑戦と不断の改善等、当社グループが重視する組織文化の浸透度を測るとともに、従業員の働きがいを測定するためエンゲージメントサーベイを実施しております。また、サーベイ結果に基づき、従業員のエンゲージメントレベル向上を目指した各種施策を展開することで、従業員一人ひとりがやりがいを持って、活き活きと活躍できる組織・文化、職場環境整備を進めております。

ダイバーシティ、エクイティ & インクルージョン(DEI)の推進

当社グループが将来にわたって持続的に成長・発展していくためには、年齢や性別、人種や国籍を問わず、従業員一人ひとりの多様性を尊重しつつ、各人がパフォーマンスを最大限に発揮することが必要不可欠であるという認識のもと、異なる視点を持つ従業員同士が協働し、学び合うことで、企業とともに従業員の成長・発展につなげ、従業員一人ひとりが世界を舞台に一層活躍できる環境形成を進めております。

1. 各部門における専門性の高い、多様な人材の雇用促進

当社グループは、性別、年齢、人種や国籍を問わず、高い専門性を有する経験者採用を積極的に推進しております。採用選考段階から入社後のフォローを含めたオンボーディングのプログラムを整備し、経験者採用者が安心して働き、早期に活躍できるようサポートするとともに、企業文化の理解促進や課題共有、経験者同士のネットワーク構築を目的として入社後一定期間経過した経験者採用者を対象としたフォローアップ研修を実施しております。

経験者採用者数	2023年度	2024年度
国内合計(うち外国籍社員)	29(4)	25(1)

2. 女性活躍推進 / 障がい者雇用の取り組み

当社グループは、女性活躍に向けて、アファーマティブ・アクション(積極的な格差是正措置)の考えのもとと行動計画を策定し、様々な取り組みを行っております。当社における管理職に占める女性労働者の割合は、2023年度は4.4%、2024年度は8.4%となっており、2030年度までに15.0%とすることを目標としております。

当社グループは、障がい者の雇用に向け、近隣の特別支援学校と連携し、継続的な採用活動を行うとともに、自動扉やトイレなどの構内の労働環境整備を進めるなど、誰もが安心して、活き活きと働ける会社の実現に取り組んでおります。

働き方改革

育児や介護との両立など働き方のニーズが多様化する中、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境整備を進め、生産性の向上をはかりながらワークライフバランスを実現することが企業としての重要な課題になっております。当社グループは、育児や介護などのライフイベントに対応した様々な施策を講ずるとともに、在宅勤務やスマートワーク勤務など、柔軟な働き方が可能となる勤務制度の拡充策に取り組んでおります。併せて、各種申請業務の電子化、機能性と利便性を有したオフィス環境の整備など、ソフト／ハードの両面にわたる生産性向上策を通じて、仕事と生活の両立、ワークライフバランスの実現を目指す取り組みを推進しております。

従業員の健康と安全の維持・向上

当社は、健康の維持・増進を将来に向けた人的投資として捉え、健康保険組合やEAP(Employee Assistance Program：従業員支援プログラム)を支援する企業と連携し、従業員の心身の健康と安全の維持・向上を推進しております。

フィジカルヘルスに関しては、健康保険組合と連携し、健康診断結果により、再検査が必要な従業員への受診勧奨や面談等のフォローアップを実施し、早期発見・疾病予防に取り組んでおります。また、専用のアプリケーションを活用したウォーキングイベント、オンラインのピラティス体験など、各拠点において健康増進に向けた施策を実施しております。メンタルヘルスに関しても、ストレスチェックを実施し、職場環境改善に向けた取り組みを行うとともに、産業医・カウンセラーと連携し、復職支援の体制を整備しております。

2024年度からは、EAPパートナーとの新たな連携により、従業員が自身や家族の健康に関する相談に加え、プライベートな内容についても、悩みを適切な時期に相談しやすい体制を整備しました。また、ストレスチェックの結果に基づいた職場上司への研修提供などにより、従業員の心身の健康の維持・向上に向けた取り組みを推進しております。

b 指標及び目標

人的資本・多様性に関する取り組みのうち多様性については、性別、経験者(通年)採用及び国籍の3つの観点から取り組みを進めており、当社の主な指標及び目標と実績につきましては、以下のとおりです。

指標	目標	2024年度実績
管理職に占める女性労働者の割合(％)(注1)	2030年までに15.0％	8.4％
男性労働者の育児休業取得率(％)(注2)	30.0％	100.0％
経験者採用者の割合(％)	前年比増	25.8％
外国籍社員の割合(％)	前年比増	2.8％

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主なリスク、リスクの顕在化の可能性、顕在化の時期、連結業績等への影響度及びリスクへの対応は、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 経営に関するリスク

半導体業界の需要変動に関わるリスク

(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期～長期、影響度：大)

当社グループの主力事業を取り巻く半導体業界は需要変動が激しい業界であり、経済環境及び地政学リスクなどの要因により、当社グループにおいてもその影響を受ける可能性があります。世界経済の動向により、特にマクロ経済の逆風や景気後退が発生した場合、半導体を使用する各種電子機器の需要が変動し、半導体市場全体の需要が縮小するリスクがあります。さらに、IDMやファウンドリの事業戦略の変化に伴い、外販フォトマスクの需要も変動する可能性があります。加えて、特定地域における政治・経済的な不安定要因や貿易摩擦が半導体サプライチェーンに影響を及ぼし、フォトマスク需要に変動を引き起こす可能性があります。このようなリスクが顕在化することにより、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループではEUVフォトマスクやCurvilinear技術など、次世代技術の開発や生産設備への投資を積極的に行っており、半導体市場の技術革新に迅速に対応しております。また、販売先やベンダー、コンソーシアム等との共同開発を通じて、顧客の技術要求に応えられる研究開発・生産体制を構築することにより、当社グループは半導体デバイスメーカーの研究開発段階から技術パートナーとして参画することを可能としております。半導体用フォトマスクの需要は、研究開発フェーズと量産フェーズの二段階に大別されますが、研究開発フェーズの需要は量産フェーズに比べて経済動向の直接的な影響を受けにくいと、当社グループとしては底堅いフォトマスク需要が期待できます。さらに、研究開発段階から当社グループが主たるサプライヤーとして採用されることで、量産段階においても当社グループが優先的かつ継続して採用される可能性が高まります。このような取り組みにより、量産前から一定のニーズを取り込み、半導体市場の動向に業績が大きく影響を受けるリスクを低減しております。

競合に関するリスク

(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期～長期、影響度：大)

フォトマスク市場は、IDMやファウンドリといった半導体メーカー自らがフォトマスクを製造する「内作」と、内作を有しない半導体メーカー、または内作の超過需要による外注に対し、外部からフォトマスクを供給する「外販」に大別され、外販市場は当社グループを含む比較的少数のフォトマスクベンダーによって形成されております。このため、主要販売先であるIDMやファウンドリが内作による調達方針を強化した場合、あるいは外販フォトマスクベンダー間の価格競争等が激化した場合、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

特に、外販フォトマスク市場においては、近年中国において新興のフォトマスクベンダーが多数台頭しており、価格競争や技術競争の激化が懸念されます。また、IDMやファウンドリが有する内作が、将来的に外販フォトマスクベンダーとして事業を拡大する可能性も否定できるものではなく、これら競合構造の変化が当社グループの事業環境に不確実性をもたらすリスクが存在します。

(リスクへの対応)

当社グループでは「半導体業界の需要変動に関わるリスク」に記載のとおり、最先端ノードに対応する技術開発や設備投資を強化しているとともに、レガシー需要の取り込みに向けた製造設備のセルフメンテナンス技術の確立やEOLとなったパーツの代替品開発を行うことにより、多くのレガシーノード向けフォトマスク需要に対する生産能力、価格競争力を確保することで競合他社に対する差別化を図っております。

併せて、半導体メーカーのフォトマスク内作強化の懸念に対しても、上記施策により、半導体メーカーが内作において経営資源をレガシー領域に追加で投入するよりも、あるいは内作を持たない半導体メーカーが新たに内作を構築するよりも、当社グループに外注することの経済合理性が高くなるよう図っております。

中国競合企業の台頭、あるいは内作の外注事業開拓については、フォトマスクの製造委託においては、半導体の回路設計情報を受領する必要があることから、各国・地域による安全保障政策等に関する規制、あるいは半導体メーカー間においてはその設計ノウハウは秘匿されるべき競争力の源泉であることに鑑み、その蓋然性は一定程度低いものと想定されますが、当社においてはフォトマスク製造専門の独立性を活かし、顧客との信頼関係を強化することで競争力の維持に努めてまいります。また、特定顧客において発生する価格競争の事業全体への影響を低減すべく、当社グループでは単一の顧客に過度に依存した事業とならぬよう幅広い販売先との取引関係を構築しております。

サプライチェーンに関するリスク

(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：—、影響度：大)

当社グループは、事業に必要となる原材料や製造設備・部品、並びに、エネルギーなどを外部のサプライヤー・協力企業より調達しております。半導体製造においては、材料又は製造設備において、特定のサプライヤーが大きなシェアを有し、その供給に問題が生じた場合は半導体サプライチェーン全体に大きな影響を及ぼすリスクが否定できません。特に、フォトマスクの製造受託においては、使用する材料、製造設備について顧客の認定(使用許諾)によって指定されるケースが多く、当社グループの独断で材料又は設備を切り替えることができないことに加え、認定範囲を拡大(代替材料・設備の使用許諾)する場合には、生産ラインごとに顧客による評価作業が必要となるケースもあり、許諾を得るまでに長ければ半年程度の期間を要します。このため、代替の認定がない状態で認定済みサプライヤーや協力企業が地政学的な事象や災害により被災、倒産、廃業した場合、又は、品質問題(性能不良・異物混入等)が生じた場合など、事業に必要となる十分な原材料等の安定的調達が困難となる事態が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。加えて、原材料やエネルギー価格の高騰などによっても、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、顧客より提示されるフォーキャスト情報に基づき、各種サプライヤーとの間に密な情報交換を行うことで、良好な取引関係を構築し、安定調達に努めております。また、各国・地域におけるフォトマスク市場の動向とともにサプライチェーンに関する情報を共有し、BCPの観点から需要の多い材料銘柄、使用設備につ

いては、代替となる認定対象・範囲の拡大について、顧客に対し適宜提案を行っております。さらに、不測の事態に備え当社グループの各拠点において適切な在庫量を確保するとともに、各拠点間で在庫を適時融通可能な体制を構築しております。

国際取引に伴う外部環境の変動によるリスク

(顕在化の可能性：中～高、顕在化の時期：短期～中期、影響度：大)

当社グループは、国内外において広く生産・販売活動を展開しており、海外市場向けに製品・サービスを提供しています。そのため、特に、外貨建て取引に係る為替相場の変動は、短期的に業績へ影響を与える可能性があり、海外子会社の現地通貨建て財務諸表の円換算においても急激な為替変動が影響を及ぼすことが想定されます。また、米国政府による関税措置の強化や輸出入規制の変更をはじめとする、各国・地域の安全保障政策や産業政策の変化などにより、相対的に当社グループの競争力が低下し、売上高および利益に悪影響を及ぼすリスクがあります。また、輸出規制に抵触した場合は、輸出禁止・罰金等の行政処分や刑事罰を受ける可能性があります。各国・地域の安全保障に関する措置、産業政策の動向、並びに、輸出に係る規制の変化等には細心の注意を払い事業を行っておりますが、上記のような国際取引に伴う外部環境の変動や為替相場の変動が、当社グループの事業活動、経営成績、財政状態およびキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、上記のような通商政策の動向を継続的にモニタリングする体制の整備を通じて、これらのリスクの低減に努めております。為替変動等の金融市場環境に関してはグループ全体で情報の収集・共有を行い、金融機関による為替動向の分析を踏まえて、必要に応じて為替予約等のリスク回避・軽減施策を講じております。関税については、各顧客需要を割り当てる生産拠点を随時見直し、当社グループの輸出入によって発生する関税コストの最小化を図るとともに、必要なコストについては、顧客との協議を通じて、販売価格への適切な反映を図っております。また、国際情勢や各国・地域における半導体およびフォトマスクの輸出規制、技術開発に関する規制等の動向についても、随時情報共有と内容把握に努めており、政策当局、業界団体、各国・地域の関係当局とのコミュニケーションを通じて早期に情報を収集し、当社グループ事業への影響を分析するとともに、事前の対応策を検討しています。規制の順守にあたっては、輸出管理部門を中心に、各国・地域の輸出規制や技術開発に関する規制等をテーマとした教育を定期的実施し、グループ役職員の知識習得と規制遵守への取り組みを強化しております。

中期事業目標の未達に関わるリスク

(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中)

当社グループが策定した中期事業目標は、顧客の需要見通しに則した適切なタイミングでの設備投資と、フォトマスク生産プロセスの立ち上げ、顧客の生産認定取得を通じた市場シェアの維持・拡大、及び開拓による成長を通じた収益の拡大と収益性の向上をめざすとともに業務効率の向上等の追求をめざしております。

市場環境が、上記目標策定時の前提と異なる場合、目標の達成が困難となる可能性があります。また、外販フォトマスク市場における想定以上の競争激化や、エンジニアをはじめとする各種人財の確保、関連する法律、規制又は税制の不利益な変更、技術動向の変化への対応等の潜在的なリスクに対応できない場合、また、これらリスクに対応する費用が想定を超えて発生した場合等、当社グループが定めた目標を達成できず、当社グループの事業活動、経営成績、財政状態およびキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、多様な顧客基盤とグローバルな生産体制を構築することで、特定の顧客需要や特定工場の供給能力に依存しない事業構造の構築を図っております。市場環境の変化に対しては、営業部門で常時顧客動向の把握に努めるとともに、工場・スタッフ部門においても各国・地域の政策や規制、技術動向の変化を注視し、定期的な会議の中でそれら集約された情報を基に適時に戦略・戦術の見直しを行い、環境変化に柔軟に対応すべく図っております。

労務管理に関するリスク

(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：中)

当社グループは、各拠点所在国・地域において制定・施行されている労務に係る各種の法令及び規則に基づく適正な労務管理を行っております。しかしながら、万が一、長時間労働、ハラスメント、差別・人権侵害等のコンプライアンス違反、従業員の健康やメンタルヘルスの悪化、その他従業員が被害を受ける事象が発生した場合、法令及び規則に基づく処罰・処分その他の制裁、あるいは社会的信用やイメージの毀損、補償等による費用の発生により、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、労務に関わる各種の法令及び規則に基づく適正な労働時間管理、並びに、安全衛生管理の徹底に向け、労務管理に係わる各種研修・実習の充実をはかるとともに、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (3) 人的資本に関する戦略、指標及び目標」に記載のとおり、エンゲージメントの向上、従業員の健康と安全の維持・向上をはかるべく、様々な制度の整備や具体的施策の展開に取り組んでおります。

税務に関するリスク

(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：中)

当社グループは、各拠点所在国・地域の税制に準拠した税額計算を行い適正な納税に努めておりますが、各国・地域における租税制度の改正、税務行政の変更や税務申告における税務当局との見解の相違等により、当社グループに予想以上の税負担が生じる可能性があります。このようなリスクが顕在化した場合、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループでは、税務が当社グループ経営、業績に与える影響を理解するとともに、税務リスクを継続して包括的に評価する税務スタッフの育成や税務ノウハウの蓄積に向け、税務専門家の活用など幅広い対応施策に取り組んでおります。

環境規制に関するリスク

(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：小)

当社グループは、各拠点所在国・地域において水質汚染、大気・土壌汚染、化学物質の漏洩・流出、騒音・振動等に係る様々な法的規制の遵守が求められております。当社グループは、これらの法的規制に細心の注意を払い事業を行っておりますが、万が一当社グループがこれらの法的規制に違反した場合や、規制等の強化、環境負荷低減の追加的な義務等により環境保全関連費用が増加した場合、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、環境保全に係る規程・社内ルール等を整備するとともに、環境関連設備・機器について定期的な点検・修繕を実施するなど、各種環境保全活動に取り組んでおります。併せて、危機管理委員会、コンプライアンス委員会、ESG委員会等の会議体において、ESGマテリアリティの目標達成に向けた進捗管理を定期的に行うとともに、環境に係る問題発生時における事業への影響を最小化すべく迅速な対応が取れる体制整備を進めております。

有形固定資産の減損損失リスク

(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：中)

当社グループは、生産キャパシティの維持・拡大のため設備投資を継続して実施し多くの有形固定資産を保有しております。また、設備投資にあたっては、客観的な数値に基づき各種の承認プロセスでの検討を経て投資判断を行っております。しかしながら、想定を超えた経営環境や事業の状況の著しい変化等により有形固定資産の

収益性が低下し、十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合は、対象資産に対する減損損失を認識することにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

設備投資にあたり、適切な投資実施時期(タイミング)と合理的な収益率を明らかにする投資基準の精度向上に取り組むとともに、必要に応じて外部の調査機関等を活用した市場環境のモニタリングを行うなど、設備投資に係る減損損失リスクの軽減、回避策を講じております。

知的財産に関するリスク

(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：小)

当社グループは、保有・蓄積した技術及び製造する製品の競争力強化の観点から事業運営における知的財産に関する各種の取り組みが重要であると認識しており、知的財産権の保護・権利化に積極的に取り組んでおります。しかしながら、第三者が当社グループの知的財産権を侵害した場合、若しくは、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

研究開発部門・技術開発部門・事業戦略部門・法務部門等の関係部門が連携し、必要に応じて外部専門家の支援を得ながら、定期的な知的財産権に関する教育を実施する等、知的財産戦略に係る各種施策を実施しております。

製品の品質等に関するリスク

(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：中)

当社グループは、製造する半導体用フォトマスクに対して、半導体メーカー等の顧客より高度な品質管理が要求されており、製品品質の維持向上に向けた教育制度を整備するとともに、定期的な内部監査の実施により潜在的な品質に係る問題を早期に発見・是正する体制を整えております。また、品質に係る設備トラブル等が発生した場合を想定し、各拠点における情報伝達・対応フローを明確に定めております。しかしながら、万が一、当社グループ製品の品質に起因した問題により顧客に損失が発生した場合、顧客に対する損害賠償責任が発生することにより、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、各製造拠点にて作業の標準化を進めるとともに、製造レシピを整理しMES(製造実行システム)を通じた生産・品質管理を行うとともに、品質管理に係る各工程の監査、品質保証に関わる人員や設備の充実化に取り組んでおります。また、複数の製造拠点間の製造連携についても、高精度なデータマッチング技術によって異なるサイト間・設備間でも高品質かつ均質なフォトマスク生産を実現しており、品質問題の発生時や工程品質の悪化に対し、他拠点の知見も活用することで、早期改善を実現しております。

情報セキュリティ等に関するリスク

(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：大)

当社グループにおいて、不測の事態による情報漏洩やサイバー攻撃等によるシステム障害、重要なデータの破壊・改竄・漏洩、その復旧を条件とした身代金要求等が発生した場合、当社グループの社会的信用の低下、ノウハウ流出、多額の対応費用の支出等のほか、事業活動の停止を余儀なくされるリスク等も想定され、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、「情報セキュリティ基本方針」を掲げ、情報セキュリティに係る規程類の改定・整備体制を構築するとともに、各国・地域に所在する各社・拠点におけるセキュリティ対策状況、対策の精度、有効性の評

価及び改善指導を適宜実施しております。また、外部からのサイバー攻撃への対応施策として、社内ネットワークに接続する電子機器・情報端末の利用状況の監視、操作ログの解析等の技術的な対策に加え、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証の取得、並びに全役職員を対象とした教育を実施し、情報セキュリティに対する意識醸成への取り組みを進めております。

コンプライアンスに関するリスク

(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期～長期、影響度：中～大)

当社グループでは、国内外において事業を展開しており、各国の法令・規制、業界ルール、社会的規範を遵守する必要があります。これらに違反した場合、短期的にはレピュテーションリスクの顕在化、中期的には事業停止・行政処分、長期的にはブランド毀損や市場からの退出リスクを伴うものとして認識しています。このようなリスクが顕在化することにより、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、コンプライアンス委員会を中心として、社内規程の整備、従業員への教育・研修の実施、内部通報制度の運用、監査体制の強化などを通じて、リスクの未然防止と早期発見に努めています。また、違反が発生した場合には、速やかに事実関係を調査し、コンプライアンス委員会に報告の上、再発防止策を講じる体制を整備しています。

訴訟等に関わるリスク

(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期～長期、影響度：小～中)

当社グループは、法令及び契約等の遵守に努めておりますが、事業活動を進めていく上で取引先等から訴訟を受ける可能性や、訴訟に至らないまでも紛争に発展して請求等を受ける可能性があります（労働問題、製品の品質に関する保証又は責任、知的財産権の侵害、機密情報の漏洩などに関連する請求に関して、顧客、サプライヤー、その他の取引相手、競合他社、従業員、規制当局などから提起される訴訟を含む。）。それらの訴訟等で当社グループが勝訴するという保証はなく、それらの訴訟等が当社グループの将来的な事業活動、社会的評価、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループでは、法務部門そのほか関係部門が連携し、必要に応じて外部専門家の支援を得ながら、訴訟等の発生の予防及び対応に係る各種施策を実施しております。

朝霞工場に関わるリスク

(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：大)

当社の朝霞工場は、TOPPANホールディングス株式会社が保有する朝霞工場の敷地内に所在し、土地及び一部の建物を同社から賃借しております。本書提出日現在の賃料は土地が月額1,552,250円、建屋が月額3,816,020円となります。当該賃借についての賃貸借契約では、土地・建物ともに賃貸借期間は10年間(2032年3月31日まで)と定めており、契約期間末までの間において土地・建物の賃借を引き続き継続するか、若しくは、工場移転又は廃止の検討・判断を行う必要があります。検討の結果、朝霞工場の移転又は廃止するとの判断に至った場合、工場の移転又は廃止に伴うコストの発生及び生産停止のリスクが生ずることにより、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

朝霞工場の賃貸借契約については、契約期間を2032年3月末までの長期契約とし、契約期間内での貸主による一方的な契約終了、契約破棄を認めない条項を設け、事業の継続性を担保しております。また、フォトマスクの需要動向、技術革新の状況等の事業環境を踏まえながら、朝霞工場の拡張性、有用性、収益性を見極め、同工場のあり方、製造拠点としての独立性の確保という視点からの検討を進めるとともに、施設ユーティリティについても当社自らが保守管理可能な体制整備に努めてまいります。

(2) 災害等のリスク

自然災害・伝染病リスク

(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：中)

当社グループは、グローバルに事業を展開しており、各製造拠点の所在する各国・地域において地震・台風等の重大な災害により当社グループ施設・設備（描画機・検査機等の主要装置及び装置が設置してあるクリーンルーム）に損傷が生じた場合、或いは、重篤な伝染病の蔓延等により生産・営業活動の停滞を強いられるなど、外部のサプライヤー・協力会社に加え顧客を含むサプライチェーン全体の混乱を招く事象が発生した場合、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

当社グループは、BCPの観点から各国・地域に所在する複数の製造拠点において顧客認定を受けることで、特定の製造拠点に過度に依存しない生産体制を構築しております。また、需要の多い材料、設備について、各拠点において適切な在庫量を確保するとともに、各拠点間で在庫を適時融通可能な体制を構築しております。併せて、重大な災害の発生に備え各種マニュアル・行動手順や緊急連絡網の整備をはかるなど、事業継続に向けた対策を講じております。

(3) 親会社グループとの関係について

資本関係について

(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：小)

本書提出日現在において、TOPPANホールディングス株式会社は当社の発行済株式の50.1%を所有する当社の親会社であります。その保有・処分方針によっては、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。また、TOPPANホールディングス株式会社が上場後も相当数の当社株式を保有する場合、当社の役員の選解任、他社との合併等の組織再編、減資、定款の変更等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応)

親会社であるTOPPANホールディングス株式会社との適切な意見交換等を実施し、健全かつ適正な関係を維持するとともに、少数株主の利益に配慮した運営に努めてまいります。

人的関係について

(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：—、影響度：小)

本書提出日現在において、取締役として黒部隆がTOPPANホールディングス株式会社より選任されております。親会社の意向が強く反映され、当社の経営判断やガバナンスの独立性が低下する可能性があります。

(リスクへの対応)

当社の役員体制に関しては、少数株主の権利を保護し・権利を尊重した体制とするため、独立社外役員の積極登用を行ってまいります。

競合について

(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：—、影響度：小)

現時点において、当社グループが行っているフォトマスク事業は、TOPPANグループが行っている事業と競合関係にはありません。しかしながら、将来においてTOPPANグループの事業戦略によっては、当社グループの事業と競合する可能性が考えられます。

(リスクへの対応)

当社は凸版印刷からの分社化に際し、フォトマスク事業において使用される設備をはじめ、知的財産、顧客基盤、及び人財すべてを承継しております。半導体業界は一般に参入障壁の高い業界と認識されており、特にフォ

トマスクを含む前工程については単純な資本力のみならず、過去のテクノロジーから培ってきた技術ノウハウ（描画・プロセス技術、検査技術、修正技術、洗浄技術等）の蓄積により、高品質なフォトマスクを安定生産することが出来る生産体制を構築しています。従って、TOPPANグループが改めてフォトマスク業界に参入し、当社グループと競合するまで事業を拡大するには相当程度の時間とリソースを要することが想定され、当社グループの事業と競合する蓋然性は極めて低いものと認識しております。

事業運営及び取引について

（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：—、影響度：中）

当社グループの事業運営において、TOPPANグループの承認を要する規程・規則は設けられておらず、当社グループの事業運営にあたり独立性は確保されているものと判断しております。また、TOPPANグループとの取引を行うにあたっては、関連当事者取引として求められる、取引における合理性及び取引条件の妥当性を検証する統制手続きを経て取引を行っております。しかしながら、TOPPANグループは議決権の行使を通じて当社グループの事業運営及びTOPPANグループとの取引に影響を及ぼしうる立場にあることから、TOPPANグループの利益が他の株主の利益と一致しない可能性があります。

（リスクへの対応）

当社グループは、TOPPANグループとの取引を含め関連当事者との取引にあたっては、当該取引がTOPPANグループ以外の他の株主の利益に十分配慮されており、かつ、予め設けた規程に基づき、取引条件の妥当性、事業上における正当性、経済的な合理性、経済取引としての健全性等の要件について、社外取締役を中心とした特別委員会において検証し、検証の結果、これらの要件が担保されている場合に限り取引を実施する手続き、体制を整備しております。併せて、検証された取引が、検証された条件により実行されていることを内部監査により確認する仕組みを設け、統制環境の実効性を担保しております。

（4）ファンド株主との関係について

（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：小）

本書提出日現在において、インテグラルグループが合計で当社の発行済株式の49.9%を所有（関連当事者は20.9%を所有するIceインテグラル2投資事業有限責任組合のみ）しております。また、社外取締役として山崎壮がインテグラルグループより選任されております。当社の上場時にあたり、インテグラルグループは所有する当社株式を売却する予定ですが、その保有・処分方針によっては、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。

（国際会計基準（IAS第24号『関連当事者の開示』）に基づき、関連当事者を開示）

（リスクへの対応）

インテグラルグループとの適切な意見交換等を実施し、健全かつ適正な関係を維持するとともに、少数株主の利益に配慮した事業運営に努めてまいります。また、当社の役員体制に関しては、少数株主の権利を保護し・権利を尊重した体制とするため、独立社外役員の積極登用を行ってまいります。

（5）当社株式の流動性に関するリスク

（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：小）

当社は、東京証券取引所のプライム市場への上場を予定しており、上場に際しては、主要株主であるインテグラルグループによる当社株式のグローバル・オフアリングによる売出しによって、当社株式の流動性の確保に可能な限り努めることとしております。東京証券取引所の定める流通株式比率に係る上場維持基準は35%以上であります。当社株式の新規上場時における流通株式比率は未定であります。また、市場環境によって上場時よりも当社株式の流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、当社株式の需給関係にも影響を及ぼす可能性があります。

（リスクへの対応）

当社グループは、当社株式の流動株式比率の向上、流通株式の増加に向け、TOPPANホールディングス株式会社及びインテグラルグループとの適切な意見交換、対話を重ねてまいります。また、従業員の所有する新株予約権の行

使等による流通株式数の増加を図るなど、当社株式の流動性の向上に取り組んでまいります。

(6) 上海徐匯科盛徳半導体有限公司が工場として使用する賃借物件について

(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：中)

当社のグループ会社である上海徐匯科盛徳半導体有限公司において、同社が工場として使用する賃借物件に関して、下記のとおり現地の法令、行政手続きに関する問題が生じております。

なお、当社は本件につき法律顧問である現地弁護士事務所より意見書を取得しており、賃借人である上海徐匯科盛徳半導体有限公司に直接責任があると考えられる事項は、下記4項目のうち「4．建屋増設時の行政手続きの不備」に限られ、その他の事項に対する責任は基本的には賃貸人にあると認識しております。本件に起因して現地当局が上海徐匯科盛徳半導体有限公司の生産活動に何らかの制約を課すことになった場合、操業停止や工場移転が必要となることで当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

- 1．割当土地上の建築物の賃貸に関して必要となる要件（行政手続きを含む）の不備
- 2．土地使用用途の相違
- 3．建屋建設時の行政手続きの未完
- 4．建屋増設時の行政手続きの不備

(リスクへの対応)

当社及び上海徐匯科盛徳半導体有限公司では、問題事項の解決に向け、現地法律事務所の知見を得ながら、賃貸人との協議を重ねてまいりました。しかしながら、同敷地内に賃貸人が所有する別の違法建築物が複数存在するなどの理由から、上海徐匯科盛徳半導体有限公司が借用する物件のみに正規手続きを追完することは困難であるとの結論に至りました。一方で、行政手続きを未完のまま放置しておくことは、行政当局から立ち退きや工場の取り壊しを要求されるリスクも考えられることから、当該リスクの低減を図るため、行政当局との協議を行ってまいりました。

その結果、2024年2月に、本件土地が所在する地区の産業政策を所管する徐匯区商務委員会より、上海徐匯科盛徳半導体有限公司に対して「貴社が賃貸借契約期間内において、引き続き、既存の範囲内で、賃借した経営場所を使用し、既存の生産経営用途を維持し、合法的に経営活動を展開することを支持する」という見解が書面で示されたことから、当社グループといたしましては、上海徐匯科盛徳半導体有限公司の立ち退きや取り壊しを求められるリスクは低減されたものと判断し、現工場での生産を継続する方針としております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社グループは「フォトマスク関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態及び経営成績の状況

第4期連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

a . 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ22,154百万円減少し、167,752百万円となりました。これは有形固定資産が15,082百万円、その他の金融資産が3,041百万円、それぞれ増加したものの、現金及び現金同等物が35,571百万円、繰延税金資産が8,272百万円、それぞれ減少したことなどによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ826百万円減少し、51,370百万円となりました。これはその他の金融負債が1,198百万円増加したものの、契約負債が2,850百万円減少したことなどによるものです。

資本は、前連結会計年度末に比べ21,327百万円減少し、116,381百万円となりました。これは利益剰余金が540百万円増加したものの、資本剰余金が17,961百万円、その他の資本の構成要素が3,907百万円、それぞれ減少したことなどによるものです。なお、2024年9月18日に18,000百万円(7,708,780株)の自己株式の消却を実施しました。

b . 経営成績

当連結会計年度における半導体市場は、AI関連向け製品への強い需要が継続しましたが、他の製品・用途に向けた需要は依然として強いとは言えない状況が続くなか、半導体の在庫消化が進み需給関係の改善による回復基調が示されつつあるものの、市場全体では力強さに欠ける状況となりました。

当社グループの業績に影響する外販フォトマスク市場では、先端品については比較的需要が強く、台湾・米国・欧州等のフォトマスク需要が盛り上がりを見せるなど堅調に推移しましたが、中国においては、フォトマスク需要は高いものの、複数の競合他社が立ち上がり、需要獲得に向けた競争が激化いたしました。

このような環境の中で当社グループは、世界中の顧客やパートナーに対して、グローバル市場における先端微細加工技術に基づく高い品質を提供するとともに、優れた価格競争力との相乗効果により多くの需要を獲得した結果、当期の業績は、売上収益117,974百万円(前期比10.2%増)、営業利益28,199百万円(前期比42.2%増)、税引前利益30,771百万円(前期比34.4%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益9,945百万円(前期比38.2%減)となりました。

第5期第1四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

a . 財政状態

当第1四半期連結会計期間における総資産は、前連結会計年度末に比べ2,613百万円増加し、170,365百万円となりました。これは現金及び現金同等物が7,077百万円減少したものの、有形固定資産が6,211百万円、その他の金融資産が2,715百万円、持分法で会計処理されている投資が699百万円、それぞれ増加したことなどによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ2,444百万円減少し、48,926百万円となりました。これはその他の金融負債が3,635百万円増加したものの、営業債務及びその他の債務が4,649百万円、未払法人所得税等が763百万円、繰延税金負債が382百万円、それぞれ減少したことなどによるものです。

資本は、前連結会計年度末に比べ5,057百万円増加し、121,439百万円となりました。これは利益剰余金が5,475百万円増加したことなどによるものです。

b. 経営成績

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、中東地域における緊張の高まりや、米国の関税政策など、地政学リスクの不確実性は増加しましたが、各国政府の政策対応や民間需要の回復により、国や地域によって差はあるものの、全体としては緩やかな回復基調を維持しました。

こうした経営環境の下、半導体市場ではAIチップやHBM(高帯域幅メモリ)をはじめとしたAI関連用途に集中した強い需要が依然として市場を牽引するなか、他製品(スマートフォン、自動車、機器産業等)向けでは需要回復が鈍く用途間の格差が鮮明になってきており、市場全体としては、在庫調整は進んできているものの、需要回復の勢いは限定的にとどまりました。

一方、当社グループの業績に影響する外販フォトマスク市場は、EUVマスクを含む、先端品の需要が拡大するとともに、基幹品についても需要は堅調に推移しました。

このような中、当社は、世界中の顧客やパートナーに対し、先端微細加工技術の強みを活かし、高い品質と価格競争力を提供した結果、当第1四半期連結累計期間における当社グループの業績は、売上収益は30,076百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は5,875百万円（前年同期比12.7%減）、税引前四半期利益は6,799百万円（前年同期比18.3%減）、また親会社の所有者に帰属する四半期利益は5,475百万円（前年同期比22.5%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

第4期連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ35,571百万円減少し、前年対比43.8%の27,715百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得たキャッシュ・フローは、税引前利益30,771百万円、減価償却費及び償却費15,240百万円、法人所得税の支払額11,971百万円等により、26,227百万円の収入(前年同期は28,638百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用したキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出30,691百万円、有形固定資産の売却による収入1,395百万円、貸付けによる支出4,855百万円等により、32,885百万円の支出(前年同期は13,896百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用したキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出18,000百万円、配当金の支払9,000百万円等により、28,536百万円の支出(前年同期は1,608百万円の支出)となりました。

第5期第1四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ7,077百万円減少し、前年対比74.5%の20,637百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得たキャッシュ・フローは、税引前四半期利益6,799百万円、減価償却費及び償却費4,167百万円、法人所得税の支払額3,424百万円等により、9,027百万円の収入（前年同期は6,493百万円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用したキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出13,606百万円、貸付による支出2,017百万円等により、15,469百万円の支出（前年同期は15,434百万円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用したキャッシュ・フローは、短期借入金の増加による収入1,012百万円、長期借入金の返済による支出215百万円、リース負債の返済による支出971百万円等により、174百万円の支出（前年同期は503百万円の収入）となりました。

生産、受注及び販売の状況

a．生産実績

当社グループは受注から納品までの期間が短いため、生産実績は販売実績と概ね同等の金額となります。そのため、生産実績に関しては販売実績を記載しております。

セグメントの名称	第4期連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第5期第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
	金額(百万円)	前年同期比(%)	金額(百万円)
フォトマスク事業	117,974	110.2	30,076

b．受注実績

当社グループは受注生産を行っておりますが、受注から納品までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

c．販売実績

第4期連結会計年度及び第5期第1四半期連結累計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第4期連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第5期第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
	販売高(百万円)	前年同期比(%)	販売高(百万円)
フォトマスク事業	117,974	110.2	30,076

(注) 最近2連結会計年度及び第5期第1四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績については、連結売上収益10%以上に該当する販売先がないため、その記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに基づき作成しております。連結財務諸表の作成にあたって、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、合理的と考えられるさまざまな要因を勘案した上で、見積もり及び判断を行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4. 重要な会計上の見積り及び判断」に記載しております。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第4期連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第1 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

第5期第1四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

当社グループの当第1四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第1 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

第4期連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報について、当社グループにおける資金需要は運転資金及び設備投資であり、自己資金から賄っております。また、不測の事態に備えて金融機関と当座貸越契約を締結しており、必要な資金を適時に確保する体制を整えております。

第5期第1四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

当社グループの当第1四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報について、当社グループにおける資金需要は運転資金及び設備投資であり、自己資金から賄っております。また、不測の事態に備えて金融機関と当座貸越契約を締結しており、必要な資金を適時に確保する体制を整えております。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、持続的な企業価値の向上につながる収益性の管理に加え、積極的な事業投資と財務の健全性の両立及び利益成長に応じた株主還元強化を図るべく、「売上収益成長率」「営業利益率」を経営上の重要な経営指標として位置付けております。当連結会計年度における各指標は以下のとおりであります。

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上収益成長率	—	106.3%	110.2%
営業利益率	28.5%	18.5%	23.9%

2023年3月期は、コロナ禍後の旺盛なチップ需要とフォトマスク不足に伴う、フォトマスク特需により、営業利益率は28.5%となりました。2024年3月期は、増収ながら減価償却の償却年数の変更に伴い、営業利益率は18.5%と一時的に低下しましたが、2025年3月期は、先端向けフォトマスクの旺盛な需要もあり、営業利益率も23.9%と改善しました。今後も売上収益成長率と営業利益率の向上に向けた施策を講じる方針です。

（参考情報）

当社グループは、経営成績の推移を適切に把握するために、調整後営業利益、調整後EBITDA及び調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益を算出しております。これらは、IFRSにより規定された指標ではなく、当社グループが、投資家にとって当社グループの業績を評価するために有用であると考ええる財務指標であり、上場後には発生しないと見込まれる上場関連費用や、非経常的損益項目（通常の営業活動の結果を示していると考えられない項目）の影響を除外しております。

（1）調整後営業利益

（単位：百万円）

	国際会計基準			
	第2期	第3期	第4期	第5期
	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期 第1四半期
営業利益	28,680	19,827	28,199	5,875
（調整額）				
+ 減損損失	67	2,580	-	-
+ スタンドアローン・ 上場準備費用	80	71	234	95
+ 株式報酬費用	5	18	36	11
+ 資本再編の検討に要 した費用	-	9	1	-
調整額 計	152	2,677	270	106
調整後営業利益	28,832	22,504	28,469	5,981

（2）調整後EBITDA

（単位：百万円）

	国際会計基準			
	第2期	第3期	第4期	第5期
	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期 第1四半期
当期（四半期）利益	22,159	16,105	9,945	5,475
+ 法人所得税費用	7,206	6,796	20,825	1,323
- 金融収益	601	2,851	3,411	1,198
+ 金融費用	304	316	1,348	400
+ 減価償却費及び償却 費	8,480	15,876	15,240	4,167
EBITDA	37,548	36,242	43,947	10,167
（調整額）				
+ 減損損失	67	2,580	-	-
+ スタンドアロー ン・上場準備費用	80	71	234	95
+ 株式報酬費用	5	18	36	11
+ 資本再編の検討に 要した費用	-	9	1	-
調整額 計	152	2,677	270	106
調整後EBITDA	37,700	38,919	44,217	10,273

(3) 調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益

（単位：百万円）

	国際会計基準			
	第2期	第3期	第4期	第5期
	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期 第1四半期
親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益	22,159	16,105	9,945	5,475
（調整額）				
+ 減損損失	67	2,580	-	-
+ スタンドアローン・上場準備費用	80	71	234	95
+ 株式報酬費用	5	18	36	11
+ 資本再編の検討に要した費用	-	9	1	-
+ 資本再編に伴う株式譲渡課税	-	-	6,247	-
+ 欧州連結子会社の繰延税金資産の回収可能性見直し	-	-	8,221	-
+ 調整項目に対する税金調整額	47	820	83	32
調整額 計	106	1,858	14,656	74
調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益	22,265	17,963	24,601	5,549

(注)1. 調整後営業利益 = 営業利益 + 減損損失 + スタンドアローン・上場準備費用 + 株式報酬費用 + 資本再編の検討に要した費用

2. 調整後EBITDA = 当期（四半期）利益 - 金融収益 + 金融費用 + 法人所得税費用 + 減価償却費及び償却費 + 減損損失 + スタンドアローン・上場準備費用 + 株式報酬費用 + 資本再編の検討に要した費用

3. 調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益 = 親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益 + 減損損失 + スタンドアローン・上場準備費用 + 株式報酬費用 + 資本再編の検討に要した費用 + 資本再編に伴う株式譲渡課税 + 欧州連結子会社の繰延税金資産の回収可能性見直し + 調整項目に対する税金調整額

5 【重要な契約等】

- (1) 株主間契約(契約当事者：凸版印刷株式会社、Ice インテグラル1投資事業有限責任組合、Ice インテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.及びInsight Beta Ice L.P.、締結日：2021年11月10日締結、2022年3月25日変更。変更時にInfinity Gamma Ice L.P.が契約当事者として追加)
インテグラルグループが当社の株式を取得するに際し、凸版印刷株式会社との間に役員指名権等を約したものです。本契約で定めるところにより、当社の上場申請書類が金融商品取引所によって正式に受理されたことをもって、本契約は自動的に終了しております。主な内容は以下のとおりです。

役員指名権

当社の取締役は5名以内とし、TOPPANグループが3名、インテグラルグループが2名、取締役を指名する権利を有する。取締役を増員する場合には、TOPPANグループ及びインテグラルグループが有する取締役を指名する権利をそれぞれ同数増加させる。

当社の監査役は2名以内とし、TOPPANグループが1名、インテグラルグループが1名、監査役を指名する権利を有する。

事前協議 / 承認事項

当社が、()会社法上、当社の株主総会の特別決議を要する事項及び()当社及び子会社に係る本契約に定める事項を決定または承認しようとする場合、インテグラルグループと事前協議し、承認を得なければならない。

- (2) 事業用定期借地権設定契約(契約当事者：当社、凸版印刷株式会社、締結日：2022年3月30日)

当社の朝霞工場は、TOPPANホールディングス株式会社グループの朝霞工場敷地内に所在し、工場建屋及び生産設備は当社の所有となっておりますが、底地をTOPPANホールディングス株式会社から賃借しております。賃貸借契約期間は10年間(2032年3月31日まで)となっております。

- (3) Joint Venture Agreement(契約当事者：Toppan Photomask Inc.(現Tekscend Photomask US Inc.、以下TPCUS)、GlobalFoundries Management Services Limited Liability Company & Co.KG、締結日：2010年1月15日)

GlobalFoundries Inc.を親会社とするGlobalFoundries Management Services Limited Liability Company & Co.KGとの間に、Advanced Mask Technology Center GmbH & Co. KG(以下AMTC)を合併会社として運営することについて約したものです。当契約ではAMTCの生産キャパシティについて、GlobalFoundries Inc.が70%、TPCUSが30%の割合で共有することを定めており、これによって当社グループは欧州における、先端品を含むフォトマスクの供給能力を確保しております。

この契約の有効期間については、TPCUSとGlobalFoundriesとAdvanced Mask Technology Center GmbH & Co. KGの三社間で締結しているLimited Partnership Agreementが継続する限り有効となっており、Limited Partnership Agreement自体の契約期間はいずれかの当事者によってパートナー関係を解消する旨の通知がなされない限り自動更新となっております。

- (4) Joint Research and Development Agreement(契約当事者：当社、International Business Machines Corporation(以下IBM)、締結日：2024年1月25日)

次世代半導体向けの高NA EUVを含む、EUVリソグラフィを使用した2ナノメートル(nm)ロジック半導体プロセスノード対応のフォトマスクに関して、2024年2月から5年間、共同開発することを約したものです。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、外販フォトマスク市場におけるシェアトップの地位を堅持し、市場の発展に寄与していく方針のもと、伸長する技術領域における技術開発力の強化や、次世代EUVフォトマスク開発等の新事業領域での研究開発に加え、レガシー装置の延命、代替パーツの開発等の生産効率化、合理化による利益創出を実現する開発活動に注力しております。これらの研究開発活動については、当社朝霞工場と持分法適用会社であるAdvanced Mask Technology Center GmbH & Co. KGを中心拠点として行っており、必要に応じて販売先やベンダー、コンソーシアム等との共同開発も積極的に推進しております。また、研究開発の成果・確立した技術については、当社グループ各工場へ技術移転がなされる体制を整えております。主な研究開発とその成果は次のとおりであります。

なお、当社グループはフォトマスク事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(1) 次世代EUVフォトマスク向け吸収膜開発

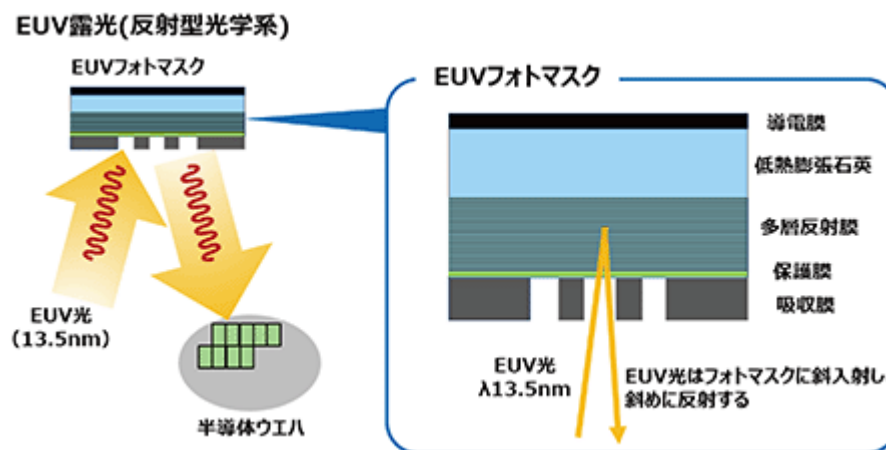
EUVリソグラフィは従来の光学リソグラフィよりも短い波長の光を用いるため、より微細な回路パターンを形成することができます。EUVリソグラフィは反射型光学系を用いてウェハ露光されるため、EUVフォトマスクにも反射特性が求められます(下図参照)。

EUVフォトマスクは、基板の上にEUV光を反射する多層反射膜が形成され、その上にEUV光を吸収する吸収膜が形成されております。吸収膜上に所望のパターンを描画～エッチング加工する事でマスク上にパターンが形成されておりEUVフォトマスクに照射されたEUV光がウェハ上に反射されることで、ウェハパターンが形成されます。そのため、EUVフォトマスクの吸収膜特性はウェハ露光に大きな影響を与えます。

吸収膜の候補は大きく2つあり、1つは低屈折材料を用いた吸収膜であり、位相効果を利用する事でウェハ上に高いコントラストを得ることができ、従来よりも低露光量でウェハパターンの形成が可能となります。もう1つは、消衰係数の高い材料を用いた吸収膜であり、従来よりも吸収膜を薄膜化し、ウェハ露光で問題となる3次元効果(射影効果等)の低減が可能となります。

当社グループは、独自開発、研究開発機構であるimecとの共同開発、IBM社との共同開発、ブランクメーカーとの共同開発という4つのスキームにおいて、低屈折材料や高吸収材料、低屈折材料と高吸収材料を組み合わせた材料など次世代向けの様々な特性を持つEUVフォトマスクの開発に取り組んでおります。

(EUVリソグラフィイメージ図)



(2) EUVフォトマスク後工程(検査、AIMS等)の技術構築、装置選定

EUVフォトマスク後工程とは、EUVフォトマスク製造におけるパターン形成後の工程を指し、検査、修正、欠陥判定、ペリクル着脱などの工程を指します。当社グループでは顧客ニーズや技術、コストを踏まえた装置選定、EUVフォトマスク量産に必要な装置の見極めや欠陥保証技術の開発に取り組んでおります。

(3) 光マスク及びEUVフォトマスク向けの要素技術開発

要素技術については、マスク上のパターンを基板上に正確に転写する位置精度向上技術の開発、マスク寸法特性（マスク上のパターンの寸法精度と形状精度）改善技術の開発に取り組んでおります。位置精度向上技術については、位置精度を悪化させる要因の調査・対策検討、膜応力や描画時の帯電、熱の影響を改善する取り組みを実施中であり、マスク寸法特性改善技術については、材料改善や新技術導入による改善手法の開発に取り組んでおります。

(4) ナノインプリントリソグラフィ(NIL)

ナノインプリントリソグラフィ(NIL)は、当社グループがフォトマスク事業で培った微細加工技術の強みを応用可能な技術であり、AR(拡張現実)ヘッドセット、スマートフォンや車載用センサー、医療用画像システムなど様々なアプリケーションへの展開が期待されております。メタレンズのような微細かつ特殊な形状の3Dパターンを作成する場合、従来のフォトリソグラフィ技術を用いることは困難又は非効率とされるところ、NILはナノメートルスケールの複雑な構造体を広い面積にわたって効率的に形成することができる、コストパフォーマンスに優れた量産プロセスであります。

当社グループでは、NILプロセスで要求されるスランテッドやブレイズドといった3D構造マスターモールドの製造プロセスを確立するとともに、モールドのみならず当該モールドを使用したNILプロセスそのものの量産試作ラインの構築に向け、研究開発に取り組んでおります。

第4期連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発費は797百万円であります。

第5期第1四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費は266百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第4期連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループでは、生産設備の増強、生産性・効率性、及び製造製品の品質の向上、並びに研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含め30,757百万円となりました。そのうち主要なものは、マルチビーム描画装置をはじめとするEUVフォトマスク等の生産設備及びレガシー装置の更新、使用可能年限の延長を目的としたものであります。

第5期第1四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

当第1四半期連結累計期間の設備投資の総額は13,606百万円であり、そのうち主要なものは、生産設備及びレガシー装置の更新、使用可能年限の延長を目的としたものであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置	土地 (面積㎡)	使用権 資産	建設 仮勘定	その他	合計	
本社 (東京都 港区)	フォトマ スク事業	事務所 設備等	23	—	—	58	0	211	294	80 [14]
朝霞工場 (埼玉県 新座市)	フォトマ スク事業	生産設 備等	1,212	14,063	—	750	1,015	201	17,244	267 [27]
滋賀工場 (滋賀県 東近江市)	フォトマ スク事業	生産設 備等	688	1,818	262 (9,998)	107	172	10	3,060	105 [47]

- (注) 1. IFRSに基づく数値を記載しております。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、車両運搬具、ソフトウェアの合計であります。
3. 従業員数は、出向社員を除き、受入出向社員を含む就業人員数であります。
4. 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
5. 臨時従業員は、契約社員、パートタイマー及びアルバイトであります。
6. 連結会社以外から賃借している土地、建物等の主要な設備は、使用権資産に含まれております。

(2) 在外子会社

2025年3月31日

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置	土地 (面積㎡)	使用権 資産	建設 仮勘定	その他	合計	
Tekscend Photomask US Inc.	本社他 (米国 テキサス 州)	フォト マスク 事業	事務所 設備等	872	630	331 (2,564)	5,795	354	—	7,983	73 [4]
Tekscend Photomask Round Rock Inc.	本社他 (米国 テキサス 州)	フォト マスク 事業	事務所設 備、生産 設備等	693	11,403	—	63	64	—	12,224	293 [—]
Tekscend Photomask Germany GmbH	本社 (ドイツ ザクセン 州)	フォト マスク 事業	事務所設 備、生産 設備等	—	36	—	8	0	—	44	72 [4]
Tekscend Photomask GmbH	本社他 (ドイツ ザクセン 州)	フォト マスク 事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Tekscend Photomask France S.A.S.	本社他 (フランス エソンヌ 県)	フォト マスク 事業	事務所設 備、生産 設備等	6	108	—	310	142	—	567	80 [6]
Tekscend Photomask Korea Inc.	本社他 (韓国 利川市)	フォト マスク 事業	事務所設 備、生産 設備等	638	1,496	615 (13,517)	18	5,330	—	8,101	187 [1]
Tekscend Photomask Singapore Pte. Ltd.	本社他 (シンガ ポール)	フォト マスク 事業	事務所 設備等	—	2	—	26	—	—	28	11 [—]
中華科盛 徳光罩股 份有限公 司	本社他 (台湾 桃園市)	フォト マスク 事業	事務所設 備、生産 設備等	1,807	13,375	4,896 (15,088)	—	2,374	89	22,544	421 [—]
上海徐匯 科盛徳半 導体有限 公司	本社他 (中国 上海市)	フォト マスク 事業	事務所設 備、生産 設備等	1,119	6,355	—	1,521	86	—	9,082	280 [5]
Tekscend Photomask HK Company Limited	本社 (中国香港 特別行政 区)	フォト マスク 事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Tekscend Photomask Cayman Inc.	本社 (ケイマン 諸島)	フォト マスク 事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
科盛徳半 導体材料 (上海)有 限公司	本社他 (中国 上海市)	フォト マスク 事業	生産設備	—	5,598	—	—	1,364	—	6,963	—
Tekscend Photomask North America Inc.	本社他 (米国 テキサス 州)	フォト マスク 事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. IFRSに基づく数値を記載しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、車両運搬具、ソフトウェアの合計であります。

3. 従業員数は、出向社員を除き、受入出向社員を含む就業人員数であります。

4. 従業員数の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。

5. 臨時従業員は、契約社員、パートタイマー及びアルバイトであります。

6. 連結会社以外から賃借している土地、建物等の主要な設備は、使用権資産に含まれております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年8月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの主要な設備計画は以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
Tekscend Photomask Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	フォトマスク 生産工場、設備	31,438 (注)1	380 (注)1	借入金 及び増資資 金	2025 年 10月	2026 年 12月	(注)2

(注) 1. 金額計算に関しては1米ドル = 140円、1シンガポールドル = 108円にて計算を行っております。

2. 完成後の増加能力に関しては、フォトマスクは一点一様の製品仕様であることからその算出が困難であるため、記載を省略いたします。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	369,000,000
計	369,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	92,291,220	非上場	単元株式数は100株であります。
計	92,291,220	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】
第1回新株予約権

決議年月日	2022年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 2 当社従業員 362 [361]
新株予約権の数(個)	572,510(注)1 [569,510]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式572,510(注)1 [569,510]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	670(注)3
新株予約権の行使期間	2024年10月1日～2032年9月30日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 670 資本組入額 335
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。

但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。).

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、670円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日2022年9月30日後2年を経過した日から2032年9月30日まで

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額(以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。)が、220億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下の切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の()乃至()に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- () 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- () 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- () 本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- () 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の()乃至()に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- () 当社普通株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)(以下「本上場日」という。)までの間：ゼロ
- () 本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- () 本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- () 本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- () 本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、本組合らが、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者(凸版印刷株式会社を含む。)に譲渡する旨の契約が締結された場合(以下「本エグジット」という。)は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使することができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にもかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、凸版印刷株式会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。)からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為(当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内(但し、当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により短縮することができる。)に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が取得する日を別途定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第2回新株予約権

決議年月日	2022年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当子会社役員 1 当子会社従業員 22 [21]
新株予約権の数(個)	81,000(注)1 [78,000]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式81,000(注)1 [78,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	670(注)3
新株予約権の行使期間	2024年10月1日～2032年9月30日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 670 資本組入額 335
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。

但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。).

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、670円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日2022年9月30日後2年を経過した日から2032年9月30日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額(以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。)が、220億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下の切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の()乃至()に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- ()本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- ()当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の()乃至()に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- ()当社普通株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)(以下「本上場日」という。)までの間：ゼロ
- ()本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- ()本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- ()本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- ()本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、本組合らが、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者(凸版印刷株式会社を含む。)に譲渡する旨の契約が締結された場合(以下「本エグジット」という。)は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使することができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にもかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、凸版印刷株式会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。)からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為(当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内(但し、当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により短縮することができる。)に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が取得する日を別途定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第3回新株予約権

決議年月日	2022年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 2 当社従業員 9 当社子会社役員 9 当社子会社従業員 64
新株予約権の数(個)	607,990(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式607,990(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	670(注)3
新株予約権の行使期間	2024年10月1日～2032年9月30日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 670 資本組入額 335
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。

但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。).

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権1個当たりの発行価額は、2.11円とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関が当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当社においても検討した結果、特に有利な金額には該当しないことなどから当該算出結果と同額に決定したものである。

新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日は、2022年11月15日とする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、670円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日2022年9月30日後2年を経過した日から2032年9月30日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額(以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。)が、220億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下の切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の()乃至()に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- ()本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- ()当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の()乃至()に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- ()当社普通株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)(以下「本上場日」という。)までの間：ゼロ
- ()本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数

- () 本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- () 本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数

- () 本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数
上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、本組合らが、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者(凸版印刷株式会社を含む。)に譲渡する旨の契約が締結された場合(以下「本エグジット」という。)は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使することができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にもかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、凸版印刷株式会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。)からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為(当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内(但し、当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により短縮することができる。)に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が取得する日を別途定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第4回新株予約権

決議年月日	2022年11月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	3,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式3,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	670(注)3
新株予約権の行使期間	2024年11月26日～2032年9月30日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 670 資本組入額 335
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。

但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。)

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、670円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日2022年11月25日後2年を経過した日から2032年9月30日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額(以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。)が、220億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下の切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の()乃至()に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- ()本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- ()当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の()乃至()に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- ()当社普通株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)(以下「本上場日」という。)までの間：ゼロ
- ()本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- ()本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- ()本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- ()本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、本組合らが、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者(凸版印刷株式会社を含む。)に譲渡する旨の契約が締結された場合(以下「本エグジット」という。)は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使することができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にもかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、凸版印刷株式会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。)からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為(当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内(但し、当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により短縮することができる。)に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が取得する日を別途定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第5回新株予約権

決議年月日	2023年11月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1 当社子会社役員 6 当社子会社従業員 74
新株予約権の数(個)	489,572（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式489,572（注）1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900(注)3
新株予約権の行使期間	2025年11月9日～2033年11月8日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 900 資本組入額 450
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。

但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。).

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、行使株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、900円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から2033年11月8日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2024年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額(以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。)が、280億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の()乃至()に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- ()本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- ()当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の()乃至()に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- ()当社普通株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)(以下「本上場日」という。)までの間：ゼロ
- ()本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- ()本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- ()本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- ()本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、Iceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInfinity Gamma Ice L.P.が、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者(TOPPANホールディングス株式会社を含む。)に譲渡する旨の契約が締結された場合(以下「本エグジット」という。)は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使することができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当て及び権利行使時において、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、TOPPANホールディングス株式会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。)からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為(当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内(但し、当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により短縮することができる。)に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が取得する日を別途定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第6回新株予約権

決議年月日	2023年11月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1 当社子会社役員 4 当社子会社従業員 9
新株予約権の数(個)	108,428(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式108,428(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900(注)3
新株予約権の行使期間	2025年11月9日～2033年11月8日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 900 資本組入額 450
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。

但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。)

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権1個当たりの発行価額は、9.45円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関が当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当社においても検討した結果、特に有利な金額には該当しないことなどから当該算出結果と同額に決定したものである。新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日は、2023年12月15日とする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、行使株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、900円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から2033年11月8日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2024年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額(以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。)が、280億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の()乃至()に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- ()本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- ()当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の()乃至()に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- ()当社普通株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)(以下「本上場日」という。)までの間：ゼロ
- ()本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- ()本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- ()本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- ()本上場日の2年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、Iceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInfinity Gamma Ice L.P.が、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者(TOPPANホールディングス株式会社を含む。)に譲渡する旨の契約が締結された場合(以下「本エグジット」という。)は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使することができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当て及び権利行使時において、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、TOPPAN ホールディングス株式会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。)からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為(当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内(但し、当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により短縮することができる。)に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が取得する日を別途定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第7回新株予約権

決議年月日	2023年11月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当子会社役員 1 当社従業員 72 [71]
新株予約権の数(個)	97,500(注)1 [97,000]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式97,500(注)1 [97,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900(注)3
新株予約権の行使期間	2025年11月9日～2033年11月8日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 900 資本組入額 450
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。

但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。)。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、900円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から2033年11月8日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2024年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額(以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。)が、280億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の()乃至()に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- ()本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- ()当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の()乃至()に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- ()当社普通株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)(以下「本上場日」という。)までの間：ゼロ
- ()本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- ()本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- ()本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- ()本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、Iceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInfinity Gamma Ice L.P.が、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者(TOPPANホールディングス株式会社を含む。)に譲渡する旨の契約が締結された場合(以下「本エグジット」という。)は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使することができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、TOPPANホールディングス株式会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。)からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為(当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内(但し、当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により短縮することができる。)に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が取得する日を別途定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第8回新株予約権

決議年月日	2023年11月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当子会社役員 1
新株予約権の数(個)	9,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式9,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900(注)3
新株予約権の行使期間	2025年11月9日～2033年11月8日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 900 資本組入額 450
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。
 但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。).

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、900円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から2033年11月8日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2024年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額（以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。）が、280億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の（ ）乃至（ ）に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- （ ）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- （ ）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- （ ）本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- （ ）当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の（ ）乃至（ ）に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- （ ）当社普通株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日（同日を含まない。）（以下「本上場日」という。）までの間：ゼロ
- （ ）本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- （ ）本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- （ ）本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- （ ）本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、Iceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInfinity Gamma Ice L.P.が、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者（TOPPAN ホールディングス株式会社を含む。）に譲渡する旨の契約が締結された場合（以下「本エグジット」という。）は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使す

ることができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、TOPPAN ホールディングス株式会社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。）からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内（但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により短縮することができる。）に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が取得する日を別途定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第9回新株予約権

決議年月日	2023年12月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	3,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式3,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900(注)3
新株予約権の行使期間	2025年12月23日～2033年12月22日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 900 資本組入額 450
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。

但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。).

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、行使株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、900円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から2033年12月22日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2024年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額（以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。）が、280億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の（ ）乃至（ ）に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- （ ）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- （ ）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- （ ）本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- （ ）当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の（ ）乃至（ ）に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- （ ）当社普通株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日（同日を含まない。）（以下「本上場日」という。）までの間：ゼロ
- （ ）本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- （ ）本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- （ ）本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- （ ）本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、Iceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInfinity Gamma Ice L.P.が、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者（TOPPANホールディングス株式会社を含む。）に譲渡する旨の契約が締結された場合（以下「本エグジット」という。）は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使するこ

とができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、TOPPANホールディングス株式会社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。）からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内（但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により短縮することができる。）に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が取得する日を別途定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第10回新株予約権

決議年月日	2024年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当子会社役員 1 当社従業員 404 [402]
新株予約権の数(個)	278,587(注)1 [277,087]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式278,587(注)1 [277,087]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,335円(注)3
新株予約権の行使期間	2026年9月19日～2039年9月18日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,335 資本組入額 1,168
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。

但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。)

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、行使株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、2,335円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場

合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から2039年9月18日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2025年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額（以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。）が、360億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の（ ）乃至（ ）に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- ()本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- ()当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の（ ）乃至（ ）に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- ()当社普通株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日（同日を含まない。）（以下「本上場日」という。）までの間：ゼロ
- ()本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- ()本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- ()本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- ()本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、Iceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInfinity Gamma Ice L.P.が、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者（TOPPANホールディングス株式会社を含む。）に譲渡する旨の契約が締結された場合（以下「本エグジット」という。）は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使するこ

とができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、TOPPANホールディングス株式会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。)からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為(当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内(但し、当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により短縮することができる。)に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が取得する日を別途定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第11回新株予約権

決議年月日	2024年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	3,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式3,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,335円(注)3
新株予約権の行使期間	2026年9月19日～2039年9月18日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,335 資本組入額 1,168
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。
 但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。).

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、行使株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、2,335円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から2039年9月18日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2025年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額（以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。）が、360億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の（ ）乃至（ ）に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- （ ）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- （ ）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- （ ）本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- （ ）当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の（ ）乃至（ ）に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- （ ）当社普通株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日（同日を含まない。）（以下「本上場日」という。）までの間：ゼロ
- （ ）本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- （ ）本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- （ ）本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- （ ）本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、Iceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInfinity Gamma Ice L.P.が、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者（TOPPANホールディングス株式会社を含む。）に譲渡する旨の契約が締結された場合（以下「本エグジット」という。）は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使するこ

とができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、TOPPANホールディングス株式会社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。）からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断された場合その他本新株予約権を行使することが相当でないと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内（但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により短縮することができる。）に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が取得する日を別途定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第12回新株予約権

決議年月日	2024年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当子会社従業員 5
新株予約権の数(個)	28,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式28,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,335円(注)3
新株予約権の行使期間	2026年9月19日～2034年9月18日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,335 資本組入額 1,168
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。
 但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。).

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
 また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。
 なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、行使株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、2,335円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間
発行決議日後2年を経過した日から2034年9月18日までとする。
5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2025年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額（以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。）が、360億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の（ ）乃至（ ）に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- （ ）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- （ ）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- （ ）本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- （ ）当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の（ ）乃至（ ）に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- （ ）当社普通株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日（同日を含まない。）（以下「本上場日」という。）までの間：ゼロ
- （ ）本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- （ ）本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- （ ）本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- （ ）本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、Iceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInfinity Gamma Ice L.P.が、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者（TOPPANホールディングス株式会社を含む。）に譲渡する旨の契約が締結された場合（以下「本エグジット」という。）は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使するこ

とができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、TOPPANホールディングス株式会社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。）からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内（但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により短縮することができる。）に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会）が取得する日を別途定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

第13回新株予約権

決議年月日	2024年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当子会社役員 4 当子会社従業員 12
新株予約権の数(個)	67,913(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式67,913(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,335円(注)3
新株予約権の行使期間	2026年9月19日～2039年9月18日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,335 資本組入額 1,168
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。

但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てる。).

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権1個当たりの発行価額は、26.03円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関が当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当社においても検討した結果、特に有利な金額には該当しないことなどから当該算出結果と同額に決定したものである。新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日は、2024年11月15日とする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、行使株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、2,335円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合はその効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から2039年9月18日までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2025年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形固定資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額(以下「EBITDA」という。但し、オンチップカラーフィルタの製造・販売事業によるEBITDAは含まないものとする。)が、360億円以上となった場合、下記又はの定めに従って、本新株予約権を行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益や減価償却費の概念等の重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて定めるものとする。

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権を行使する日以前において、以下の()乃至()に該当する場合は、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
- ()行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
- ()本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等によりDCF法又は類似会社比較法等により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合
- ()当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合

新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)にて別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権を以下の()乃至()に掲げる期間において、上記の条件が達成されることを前提として、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- ()当社普通株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)(以下「本上場日」という。)までの間：ゼロ
- ()本上場日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
- ()本上場日の1年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
- ()本上場日の2年後の応当日から起算して1年間：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
- ()本上場日の3年後の応当日以降：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者は、Iceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInfinity Gamma Ice L.P.が、ある時点において保有する当社の発行済株式の全てを第三者(TOPPANホールディングス株式会社を含む。)に譲渡する旨の契約が締結された場合(以下「本エグジット」という。)は、当該締結の日から本エグジットの実行日の前営業日までに限り、上記の条件が達成されることを前提として、本新株予約権者は行使可能な本新株予約権の全てを行使することができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が正当な理由があると認める場合には、この限りではない。

上記の規定にかかわらず、新株予約権者が、権利行使時において、TOPPANホールディングス株式会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。但し、当社の子会社を除く。)からの出向者に該当する場合は、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

- () 新株予約権者が、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続の開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
- () 新株予約権者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により判断された場合
- () 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社若しくは関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為(当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- () 新株予約権者が任期満了による退任又は定年退職をした場合であって、当社又は当社の子会社若しくは関連会社が書面により新株予約権の行使を認めない旨を通知したにもかかわらず、当該通知をした日から2週間以内(但し、当社取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により短縮することができる。)に、当該新株予約権者が書面による異議を述べないとき

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。但し、本上場日以後に相続が生じた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(当社が取締役会設置会社であって、株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使が出来なくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 前各号に定めるほか、当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会)が取得する日を別途定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社が決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、2022年4月1日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株予約権総数引受契約の締結を決議し、2022年4月1日に割当を行いました。

決議年月日	2022年4月1日
新株予約権の数(個)	2,400,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 2,400,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	655.73円(注)2
新株予約権の行使期間	2022年4月1日以降
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株(以下、「対象株式数」という。)とする。

なお、当社が割当日以降に株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当日以降に対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、合理的な対象株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下、「行使価額」という。)を、655.73円(以下、「本基準行使価額」という。)に、次の(1)から(3)までの規定に従って本要調整額(次号に定める。)に基づく調整を行った金額とし、これに対象株式数を乗じた金額(1円未満の端数についてはこれを切り捨てる。)とする。

(1) 本要調整額が正の値の場合 本基準行使価額に本要調整額を加算する。

(2) 本要調整額が負の値の場合 本基準行使価額に本要調整額の絶対値を減算する。

(3) 本要調整額が零の場合 本基準行使価額の調整は行わない。

なお、当社が割当日以降に株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の行使価額について行われ、調整の結果生じる1円未満の端数についてはこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

その他、割当日以降に行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、合理的な行使価額の調整を行う。この場合、調整の結果生じる1円未満の端数についてはこれを切り上げる。

本要調整額は、以下の算式に従って算定される。

「本要調整額」

= (凸版印刷株式会社並びに Iceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.及びInsight Beta Ice L.P.の間の令和3年11月10日付株式譲渡契約(その後の変更及び修正を含む。)に基づき算定される運転資本・ネットキャッシュ調整額) ÷ 当社の発行済株式総数(自己株式の数を除く。)(1円未満の端数は切り上げる。)

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- 新株予約権者は、以下の()乃至()に該当する場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- () 2021年11月10日付株式譲渡契約に基づく凸版印刷株式会社からインテグラルグループへの株式譲渡の完了日(以下、「本効力発生日」という。)から5年以内に本株式公開が行われなかった場合
 - () 本効力発生日から5年が経過する前に、当社又は凸版印刷株式会社が本株式公開を行わない方針を決定した場合
 - () 本効力発生日から5年以内に治癒することができない上場審査基準に充たない事項が存在することによって、本効力発生日から5年以内の本株式公開の実現が客観的に困難と認められる場合
 - () 本株式公開に影響を与え得る重大な法令違反が発生し、本効力発生日から5年以内に当該違反の解消及び問題の是正をすることが客観的に見込まれない場合
 - () 凸版印刷株式会社が株主間契約上の重要な義務に違反した場合
 - () 凸版印刷株式会社の発行済普通株式又は株主総会における議決権の過半数を第三者(同一グループに属する複数の第三者を含む。)が直接若しくは間接に保有するに至った場合

当社は、2024年9月18日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株予約権総数引受契約の締結を決議し、2024年10月31日に割当を行いました。

決議年月日	2024年9月18日
新株予約権の数(個)	386,500個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 386,500株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	2,335円(注)2
新株予約権の行使期間	2024年10月31日以降
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

最近事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株(以下、「対象株式数」という。)とする。

なお、当社が割当日以降に株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当日以降に対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、合理的な対象株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下、「行使価額」という。)を、2,335円(以下、「本基準行使価額」という。)に、次の(1)から(3)までの規定に従って本要調整額(次号に定める。)に基づく調整を行った金額とし、これに対象株式数を乗じた金額(1円未満の端数についてはこれを切り捨てる。)とする。

(1) 本要調整額が正の値の場合 本基準行使価額に本要調整額を加算する。

(2) 本要調整額が負の値の場合 本基準行使価額に本要調整額の絶対値を減算する。

(3) 本要調整額が零の場合 本基準行使価額の調整は行わない。

なお、当社が割当日以降に株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の行使価額について行われ、調整の結果生じる1円未満の端数についてはこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

その他、割当日以降に行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、合理的な行使価額の調整を行う。この場合、調整の結果生じる1円未満の端数についてはこれを切り上げる。

本要調整額は、以下の算式に従って算定される。

「本要調整額」

= (凸版印刷株式会社並びに Iceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.及びInsight Beta Ice L.P.の間の令和3年11月10日付株式譲渡契約(その後の変更及び修正を含む。)に基づき算定される運転資本・ネットキャッシュ調整額) ÷ 当社の発行済株式総数(自己株式の数を除く。)(1円未満の端数は切り上げる。)

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- 新株予約権者は、以下の()乃至()に該当する場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- () 2021年11月10日付株式譲渡契約に基づく凸版印刷株式会社からインテグラルグループへの株式譲渡の完了日(以下、「本効力発生日」という。)から5年以内に本株式公開が行われなかった場合
 - () 本効力発生日から5年が経過する前に、当社又は凸版印刷株式会社が本株式公開を行わない方針を決定した場合
 - () 本効力発生日から5年以内に治癒することができない上場審査基準に充たない事項が存在することによって、本効力発生日から5年以内の本株式公開の実現が客観的に困難と認められる場合
 - () 本株式公開に影響を与え得る重大な法令違反が発生し、本効力発生日から5年以内に当該違反の解消及び問題の是正をすることが客観的に見込まれない場合
 - () 凸版印刷株式会社が株主間契約上の重要な義務に違反した場合
 - () 凸版印刷株式会社の発行済普通株式又は株主総会における議決権の過半数を第三者(同一グループに属する複数の第三者を含む。)が直接若しくは間接に保有するに至った場合

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年12月13日 (注)1	普通株式 50,000,000	普通株式 50,000,000	50	50	—	—
2022年4月1日 (注)2	普通株式 50,000,000	普通株式 100,000,000	350	400	—	—
2024年9月18日 (注)3	普通株式 7,708,780	普通株式 92,291,220	—	400	—	—

(注) 1. 当社が新規設立されたことによるものです。

2. 有償第三者割当 50,000,000株
発行価格 7円
資本組入額 7円
主な割当先 凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社)

3. 自己株式消却 7,708,780株（ 7.7%）
ステークホルダーへの還元のために過去に発行したストック・オプションの価値向上にも効果がある自己株式取得を2024年6月27日付取締役会で決議し、その際取得した株式を2024年9月18日付取締役会の決議により消却しております。

(4) 【所有者別状況】

2025年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	7	—	—	—	7	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	922,910	—	—	—	922,910	220
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 92,291,000	922,910	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 220	—	—
発行済株式総数	92,291,220	—	—
総株主の議決権	—	922,910	—

【自己株式等】

2025年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数	他人名義 所有株式数	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
株主総会(2024年6月27日)での決議状況 (取得期間2024年6月27日～2024年8月30日)	7,708,780	18,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2024年4月1日～2025年3月31日)	7,708,780	18,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	7,708,780	18,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

当社は、中長期的な企業価値の増大とともに、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。当社の上場後の配当方針については、経営基盤の確立、成長力の維持及び競争力強化などのための内部留保の充実に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び配当性向等を総合的に勘案し実施していく方針であり、連結配当性向30%程度を基本方針としております。

当社は、会社法第 459 条第1項各号に定める剰余金の配当につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

また、期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は毎年9月30日とする旨、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。

2025年3月期においては、9,000百万円の特別配当と併せて18,000百万円の自己株式取得を実施しており、合計27,000百万円の利益還元を実施しました。これは2022年から2023年にかけて発生した半導体市場の世界的な需給ひっ迫に伴う、当社における大幅な好業績を受け、従業員を含めたステークホルダーにこの成果を還元すべく、配当、自己株式取得及び従業員に対するストック・オプションの追加発行を一体のものとして実施したものであります。還元方法の選定においては、過去に発行したストック・オプションの価値向上にも効果がある自己株式取得を基本とする一方で、ストック・オプションの追加発行により株主持ち分の希薄化を伴うため、配当も実施しました。配当額の検討においては、2023年3月期及び2024年3月期の合計のフリーキャッシュフローを原資とし、当社グループの事業において不測の事態にも耐えうる適正な現預金水準を確保することなどを取締役会で審議した上で決定しております。

2024年3月期の配当につきましては、上記方針に基づき、2024年6月27日開催の定時株主総会にて、一株あたり90円の配当を決議し、配当総額は9,000百万円となりました。

なお、2025年3月期の剰余金につきましては、成長投資と内部留保の充実による財務基盤強化を優先し、現時点において配当は予定しておりません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

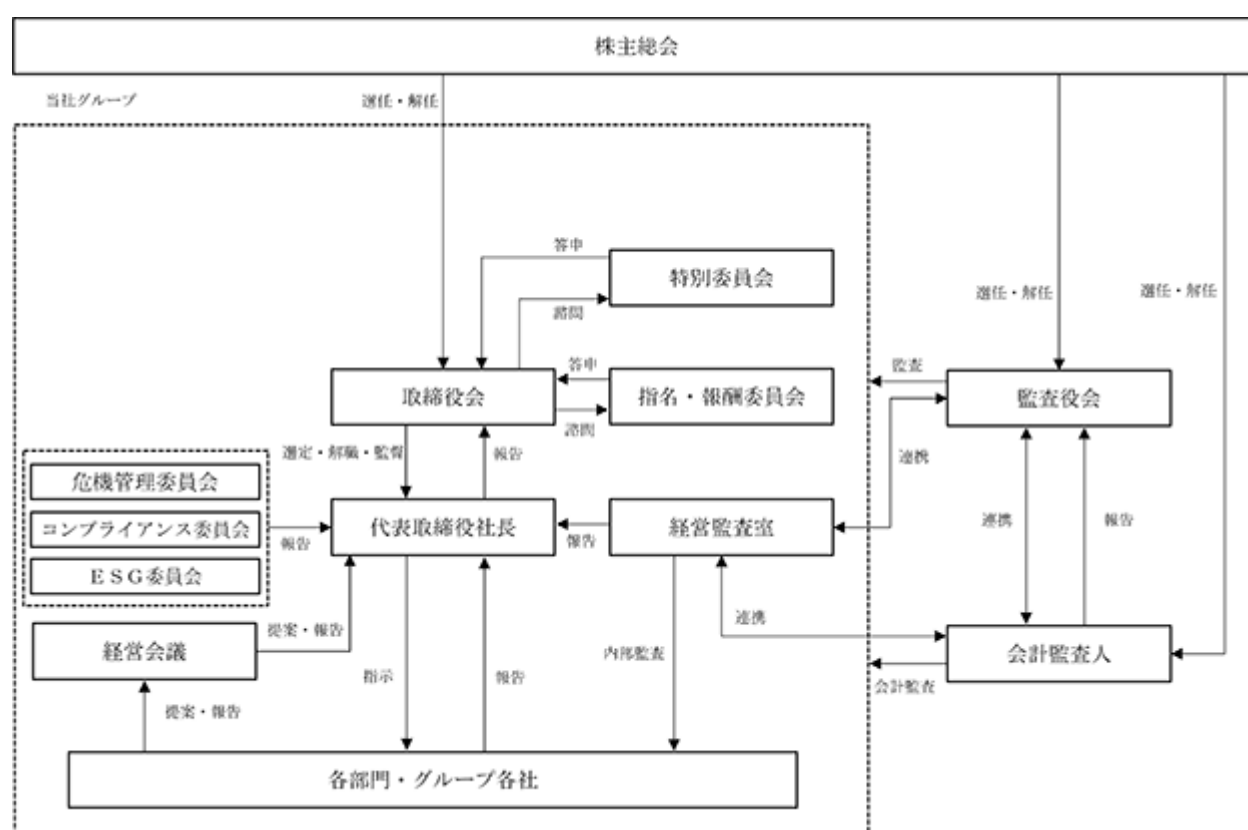
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要事項の一つとして考え、広く社会に貢献するとともに、企業価値の継続的な向上と、経営の健全性、効率性及び透明性を確保するための取り組みを推進しており、株主、投資家、顧客、取引先、従業員、そして地域社会、生活者などのステークホルダーから信頼される企業グループを目指しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は株主総会、取締役会、監査役会を設置するとともに、また日常的に業務を監視する経営監査室を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと判断し、この体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、次のとおりであります(2025年9月4日現在)。



a 取締役会

当社の取締役会につきましては、取締役8名(うち4名は社外取締役)で構成され、十分な議論の上で、経営に係る重要な意思決定をしております。取締役会は、取締役会規則に基づき、原則として毎月1回定例で開催するほか、全体方針や戦略の立案及び執行を迅速かつ機動的に遂行するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。具体的には、法令・定款・取締役会規則及び職務権限規程に基づく重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時に受け、取締役の業務執行の監督等を行っております。

なお、取締役会における相互監督機能の一層の強化を図る目的から、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定の取締役を3名選任しております。

当事業年度における個々の取締役の出席状況は表のとおりであります。

役職	氏名	出席回数 / 開催回数	備考
代表取締役社長執行役員 CEO	二ノ宮 照雄	14 / 14	—
取締役執行役員 COO	Michael G. Hadsell	14 / 14	—
取締役執行役員 CFO	糸雅 誠一	14 / 14	—
取締役	植木 哲朗	13 / 14	—
取締役	大矢 諭	13 / 14	—
社外取締役	山崎 壯	14 / 14	—
社外取締役	屋城 勇仁	14 / 14	—
社外取締役(独立役員)	須原 忠浩	14 / 14	—
社外取締役(独立役員)	所 千晴	13 / 14	—
社外取締役(独立役員)	鄧 茂松	12 / 12	2024年5月1日就任

- (注) 1. は議長を示しております。
 2. 取締役黒部 隆は2025年9月4日付で就任しております。
 3. 取締役植木 哲朗は2025年9月4日付で退任しております。
 4. 取締役大矢 諭は2025年9月4日付で退任しております。
 5. 社外取締役屋城 勇仁は2025年9月4日付で退任しております。

b 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役3名から構成されております。詳細については、「(3) 監査の状況 監査役監査の状況」に記載のとおりであります。

c 経営監査室

当社は経営の健全性、並びに、内部統制の適正性及び有効性を高めるために、経営監査室を設置し、業務執行部門から独立した立場から、主に会計監査と業務監査の視点に基づき、当社グループを構成する各社を含む各事業所や工場への、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。詳細については、「(3) 監査の状況 内部監査の状況」に記載のとおりであります。

d 経営会議

当社は、代表取締役社長を議長とし、取締役及び取締役が指名した者を構成員とする経営会議を設置し、原則として隔週に開催をしております。経営会議では、取締役会決議事項の事前検討・審議を行うとともに、取締役会に付議する事項を除く一定の意思決定を行い、経営の効率化、迅速化を図っております。また、取締役会及び経営会議にて決定した事項に対する定期的な事後評価を行っております。

e 特別委員会(支配株主との取引等の適正に関する委員会)

当社は、当社の支配株主等と当社の少数株主との利益が相反する取引又は行為を通じて、当社及び株主共同の利益が損なわれることを防止するため、取締役会の任意の諮問機関として特別委員会を設置し、支配株主との取引等の適正性を確保する体制を構築しております。特別委員会においては、主として当社の支配株主等との間に行われる関連当事者取引の必要性や取引金額の妥当性の他、当社事業の独立性に関わるリスクの有無について審議が行われております。

特別委員会は独立社外取締役である須原 忠浩を委員長とし、委員として独立社外取締役2名及び当社代表取締役社長が就任しており、委員の過半数は、独立社外取締役で構成され、随時開催しております。

f 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続き及びその内容についての公正性・透明性・客観性を担保するため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は独立社外取締役である須原 忠浩を委員長とし、委員として独立社外取締役1名及び当社代表取締役社長が就任しており、委員の過半数は、独立社外取締役で構成されております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

(指名関係)

- (a) 株主総会に付議する取締役の選任・解任に関する事項
- (b) 代表取締役及び役付取締役の選定・解職に関する事項
- (c) 執行役員の選任・解任及び役付に関する事項
- (d) 役員の候補者案、後継者計画等に関する事項
- (e) 重要な子会社の役員の選任・解任又は選定・解職等に関する事項
- (f) その他、取締役会が指名・報酬委員会に諮問した役員の指名に関する事項

(報酬関係)

- (a) 株主総会に付議する取締役の報酬に関する事項
- (b) 取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に関する事項
- (c) 役員報酬に関する基本方針及び報酬制度に関する事項
- (d) 重要な子会社の役員報酬に関する事項
- (e) その他、取締役会が指名・報酬委員会に諮問した役員の報酬に関する事項

2025年3月期における委員の出席状況は表のとおりであります。

役職	氏名	出席回数 / 開催回数	備考
社外取締役	須原 忠浩	1 / 1	—
社外取締役	所 千晴	1 / 1	—
代表取締役社長執行役員 CEO	二ノ宮 照雄	1 / 1	—
取締役執行役員 CFO	糸雅 誠一	1 / 1	—
常勤監査役	薄井 優彰	1 / 1	—

- (注) 1. は議長を示しております。
 2. 取締役糸雅 誠一は2025年4月1日付で退任しております。
 3. 常勤監査役薄井 優彰は2025年4月1日付で退任しております。

各会議体の構成員は次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	特別委員会	指名・報酬委員会
代表取締役社長 執行役員 CEO	二ノ宮 照雄		—		○	○
取締役執行役員 COO	Michael G. Hadsell	○	—	○	—	—
取締役執行役員 CFO	糸雅 誠一	○	—	○	—	—
取締役	黒部 隆	○	—	—	—	—
社外取締役	山崎 壯	○	—	—	—	—
社外取締役	須原 忠浩	○	—	—		
社外取締役	所 千晴	○	—	—	○	○
社外取締役	鄧 茂松	○	—	—	○	—
常勤社外監査役	薄井 優彰	○		○	—	—
社外監査役	齊藤 和子	○	○	—	—	—
社外監査役	本村 健	○	○	—	—	—

(注) 1. は議長、委員長、○は出席者を示しております。

2. 役員のみを表示しております。

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するための体制及び財務報告の信頼性を確保するための体制を構築・整備するとともに、適正かつ継続的に運用していくための基本方針である内部統制システムに関する基本方針を制定しております。内部統制に関する基本方針、業務執行に関する体制及び監査に関する体制についての概要は以下のとおりです。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社は、企業倫理の責任体制を明確化するため、危機管理委員会・コンプライアンス委員会を設置し、企業倫理の確立、コンプライアンスの推進、教育・研修を実施する。
- ロ 取締役及び従業員がとるべき行動の基準・規範を示した「企業行動規範」等に基づき、職制を通じて適正な業務執行の管理・監督を行う。
- ハ 法的・倫理的問題を早期に発見し、是正するため、当社の人事部部长及び当社が別途指定する法律事務所の弁護士による内部通報の窓口を設置し、すべての役員及び従業員からの通報・相談を受け付ける。
- ニ 内部監査規程に則り、業務プロセスの適切性、有効性、法令等の遵守、財務報告の信頼性及び適正性を目的に関係会社を含めて、計画的に監査を実施し、各部門及び関係会社に指導・啓発を行う。また、重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当社は、取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報(文書・議事録)及び重要な決裁に係る情報(稟議書)は、取締役会規則・稟議規程等各種規程に従い作成し、文書管理規程に基づき保存・管理する。

(c) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

- イ 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(d) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、危機管理に関する規程を定め、これに基づいて、代表取締役社長を委員長とし、各部門を担当する取締役等から構成する危機管理委員会を設置することで各部門のリスクマネジメントを統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。
- ロ 各部門長は、担当職務の業務内容を整理し、存在するリスクを把握・分析・評価したうえで適切な対策を実施し、それに係るリスクマネジメント状況を監督、定期的に見直しを行う。
- ハ 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化する場合に備え、危機管理体制図を策定し、発現したリスク損失を最小限度に抑えるために必要な対応を行う。

(e) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 当社は、取締役会規則に則り、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則等に基づき決定を行うとともに、取締役会の下に、代表取締役社長及び当社の業務を執行する取締役並びに執行役員をメンバーとする執行役員会議を定期的に設け、取締役会の議論を充実させるべく審議を行う。

(f) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社は、関係会社管理規程に則り、適切な経営管理を行う。
- ロ コンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理については、適切な経営管理指導を行う。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- イ 当社は、監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と人数、体制、独立性に関する事項等を協議し、必要な措置を講ずる。
- ロ 使用人への指揮命令権は監査役に属するものとし、当該使用人の適切な職務の遂行のため、使用人に関する人事事項については監査役と事前協議を行うものとする。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する報告体制

- イ 取締役、使用人及び当社子会社の取締役並びに監査役は、下記の事項について監査役に報告する。なお、緊急事態、重要事項については遅滞なく報告する。

(イ) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

- (ロ) 会社に重大な影響を及ぼす見込みのある法令・定款違反又は財務上に係る事項
 - (ハ) 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - (ニ) 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (ホ) 内部監査の状況
 - (ヘ) 重要な社内稟議書、契約書類、会議議事録の監査役への閲覧
 - (ト) 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
 - (i) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 監査役は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査する。
 - 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査人と、定期的又は必要に応じて意見交換を行う。
 - ハ 監査役は取締役会に出席するほか、その他重要な会議に出席することができる。
 - ニ 監査役は、その必要性を認めた場合は、外部の専門家から監査業務に関する助言を受けることができる。
 - (j) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- b リスク管理体制等の整備の状況
- (a) 危機管理委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とし、グループ各社の業務執行責任者及び経営監査部門から構成される組織として危機管理委員会を設置し、常勤監査役の出席のもと四半期ごとに1回開催しております。同委員会は、当社を含めたグループ各社におけるリスク情報の集約、情報共有をはかりながら、リスク全体の監視及びリスク内容の分析・評価とともに対応施策を検討し、その結果を取締役に報告しております。
 - (b) コンプライアンス委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とし、グループ各社の業務執行責任者及び経営監査部門から構成される組織としてコンプライアンス委員会を設置し、常勤監査役の出席のもと四半期ごとに1回開催しております。同委員会は、コンプライアンス体制の構築及びその運営・推進に関する事項について検討、審議を行い、法令順守の徹底と企業倫理の確立に向けた取り組みを積極的に進めております。また、同委員会を中心とした活動内容については、適宜、取締役会に報告するものとしております。
 - (c) ESG委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とし、グループ各社の業務執行責任者及び経営監査部門から構成される組織としてESG委員会を設置し四半期ごとに1回開催しております。同委員会における具体的な活動内容等については、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載のとおりであります。
- c 責任限定契約の内容の概要
- 当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- d 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。
- イ 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役
 - 保険契約の内容の概要

被保険者が行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金及

び争訟費用等の損害を保険会社が填補するものです。当該保険契約において、免責金額と免責事由(犯罪行為等)を定め、被保険者の業務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当社が全額負担しております。

e 取締役の定数

当社の取締役の定数は13名以内とする旨を定款で定めております。

f 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

g 特別決議の決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その出席株主の議決権の3分の2以上の賛成をもって決議を行う旨を定款で定めております。

f 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項及びその理由

イ 責任免除の内容の概要

当社は、役員(役員であった者を含む)が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とし、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

ロ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ハ 剰余金の配当等

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性2名(役員のうち女性の比率18.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員 CEO	二ノ宮 照雄	1964年5月1日	1987年4月 2005年4月 2008年4月 2011年4月 2018年4月 2022年4月 2024年4月	凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社) 入社 同社 本社経営企画本部 経営戦略部 部長 同社 半導体ソリューション事業本部 事業戦略部 兼 購買部 部長 同社 エレクトロニクス事業本部 事業戦略本部 本部長 同社 執行役員 エレクトロニクス事業本部 半導体統括 当社 転籍 代表取締役社長 当社 代表取締役社長執行役員CEO(現任)	(注)3	—
取締役執行役員 COO	Michael G . Hadsell	1961年3月22日	1984年6月 1989年6月 1999年6月 2001年12月 2005年5月 2013年12月 2022年4月 2024年4月	E.I. du Pont de Nemours company 入社 分社化によりDuPont Photomasks, Inc. に転籍 DuPont Photomasks, Inc. Managing Director 兼 General Manager(シンガポール駐在) 同社 Asia Pacific Sales Vice President then Managing Director 兼 President(台湾駐在) Tekscend Photomask US Inc. Executive Vice President 兼 W / W Sales and Marketing 同社 President and CEO 当社 COO 兼 Tekscend Photomask US Inc. President and CEO 当社 取締役執行役員 COO 兼 Tekscend Photomask US Inc. President and CEO(現任)	(注)3	—
取締役執行役員 CFO	糸雅 誠一	1966年11月18日	1985年4月 2004年10月 2013年4月 2017年4月 2022年4月 2024年4月	凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社) 入社 凸版印刷(上海)有限公司 管理本部 部長(上海駐在) 株式会社オルタステクノロジー 出向 取締役 管理本部 部長 凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社) エレクトロニクス事業本部 経理部 部長 当社 転籍 CFO 当社 取締役執行役員 CFO(現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	黒部 隆	1964年1月31日	1986年4月 凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社) 入社 2000年10月 Toppan Interamerica Inc. CFO 2004年12月 凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社) エレクトロニクス事業本部 経理部 部長 2010年4月 同社 財務本部 資金部 部長 2015年4月 同社 財務本部 経理部 部長 兼 連結経理部 部長 2017年4月 同社 執行役員 財務本部 経理部 部長 兼 連結経理部 部長 兼 財務企画部 部長 2018年4月 同社 執行役員 財務本部 本部長 2018年4月 TOPPAN保険サービス株式会社 取締役(現任) 2018年5月 株式会社トッパントラベルサービス 監査役 2018年5月 株式会社フレーベル館 監査役(現任) 2018年6月 凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社) 取締役 執行役員 財務本部 本部長 2018年6月 凸版物流株式会社 監査役 2018年6月 株式会社トータルメディア開発研究所 監査役(現任) 2018年6月 TOPPANコスモ株式会社 監査役(現任) 2018年6月 株式会社トッパン TDK レーベル(現TOPPANインフォメディア株式会社) 監査役(現任) 2019年6月 タマポリ株式会社 監査役(現任) 2020年4月 株式会社トッパンフィナンシャルマネジメント 代表取締役 2021年4月 凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社) 取締役 常務執行役員 財務本部 本部長 2021年5月 株式会社トッパンホール 監査役 2022年4月 凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社) 取締役 常務執行役員 財務本部 本部長 兼 グローバルガバナンス本部担当 2022年4月 当社 監査役 2022年4月 Toppan Leefung Pte. Ltd.(現: TOPPAN Next Pte. Ltd.) Chairman(現任) 2023年4月 凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社) 取締役 常務執行役員 財務本部 本部長 兼 グローバルGRC本部担当 2023年4月 トッパン・フォームズ株式会社(現: TOPPANエッジ株式会社)取締役(現任) 2023年8月 TOPPAN TREASURY SERVICES PTE.LTD. Director(現任) 2023年10月 TOPPANホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員CFO 財務本部本部長 兼 グローバルGRC本部担当 兼 TOPPAN株式会社 取締役 財務本部担当 2023年10月 TOPPANデジタル株式会社 取締役(現任) 2024年4月 TOPPANホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員CFO 兼 CRO財務本部本部長 兼 GRC本部担当 TOPPAN株式会社 取締役 財務本部担当 2024年5月 TOPPANフィナンシャルマネジメント株式会社 取締役(現任) 2024年6月 TOPPANホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員CFO 兼 CRO財務本部 本部長 兼 GRC本部担当 TOPPAN株式会社 取締役 財務本部担当 2025年4月 TOPPANホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員CFO 財務本部担当 兼 TOPPAN株式会社取締役 財務本部担当(現任) 2025年4月 TOPPAN Global Security Limited Director(現任) 2025年9月 当社 取締役(現任)	(注)4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外取締役	山崎 壯	1978年8月17日	2001年4月 2004年7月 2009年7月 2010年11月 2011年9月 2013年12月 2017年1月 2017年1月 2017年11月 2019年4月 2019年10月 2020年1月 2021年1月 2022年4月 2025年4月	デロイトトーマツコンサルティング株式会社(現：アビームコンサルティング株式会社) 入社 株式会社産業再生機構 入社 インテグラル株式会社 入社 株式会社ヨウジヤマモト 監査役 ファイベスト株式会社(現：MACOM Japan株式会社) 執行役員 同社 取締役 株式会社アデランス 社外取締役(現任) 株式会社アデランスメディカルリサーチ 社外取締役(現任) 株式会社イーダーム 社外取締役 東洋エンジニアリング株式会社 経営企画本部 シニアアドバイザー(現任) サンデン・リテールシステム株式会社 社外取締役(現任) インテグラル株式会社 パートナー(現任) プリモグローバルホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 当社 社外取締役(現任) 旭化成メディカル株式会社 社外取締役 就任(現任)	(注)3	—
社外取締役	須原 忠浩	1961年2月13日	1983年4月 1999年10月 2004年4月 2004年4月 2006年4月 2009年4月 2010年4月 2011年4月 2012年4月 2014年10月 2016年4月 2019年5月 2019年6月 2020年6月 2020年6月 2022年4月 2022年9月 2023年4月 2023年11月	大日本スクリーン製造株式会社(現 株式会社SCREENホールディングス) 入社 DNS ELECTRONICS, LLC (現 SCREEN SPE USA, LLC) 副社長 同社 社長 大日本スクリーン製造株式会社 半導体機器カンパニー 副社長 同社 執行役員 株式会社SOKUDO 代表取締役社長 大日本スクリーン製造株式会社 上席執行役員 半導体機器カンパニー社長 同社 常務執行役員 同社 専務執行役員 株式会社SCREENホールディングス設立に伴い、大日本スクリーン製造株式会社 より転籍 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 代表取締役 同社 代表取締役社長 執行役員 JSR株式会社 顧問 同社 常務執行役員 デジタルソリューション事業統括 JSR Electronic Materials Korea Co., LTD. 代表理事 JSR Micro Korea Co.,Ltd. 代表理事 JSR Electronic Materials Taiwan Co., Ltd. 董事長 JSR Electronic Materials (Shanghai) Co., Ltd. 董事長 株式会社TSSC 代表取締役(現任) 当社 社外取締役(現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外取締役	所 千晴	1975年9月6日	2003年4月 2004年4月 2007年4月 2009年4月 2015年4月 2016年11月 2021年4月 2021年4月 2023年11月 2024年9月	東京大学大学院 工学系研究科 研究員(非常勤) 早稲田大学 理工学部 助手 同大学 理工学術院 専任講師 同大学 理工学術院 准教授任 同大学 理工学術院 教授 東京大学 生産技術研究所 特任教授(現任) 同大学 大学院工学系研究科 教授(現任) JX金属株式会社 社外取締役(現任) 当社 社外取締役(現任) 早稲田大学 創造理工学部長・研究科長(現任)	(注)3	—
社外取締役	鄧 茂松	1962年9月25日	1988年2月 1994年12月 1996年7月 1999年8月 2003年7月 2010年8月 2013年8月 2014年4月 2014年8月 2015年4月 2016年10月 2016年11月 2016年11月 2016年11月 2017年7月 2017年7月 2018年4月 2020年1月 2020年4月 2020年4月 2020年5月 2021年12月 2023年6月 2024年5月 2025年3月 2025年3月 2025年4月	Industrial Technology Research Institute 入所 Vanguard International Semiconductor Corporation Operation Planning Manager Vanguard International Semiconductor-America in California, USA. 出向 Secretary, CFO 兼 Liaison Director of Product Development. Ardentec Corporation Vice President CSMC Technologies Corporation VP 兼COO 兼 President 同 社 CRM CEO 兼 Executive Director Etron Technology, Inc. Advisor Great Team Backend Foundry, Inc. 董事(現任) Etron Technology, Inc. President(現任) Etron Technology America, Inc. Managing Director(現任) eCapture Ltd. Co. 董事(現任) eCapture Co., Limited 董事(現任) Insignis Technology, Inc. 董事(現任) Insignis Technology Corporation 董事(現任) eEver Technology Limited 董事(現任) eYs3D Microelectronics, Inc. 董事(現任) Anzon Technology, Inc. 董事(現任) AiYs3D Technology, Inc. 董事(現任) 鈺群科技 董事長 兼 總經理(現任) 鈺立微電子 董事長(現任) 帝濶智慧科技 監察人(現任) Invention and Collaboration Laboratory Pte. Ltd. Managing Director(現任) 漢磊科技 獨立董事(現任) 当社 社外取締役(現任) T-Era Architecture Technology, Inc. Director(現任) TAT Technology, Inc. Director(現任) ICL1, Inc. Director(現任)	(注)3	—
常勤社外監査役	薄井 優彰	1992年4月9日	2015年2月 2022年5月 2023年12月	有限責任監査法人トーマツ 入所 (税)タクトコンサルティング 入所 当社 社外監査役(現任)	(注)5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外監査役	齊藤 和子	1944年7月3日	1963年3月 千葉税務署 入署 1981年7月 江東西税務署 法人税・源泉所得税部門 国税調査官 1983年7月 船橋税務署 法人税・源泉所得税部門 上席国税調査官 1985年7月 浅草税務署 法人税・源泉所得税部門 上席国税調査官 1988年7月 市川税務署 法人税・源泉所得税部門 総括上席国税調査官 1989年7月 葛飾税務署 法人税・源泉所得税第2部門 総括上席国税調査官 1990年7月 葛飾税務署 法人税・源泉所得税第6部門 総括上席国税調査官 1991年7月 千葉東税務署 税務広報官 1993年7月 渋谷税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官 1994年7月 船橋税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官 1996年7月 江東東税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官 1998年7月 蒲田税務署 特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当) 2000年7月 東京国税局 調査第一部 特別国税調査官 2001年7月 税務大学校 東京研修所 幹事 2002年7月 小石川税務署 署長 2016年10月 税理士法人京葉合同事務所 代表社員(現任) 2017年4月 しんろく興産株式会社 監査役(現任) 2018年7月 株式会社トーエル 社外取締役 2022年1月 岡常商事株式会社 監査役(現任) 2023年1月 株式会社大島商店 監査役(現任) 2023年8月 株式会社ダイシン 監査役(現任) 2023年12月 当社 社外監査役(現任)	(注)5	—
社外監査役	本村 健	1970年8月22日	1997年4月 弁護士登録 岩田合同法律事務所 山根室 入室(現任) 1999年4月 第一東京弁護士会 常議員 2003年10月 Steptoe & Johnson LLP ワシントンオフィス 入所 2007年6月 学校法人大妻学院 大妻女子大学 監事 2007年9月 慶應義塾大学 法科大学院 講師 2008年6月 学校法人誠美学園 監事 2009年4月 第一東京弁護士会 常議員 2010年4月 第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会 副委員長 2015年4月 最高裁判所司法研修所 教官(民事弁護) 2016年6月 株式会社データ・アプリケーション 社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年4月 HITOWAホールディングス株式会社 社外取締役 2017年11月 アルテリア・ネットワークス株式会社 社外監査役 2018年6月 大井電気株式会社 社外監査役 2019年4月 東京大学 客員教授(東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター(IBC)) 2019年12月 学校法人大妻学院 社外監事 2020年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 非常勤講師 2023年6月 学校法人大妻学院 大妻女子大学 社外理事(現任) 2023年6月 大井電気株式会社 取締役(監査等委員)(現任) 2023年12月 当社 社外監査役(現任)	(注)5	—
計					—

(注) 1. 取締役山崎壯、須原忠浩、所千晴及び鄧茂松は、社外取締役であります。

2. 監査役薄井優彰、齊藤和子及び本村健は、社外監査役であります。
3. 取締役（黒部隆を除く）の任期は、2025年6月20日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役黒部隆の任期は、2025年9月4日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2025年6月20日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は、次のとおりであります。

職位	氏名
代表取締役社長執行役員 CEO	二ノ宮 照雄
取締役執行役員 COO	Michael G. Hadsell
取締役執行役員 CFO	糸雅 誠一
執行役員 CTO	Chan-Uk Jeon
執行役員 CHRO	飯島 伸之
執行役員 Asia Region President	石松 忠
執行役員 CBO(Chief Business Officer)	Arthur Kuo
執行役員 副CFO 兼 中華科盛徳光罩總經理	Andrew Liu

社外役員の状況

本書提出日現在において、当社は社外取締役4名、社外監査役3名をそれぞれ選任しております。

独立社外役員は、取締役会の監督機能の強化、透明性の向上に寄与し、経営上、重要な業務執行の決定を行う上で、経営、技術動向、環境・サステナビリティ、財務・税務・会計、法律等の専門家としての知識や経験に基づくアドバイスを受けることを期待しています。

社外取締役・山崎壯は、他の投資先においても取締役を兼務するなど、長年にわたり複数企業の経営経験と高い見識を有していることから、当社が事業を発展、成長させる上で、経営面、ガバナンス、資金調達等において、様々な有益な助言・提言を得られるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと判断し選任しております。当社株式の49.9%を保有する大株主であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.、Innovation Alpha Ice L.P.及びIceインテグラル1投資事業有限責任組合はインテグラル株式会社が投資助言を行う関係会社が運営するリミテッド・パートナーであり、同氏はインテグラル株式会社のパートナーであります。同氏個人と当社との間に人的関係、資本的関係、重要な取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役・須原忠浩は、事業会社にて培った半導体業界・技術に係る知見並びに企業経営に関する豊富な経験を有しており、今後の当社の経営全般に対して助言・提言を得られるとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断し、選任しております。なお、同氏個人と当社との間に人的関係、資本的関係、重要な取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役・所千晴は、資源循環工学等、資源開発や金属資源循環に要する高度分離技術開発に係る専門性を生かし、当社にとって重要な経営課題である環境・サステナビリティに関して有益な助言・提言を得られるとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断し選任しております。なお、同氏個人と当社との間に人的関係、資本的関係、重要な取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役・鄧茂松は、長年の半導体業界に係る知見並びに企業経営に関する豊富な経験を有しており、今後の成長戦略においての助言・提言を期待するとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと判断し選任しております。なお、同氏個人と当社との間に人的関係、資本的関係、重要な取引関係及びその他の利害関係はありません。

常勤監査役・薄井優彰は、公認会計士及び税理士の資格を有し、会計・税務の専門家として高い専門性を備えるとともに、コンサルティング会社においても企業経営支援や財務戦略立案等に従事された豊富な実務経験を有しております。経営分析、リスク管理、内部統制といった幅広い分野に対する深い知見も活かして、当社の経営や業務執行に対して継続的かつ実効性のある監査活動を行っていただけるものと判断して選任しております。なお、同氏個人と当社との間に人的関係、資本的関係、重要な取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役・齊藤和子は、税理士として税務、財務及び会計の知見並びに企業経営に関する豊富な経験を有しており、当社の経営に対して的確かつ実効性のある監査を行っていただけるものと判断し、当社の業務執行体制について適切な監査を期待して選任しております。なお、同氏個人と当社との間に人的関係、資本的関係、重要な取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役・本村健は、弁護士として法務に関する豊富な経験を有するとともに、社外取締役・社外監査役として様々な企業において経営やコーポレート・ガバナンスに対しての助言・提言をした経験を有します。法律に関する知見に加え、組織運営に対する実践的な理解も備えておられ、当社の業務執行に対して独立した立場から公正かつ的確な監査を行っていただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏個人と当社との間に人的関係、資本的関係、重要な取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、当社は取締役及び監査役を選任するための基本方針において、社外役員の独立性判断基準を定めております。須原忠浩、所千晴及び鄧茂松は会社法第2条第15号に定める社外取締役(独立社外取締役)であります。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて、会計監査の状況並びに内部統制の状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなど、内部統制等の状況に係る情報を共有するとともに、内部統制を担当する部門との連携を強化しております。

社外監査役は、監査役会において常勤監査役から日常監査の状況、重要な会議の内容、閲覧した書類等の概要の説明を受けるとともに、監査計画及び監査結果等の内容を共有するなど、緊密な連携を図っております。また、会計監査及び内部統制を担当する部門からの報告を受けるほか、随時意見交換を行うなど十分な意思疎通を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a 組織・人員構成

当社の監査役会は、常勤である社外監査役1名、非常勤である社外監査役2名の計3名で構成されております。

常勤社外監査役である薄井優彰は、公認会計士と税理士の資格を有し、税務、財務及び会計の知見並びに企業経営に関する豊富な経験を有しております。

社外監査役である齊藤和子は、税理士として税務、財務及び会計の知見並びに企業経営に関する豊富な経験を有しております。

社外監査役である本村健は、弁護士として法務に関する豊富な経験を有しております。

b 監査役及び監査役会の活動状況

監査役は、当社及び当社グループ会社の取締役会その他重要な社内会議に出席し、経営状況を把握するとともに、取締役の職務執行状況を監査し適宜意見を述べております。また、監査役会により策定された監査計画書、並びに、定められた監査業務の範囲に基づき、取締役及び従業員等から職務の執行状況についての意見聴取を実施するとともに、当社及びグループ会社への往査、必要に応じて決算書類、稟議書類、各種契約書、議事録その他業務執行に関する重要書類の閲覧等を適宜行い、管理体制が適正に機能しているか確認することにより、監査意見を形成しております。また、常勤監査役は内部監査人及び会計監査人との間において三者による協議の実施や監査計画の共有を行うなど、相互の連携による効果的かつ効率的な監査体制の構築を図っております。

監査役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査の方針及び計画、コーポレート・ガバナンスの運営状況、内部統制システムの整備と運用の状況等の監査、検討を実施いたしました。

また、内部監査担当者及び監査法人と情報交換や意見交換・協議を行う等、相互の連携を密にし、監査の実効性を高め、効果的かつ効率的な監査体制の構築を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
薄井 優彰	13回	13回
黒部 隆	13回	12回
遠見 芳弘	13回	12回
齊藤 和子	13回	13回
本村 健	13回	13回

(注) 1. 監査役遠見 芳弘は2025年9月4日付で退任しております。
 2. 監査役黒部 隆は2025年9月4日付で退任しております。

内部監査の状況

当社は、経営の健全性、並びに、内部統制の適切性及び有効性を高めるために、代表取締役社長が直轄する経営監査室を設置し、業務執行部門から独立した立場から、主に会計監査と業務監査の視点に基づき、当社グループを構成する各社を含む各事業所や工場への、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。2025年9月22日現在、監査に従事する者はマネージャー以下5名であり、経営監査では、経営戦略や目標との整合性やリスクコントロールが十分に担保されているかについて検証・評価しております。また、業務監査では、法令・会社諸規則の遵守状況や不正防止の仕組みについて検証・評価しております。監査の実施により、改善事項が検出された場合には、当該各部門及び各グループ会社に対して具体的な改善を求める指導や助言を行うとともに、改善状況の監視、確認を継続的に行い、全ての監査結果につきましては、代表取締役社長及び取締役会、監査役会に直接報告しております。

なお、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携については、定期的に常勤監査役との面談及び監査役会との連携、また、会計監査人を含めた三者での打ち合せの場を設けて情報を共有しております。内部統制部門との連携につきましては、必要に応じて随時、報告や意見交換を実施し共有しており、監査結果及び内部統制状況の報告や意見交換を行うことで、連携に努めております。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

なお、当社は、2025年6月20日開催の定時株主総会において、会社機関として会計監査人を設置する旨の定款変更並びに有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任する旨の議案を諮り、いずれも承認決議されております。

a 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b 継続監査期間

3年

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 山下 誠

指定有限責任社員 関口 男也

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士21名、その他44名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定するにあたり、監査体制、独立性、監査品質の維持・向上、効率的な監査業務の執行状況等を総合的に判断し、有限責任あずさ監査法人を選定しております。

監査役会は、監査法人の独立性・専門性を検証し、また、当社の業務・事業環境及び会計方針に精通し、適正かつ厳格な監査業務を遂行していることを確認することにより、当社の監査法人として適切と考えております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人から、監査計画、監査の実施状況、職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制・監査に関する品質管理基準等の報告を受け、監査品質、独立性及び職業倫理、職業的専門家としての専門性、監査役等とのコミュニケーション等の評価項目について審議し、総合的な評価を行っております。その結果、評価項目全てについて特段指摘すべき問題はなく、当社グループの監査業務を担う十分な体制及び能力を有していることを確認しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	102	12	136	—
連結子会社	—	—	—	—
計	102	12	136	—

当社における非監査業務の内容は、IFRS導入検討及びグループガバナンス構想策定に関する助言業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	224	13	392	9
計	224	13	392	9

連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告及び移転価格文書作成に関する助言業務であります。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

監査計画に基づく監査日数、当社の事業規模や業界特性等を勘案して、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e 監査法人の報酬等に同意した理由

最近事業年度の末日においては、当社は会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社ではないため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。なお、監査役の報酬については、監査役会の協議により決定しております。

イ．基本方針

各取締役の報酬額については、固定報酬及び業績連動報酬体系により構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。ただし、業績連動報酬は、業務執行取締役に限るものとする。

ロ．決定方針の内容の概要

ａ．固定報酬は、業界水準を参考に、職位に応じて設定した金額とする。

ｂ．業績連動報酬は、短期インセンティブ（STI）、長期インセンティブ（LTI）の2種類で構成する。

STIは、前連結会計年度の業績を基に、前連結会計年度のEBITDA、当期純利益、ROICの期間計画達成率、中期経営計画上の重点課題の進捗状況をベースに、LTIは、前連結会計年度の業績をもとに、前連結会計年度の連結営業利益の期間計画達成率をベースに、職位毎に定められた支給率による算出しております。

基準事業年度の業績連動報酬は、2025年3月期の期間計画の達成度合いに応じて算出しており、STIは計画比149.06%、LTIは計画比148.3%であったことを受けて支給額を決定しております。

なお、2025年度のSTIは一部指標を変更し、当該連結会計年度の売上収益成長率、営業利益率、EBITDAマージン、ROICの計画達成状況、並びに個人業績結果により算出しております。LTIは、各人の固定報酬及び役職に応じて設定される目標支給率に従い計算されたUnitを各年度に付与し、付与されたUnitは、3年に分割して支払われ、付与されたUnitの価値は各年度の営業利益計画の達成度並びに個人業績貢献度に応じて算出されます。

STI及びLTIの業績指標として、上記の指標を選択した理由は、当社の業績や取締役の貢献度をはかるうえで相応しい指標と判断したためであります。

ハ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、指名・報酬委員会で審議され、当該基本方針に基づき算定していることが確認されていることからこれらが当該方針に沿うものであると判断しております。

二．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における指名・報酬委員会の活動は、2025年4月16日に市場動向に照らした報酬水準についての基本的な考え方と役員報酬に関する基本方針 2024年度の業績連動報酬における業績指標(実績・速報値)の確認 2025年度の業績連動報酬における業績指標 監査役の報酬について議論を実施しました。続いて、2025年5月14日に業務執行取締役の2025年度の固定報酬の改定並びに業績連動報酬案 独立社外取締役の報酬の改定案について討議しました。2025年6月5日では業務執行取締役の報酬額の改定案並びに業績連動報酬支給案 執行役員の報酬額の改定案並びに2024年度業績に基づく業績連動報酬支給案について議論を行っております。

上記を踏まえて、当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2025年6月20日であり、取締役の報酬等の額は年額620百万円以内(決議時の取締役の員数は10名)、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2025年6月20日であり、監査役の報酬等の額は年額80百万円以内(決議時の監査役の員数は5名)と決議されております。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長二ノ宮照雄に対し当事業年度に係る各取締役の基本報酬の額及び管理部門担当

取締役、社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について、評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、各取締役の基本報酬の額及び賞与の支給額案を指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会はその妥当性などについて協議・確認を行ったうえで答申を行い、その後取締役会の承認を得ることとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

2025年3月期における役員区分ごとの報酬の内訳は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	322	116	205	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	0	0	—	—	2
社外役員	36	36	—	—	8

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)		
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金
Michael G. Hadsell	214	取締役	提出会社	77	137	—

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との安定的な取引関係の維持・強化等が、当社の中期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に限り、保有目的が純投資以外の目的である投資株式を保有しております。その保有については、取締役会において、個別銘柄毎に経済合理性や将来の見通しを毎年検証しております。

- b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	5
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

最近事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

最近事業年度の前4事業年度及び最近事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第312条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。

(2) 当社の要約四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第5条第2項の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(4) 当社普通株式は、日本国内における売出しと同時に、海外市場における売出しが行われる予定であります。海外投資家向けの英文目論見書では、IFRSでの連結財務諸表を最近3連結会計年度にわたって記載しております。このため、本書においても英文目論見書と平仄を合わせるため、最近3連結会計年度の連結財務諸表を記載しております。

なお、今後提出する有価証券報告書については、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)に従い、最近2連結会計年度の連結財務諸表を記載する予定であります。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前々連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)、前連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)及び当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)及び当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(2) 当社は、第1四半期連結会計期間(2025年4月1日から2025年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2025年4月1日から2025年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、IFRSに関する十分な知識を有した従業員を配置するとともに、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

		(単位：百万円)			
	注記	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
資産					
流動資産					
現金及び現金同等物	7	50	45,698	63,286	27,715
営業債権及びその他の債権	8	—	22,335	25,862	27,668
その他の金融資産	9,34,35	—	2,907	344	818
棚卸資産	10	—	2,787	3,269	3,825
未収法人所得税等		—	—	—	451
その他の流動資産	11	—	1,603	3,015	3,603
流動資産合計		50	75,332	95,777	64,082
非流動資産					
有形固定資産	12	—	63,315	72,836	87,919
無形資産	13	—	169	119	219
持分法で会計処理されている投資	14	—	5,510	6,768	7,209
その他の金融資産	9,34,35	—	1,096	1,836	4,403
繰延税金資産	19	—	9,088	10,933	2,661
退職給付に係る資産	20	—	23	—	—
その他の非流動資産	11	—	3,427	1,633	1,256
非流動資産合計		—	82,630	94,128	103,669
資産合計		50	157,963	189,906	167,752

		(単位：百万円)			
	注記	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
負債及び資本					
負債					
流動負債					
営業債務及びその他の債務	15	—	13,965	19,537	19,105
借入金	21,33	—	—	—	399
その他の金融負債	16,17, 33,34,35	—	1,047	1,851	2,125
未払法人所得税等		—	5,073	4,362	4,779
契約負債	26	—	1,541	2,937	2,381
引当金	22	—	1	—	—
その他の流動負債	23	—	3,658	4,327	4,522
流動負債合計		—	25,288	33,015	33,314
非流動負債					
借入金	21,33	—	—	—	399
その他の金融負債	16,17, 33,34,35	—	7,438	6,274	7,198
繰延税金負債	19	—	1,171	765	509
退職給付に係る負債	20	—	2,942	3,376	3,514
契約負債	26	—	8,048	6,293	3,998
引当金	22	—	1,308	1,324	491
その他の非流動負債	23	—	1,162	1,146	1,943
非流動負債合計		—	22,071	19,181	18,055
負債合計		—	47,359	52,197	51,370
資本					
資本金	24	50	400	400	400
資本剰余金	24	—	63,533	63,553	45,591
利益剰余金	24	—	41,731	57,736	58,276
自己株式	24	—	—	—	—
その他の資本の構成要素	24	—	4,939	16,020	12,113
親会社の所有者に帰属する持分合計		50	110,604	137,709	116,381
資本合計		50	110,604	137,709	116,381
負債及び資本合計		50	157,963	189,906	167,752

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

		(単位：百万円)		
	注記	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上収益	5, 26	100,782	107,086	117,974
売上原価	10, 12, 13, 18, 20, 27	61,068	75,511	76,846
売上総利益		39,713	31,575	41,128
販売費及び一般管理費	12, 13, 20, 28	10,468	11,841	12,903
研究開発費	12, 13, 20	473	559	797
その他の収益	29	51	870	2,462
その他の費用	29	143	217	1,690
営業利益		28,680	19,827	28,199
金融収益	30	601	2,851	3,411
金融費用	30	304	316	1,348
持分法による投資利益	14	389	539	508
税引前利益		29,366	22,901	30,771
法人所得税費用	19	7,206	6,796	20,825
当期利益		22,159	16,105	9,945
当期利益の帰属				
親会社の所有者		22,159	16,105	9,945
当期利益		22,159	16,105	9,945
1株当たり当期利益				
基本的1株当たり当期利益 (円)	32	221.60	161.05	104.16
希薄化後1株当たり当期利 益(円)	32	221.48	159.59	101.22

【連結包括利益計算書】

		(単位：百万円)		
	注記	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期利益		22,159	16,105	9,945
その他の包括利益				
純損益に振り替えられること のない項目				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資 産	31	—	98	280
確定給付制度の再測定	20,31	194	100	222
純損益に振り替えられること のない項目合計		194	1	503
純損益に振り替えられる可能 性のある項目				
在外営業活動体の換算差額	31	5,099	11,033	3,800
持分法適用会社のその他の 包括利益に対する持分	14,31	159	51	8
純損益に振り替えられる可能 性のある項目合計		4,939	10,982	3,808
その他の包括利益		5,134	10,981	4,311
当期包括利益		27,293	27,086	5,633
当期包括利益の帰属				
親会社の所有者		27,293	27,086	5,633
当期包括利益		27,293	27,086	5,633

(注) 上記の計算書の項目は税引後で開示しております。
 その他の包括利益の各内訳項目に関連する法人所得税は注記「31．その他の包括利益」にて開示しておりま
 す。

【連結持分変動計算書】

前々連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分						資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計	
2022年4月1日時点の 残高	50	—	—	—	—	50	50
当期利益	—	—	22,159	—	—	22,159	22,159
その他の包括利益	—	—	—	—	5,134	5,134	5,134
当期包括利益合計	—	—	22,159	—	5,134	27,293	27,293
新株の発行	350	—	—	—	—	350	350
株式報酬取引	25	7	—	—	—	7	7
企業結合による変動	—	63,526	19,376	—	—	82,903	82,903
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	194	—	194	—	—
所有者との取引額等合計	350	63,533	19,571	—	194	83,260	83,260
2023年3月31日時点の 残高	400	63,533	41,731	—	4,939	110,604	110,604

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分						資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計	
2023年4月1日時点の 残高	400	63,533	41,731	—	4,939	110,604	110,604
当期利益	—	—	16,105	—	—	16,105	16,105
その他の包括利益	—	—	—	—	10,981	10,981	10,981
当期包括利益合計	—	—	16,105	—	10,981	27,086	27,086
株式報酬取引	25	19	—	—	—	19	19
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	100	—	100	—	—
所有者との取引額等合計	—	19	100	—	100	19	19
2024年3月31日時点の 残高	400	63,553	57,736	—	16,020	137,709	137,709

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計
2024年4月1日時点の 残高		400	63,553	57,736	—	16,020	137,709
当期利益		—	—	9,945	—	—	9,945
その他の包括利益		—	—	—	—	4,311	4,311
当期包括利益合計		—	—	9,945	—	4,311	5,633
剰余金の配当	24	—	—	9,000	—	—	9,000
自己株式の取得	24	—	—	—	18,000	—	18,000
自己株式の消却	24	—	18,000	—	18,000	—	—
株式報酬取引	25	—	38	—	—	—	38
その他の資本の構 成要素から利益剰 余金への振替		—	—	404	—	404	—
所有者との取引額等 合計		—	17,961	9,404	—	404	26,961
2025年3月31日時点の 残高		400	45,591	58,276	—	12,113	116,381

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		(単位：百万円)		
	注記	前々連結会計年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前利益		29,366	22,901	30,771
減価償却費及び償却費		8,480	15,876	15,240
減損損失		67	2,580	—
受取利息及び受取配当金		260	1,336	1,615
持分法による投資損益（は益）		389	539	508
固定資産売却損益（は益）		0	764	741
支払利息		187	217	670
営業債権及びその他の債権の増減額（は増加）		771	1,173	2,586
棚卸資産の増減額（は増加）		602	230	646
営業債務及びその他の債務の増減額（は減少）		1,567	128	1,076
契約負債の増減額（は減少）		8,779	1,280	2,604
その他		481	808	348
小計		46,518	37,189	37,251
利息の受取額		260	1,336	1,615
利息の支払額		184	214	668
法人所得税の支払額		3,258	9,672	11,971
営業活動によるキャッシュ・フロー		43,335	28,638	26,227
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		7,456	16,888	30,691
有形固定資産の売却による収入		541	782	1,395
無形資産の取得による支出		13	49	65
有価証券の取得による支出		—	270	—
定期預金の預入による支出		2,670	2,833	—
定期預金の払出による収入		—	5,663	—
貸付けによる支出		307	514	4,855
貸付金の回収による収入		296	214	1,353
子会社又はその他の事業の取得による収入	6	13,290	—	—
その他		31	0	21
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,648	13,896	32,885
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入れによる収入		—	—	971
長期借入金返済による支出		—	—	194
リース負債の返済による支出	33	1,348	1,609	2,224
自己株式の取得による支出		—	—	18,000
配当金の支払額		—	—	9,000
その他		1	0	89
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,347	1,608	28,536
現金及び現金同等物の為替変動による影響		11	4,455	376
現金及び現金同等物の増減額（は減少）		45,648	17,588	35,571
現金及び現金同等物の期首残高		50	45,698	63,286
現金及び現金同等物の期末残高	7	45,698	63,286	27,715

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

テクセンドフォトマスク株式会社(旧会社名：株式会社トッパンフォトマスク)(以下、「当社」)は日本に所在する企業であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所はホームページで開示しております。当社の連結財務諸表は、2025年3月31日を期末日とし、当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)により構成されております。また、当社の最終的な親会社はTOPPANホールディングス株式会社であります。

当社は、2021年12月13日に凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社、以下同様であります。)により新設子会社として設立されました。その後、凸版印刷株式会社は、2022年4月1日に凸版印刷株式会社及びその完全子会社である株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツ(現TOPPANエレクトロニクスプロダクツ株式会社、以下同様であります。)が営む半導体用フォトマスク事業及びその子会社を、会社分割により、当社に承継しました。

当社グループは、外販フォトマスク業界において、グローバルな製造拠点を持つ外販フォトマスク市場のリーディングカンパニーとして、主に半導体用フォトマスク製品の製造及び国内外の半導体製造メーカーへフォトマスク製品の販売を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第1条の2の「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2025年9月4日に取締役会によって承認されております。当社グループは、2025年3月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2022年4月1日であります。なお、移行日時点では「6. 企業結合」に記載の凸版印刷株式会社及び株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツのフォトマスク事業、Toppan Photomasks, Inc.(現Tekscend Photomask US Inc.)及び中華凸版電子股份有限公司(現中華科盛德光罩股份有限公司)との吸収分割前の単体財務諸表となります。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要性がある会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品及び退職後給付制度に係る資産・負債等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 新基準の早期適用

該当事項はありません。

(5) 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針の新設又は改訂は以下のとおりであり、当連結会計年度末(2025年3月31日)において、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

基準書	基準名	強制適用時期	当社グループ適用年度	新設・改訂の概要
IAS第21号	外国為替レート変動の影響	2025年1月1日	2026年3月期	ある通貨が他の通貨への交換可能性が欠如している場合に使用する為替レートの明確化及び開示
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	財務諸表における表示及び開示の改訂

当社グループは上記に示した適用年度において、これらの基準書を適用いたします。

2026年3月期以降に適用する基準書が当社グループの連結財務諸表に与える影響は検討中であり、現時点で見積ることはできません。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社への投資は、取得時には取得原価で認識され、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から喪失する日まで、持分法によって会計処理しております。関連会社との取引から発生した未実現損益は、投資に加減算しております。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。また、移転された対価には、条件付対価の取決めから生じた資産又は負債の公正価値も含めております。企業結合において取得した識別可能な資産並びに引き受けた負債及び偶発負債は、当初、原則として取得日の公正価値で測定しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間(以下、測定期間)に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

共通支配下における企業結合取引、すなわち、すべての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合取引については、従前の帳簿価額に基づき会計処理しております。

(3) 外貨換算

機能通貨及び表示通貨

当社グループの各会社はそれぞれの財務諸表をその会社の機能通貨を用いて作成しております。当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで当社グループの各社の機能通貨に換算して

おります。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。これらの換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する資本性金融商品については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体

在外営業活動体の財政状態計算書の資産及び負債は、決算日の為替レートで、純損益及びその他の包括利益を表示する各計算書の収益及び費用は、取引日の為替レート又は会計期間中の為替レートが著しく変動していない限りその期間の平均為替レートで日本円に換算しております。

当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該在外営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分した期の損益に振り替えております。

(4) 金融商品

金融資産

() 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権については、これらの発生日に当初認識しており、その他の金融資産については契約の当事者となった時点で当初認識し、(a)償却原価で測定する金融資産、(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品、(c)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される金融資産は公正価値で測定しておりますが、それ以外の金融資産は公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、営業債権については取引価格で測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品については、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記(a)及び(b)以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

()事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法を適用した総額の帳簿価額から損失評価引当金を控除して測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

株式などの資本性金融商品の公正価値の事後的な変動額はその他の包括利益として認識しております。当該金融商品の認識を中止した場合あるいは公正価値が著しく下落し、かつ回復可能性がないと認められる場合は、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

なお、当該金融資産からの配当金については、「金融収益」に含めて当期の純損益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識後の公正価値の事後的な変動額は純損益として認識しております。

()金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の予想信用損失に対して、損失評価引当金を計上しております。

損失評価引当金は、期末日ごとに測定する金融資産に係る信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大しているかどうかの評価に基づき測定しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

契約上の支払期日から30日超経過している場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものと推定しておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素のない営業債権については、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。信用減損が発生していない営業債権については、多数の同質的な取引先より構成されているため一括してグルーピングしたうえで、集散的に予想信用損失を測定しております。

当社グループにおいて、合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を有する場合を除き、期日経過が90日を超える場合には、債務不履行が生じているとみなしております。また、債務者に重大な財政的困難や契約違反などの事象が発生した場合には、信用減損が発生しているものと判断しております。

金融商品の予想信用損失は、信用情報の変化、過去の貸倒実績、債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。当該測定にかかる金額は、純損益で認識しております。

予想信用損失測定後に損失を減額する事象が発生した場合は、損失の減少額を純損益として戻し入れております。

()金融資産の認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

金融負債

() 当初認識及び測定

当社グループは、契約の当事者となった時点で金融負債を認識しております。当社グループは、金融負債について、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で測定しております。

() 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

() 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止いたします。

金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。なお、原材料・貯蔵品は先入先出法を採用しております。

(7) 有形固定資産

認識及び測定

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用及び取得、建設又は生産に直接起因する借入費用を含めることとしております。

有形固定資産の重要な構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個(主要構成要素)の有形固定資産項目として会計処理をしております。

取得後コストは、当該項目に関連する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、かつ、当

該項目の取得原価が信頼性をもって測定できる場合には、当該資産の帳簿価額に含める、又は適切な場合には個別の資産として認識しております。その他の修繕及び維持費は、発生時に費用として認識しております。

有形固定資産は処分時点、もしくは使用又は処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。当社グループは、有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、連結損益計算書のその他の収益又はその他の費用に計上しております。

減価償却

土地及び建設仮勘定以外の各有形固定資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり定額法で計上されております。土地及び建設仮勘定は償却しておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|-------|-------|
| ・建物 | 2-40年 |
| ・機械装置 | 2-20年 |

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) 無形資産

認識及び測定

当社グループは、無形資産の測定において原価モデルを採用し、個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

また、内部発生の研究活動に係る支出は、発生時に純損益として認識しております。内部発生の開発活動に係る支出費用は以下の全ての条件を満たしたことを立証できる場合のみ、資産計上しており、そうでない場合は、発生時に純損益で認識しております。

- ・使用又は売却に利用できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・開発を完成させて、無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

資産計上した開発費用は当初認識後、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しております。

償却

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産及びいまだ使用可能でない無形資産については償却を行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

(9) リース

借手のリース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判断しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判断した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。借手としてのリース取引について、リース開始日にリース負債を未払リース料総額の現在価値で測定しております。未払リース料総額の現在価値の算定にあたって使用する割引率として、リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を割引率として使用しております。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。使用権資産は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって定額法で減価償却を行っております。リース料支払額は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加味して決定しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

貸手のリース

当社グループは、リースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類しております。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転する場合にはファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合は、オペレーティング・リースに分類しております。

()ファイナンス・リース

ファイナンス・リース取引においては、対象リース取引の正味リース投資未回収額を債権として計上しております。

()オペレーティング・リース

オペレーティング・リースに基づく受取リース料は、リース期間にわたり定額法により収益計上しております。

(10) 非金融資産の減損及び持分法で会計処理されている投資の減損損失

棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を減損の兆候が存在する都度及び減損の兆候の有無に関わらず少なくとも年に一度、減損テストを実施しております。

また持分法で会計処理されている投資は、減損の客観的な証拠が存在する場合に、投資全体の帳簿価額を単一

の資産として減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(11)売却目的で保有する非流動資産

非流動資産(又は資産グループ)の帳簿価額が、継続的使用ではなく、主として売却取引により回収される場合、売却目的保有に分類しております。売却目的保有に分類するためには、現況で直ちに売却することが可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約しており、1年以内に売却が完了する予定である必要があります。売却目的保有に分類した資産は、帳簿価額と、売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しております。当該資産については減価償却又は償却は行っておりません。

(12)従業員給付

退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定拠出制度と確定給付制度を採用しております。

()確定拠出制度

確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として計上しております。

()確定給付制度

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、その割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

制度改訂又は縮小により生じた過去勤務費用は、発生時に純損益として認識しております。

その他の長期従業員給付

永年勤続休暇等のその他の長期従業員給付に関する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引いて算定しております。

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づき見積られる額を負債として認識しております。

(13) 株式報酬

当社グループは、役員及び従業員に対するインセンティブ制度として、持分決済型のストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションは付与日における公正価値で測定しており、ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズモデル等を用いて算定しております。

ストック・オプションの付与日に決定した公正価値は、最終的に権利が確定すると予想されるストック・オプションの数の見積りに基づき、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

(14) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的義務又は推定的義務を負っており、当該義務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、貨幣の時間価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識いたします。

当社グループでは、引当金として資産除去債務を認識しております。賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所等の原状回復費用見込額について、資産除去債務として引当金を認識するとともに、当該資産の取得原価に加算しております。将来の見積費用及び適用された割引率は毎年見直され、修正が必要と判断された場合は当該資産の帳簿価額に加算又は控除し、会計上の見積りの変更として処理しております。

(15) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、フォトマスク製品の製造及び販売を主な事業としております。製品販売については、契約の定めに基づき顧客に製品を引き渡した時点や、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

国内販売においては主に顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

一部の海外子会社では、契約の定めに基づき製品に対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転することから、顧客との契約における履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、原価の発生が製造の進捗度に比例すると判断しているため、発生したコストに基づいたインプット法により行っております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で算定しております。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。

当社グループの製品の販売における対価は、顧客との契約に基づき、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1ヶ月～6ヶ月で代金を回収しており、1年以内に受領していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

(16)政府補助金

補助金交付のための条件を満たし、補助金を受領することに合理的な保証がある場合は、補助金収入を公正価値で測定し、認識しております。発生した費用に対する補助金は、費用の発生と同じ連結会計年度に収益として計上しております。

資産に関する政府補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しております。

(17)金融収益及び金融費用

金融収益は、受取利息、受取配当金、為替差益、公正価値で測定しその変動を純損益で認識する金融商品にかかる公正価値の変動に伴う利得から構成されております。利息収入は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。受取配当金は、通常当社グループの受領権が確定した日に認識しております。

金融費用は、支払利息、引当金の割引の時の経過に伴う割戻し、公正価値で評価しその変動を純損益で認識する金融商品の公正価値の変動に伴う損失から構成されております。支払利息は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。

なお、為替差損益は、為替の変動が純額で利益又は損失のいずれのポジションであるかによって、金融収益又は金融費用として、純額ベースで表示しております。

(18)法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産の帳簿価額は每期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は每期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

(19)1株当たり当期利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有する全ての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(20)セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしております。

(21)株主資本

普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用(税効果考慮後)は資本から控除しております。

自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は、資本として認識されます。

(会計方針の変更)

当社グループが、当連結会計年度より適用している主な基準書は、以下のとおりであります。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IAS第1号	財務諸表の表示	・債務及び他の負債を流動又は非流動にどのように分類するのかを明確化 ・特約条項付の長期債務に関して企業が提供する情報を改善するためのもの
IFRS第16号	リース	・セール・アンド・リースバック取引を取引後にどのように会計処理するのかを説明する要求事項を追加するもの
IAS第7号 IFRS第7号	キャッシュ・フロー計算書 金融商品：開示	・サプライヤー・ファイナンスの透明性を増進させるための開示要求

上記基準書の適用による連結財務諸表への重要な影響はありません。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は当社グループの会計方針の適用、資産・負債・収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り並びに仮定の設定を行っております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。また、見積り及び仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計年度と将来の連結会計年度において認識されます。翌連結会計年度において資産や負債の帳簿価額の重要な修正につながるリスクを伴う見積りを行った項目は以下のとおりであります。

(1) 連結子会社及び持分法適用会社の範囲の決定

当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

関連する内容については、注記「3. 重要性がある会計方針 (1) 連結の基礎」に記載しております。

(2) 有形固定資産及び無形資産の耐用年数

有形固定資産は、当該資産の将来の経済的便益が期待される期間である見積耐用年数に基づいて減価償却しております。有形固定資産が将来陳腐化、又は他の目的のために再利用される場合、見積耐用年数が短くなり減価償却費が増加する可能性があります。有形固定資産の耐用年数の詳細は、注記「3. 重要性がある会計方針 (7) 有形固定資産」に記載しております。

また、無形資産については、耐用年数を確定できない又は未だ使用可能でないものを除き、将来の経済的便益が期待される期間である見積耐用年数により償却しております。償却費は、事業環境の変化などによりもたらされる見積耐用年数の変化に伴い増加するリスクがあります。無形資産の耐用年数の詳細は、注記「3. 重要性がある会計方針 (8) 無形資産」に記載しております。

(3) 非金融資産の減損

当社グループは、非金融資産(棚卸資産及び繰延税金資産を除く)について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には、減損テストを実施しております。ただし、耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、每期及び減損の兆候を識別した時に減損テストを実施しております。減損テストを実施する契機となる重要な要素には、過去あるいは見込まれる営業成績に対しての著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更ないし戦略全体の変更、業界トレンドや経済トレンドの著しい悪化等が含まれます。

減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、当該資産の固有のリスクを反映した割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

回収可能価額の算定方法については、注記「3. 重要性がある会計方針 (10) 非金融資産の減損及び持分法で会計処理されている投資の減損損失」に記載しております。

(4) 確定給付制度の測定

当社グループは確定給付型の退職給付制度を有しております。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定しております。数理計算上の仮定には、割引率や利息の純額等の変数についての見積り及び判断が求められます。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

確定給付制度債務及び制度資産の金額、使用された仮定に関する詳細は、注記「20．従業員給付」に記載しております。

(5) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当該見積りの基礎となる課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動などによる影響を受けるため、実際に発生する課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産に関連する内容及び金額については、注記「19．法人所得税」に記載しております。

(6) 株式報酬

役員及び従業員に対するインセンティブ制度として、持分決済型のストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションは付与日における公正価値で測定しており、ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズモデル等を用いて算定しております。これらのオプションの公正価値の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済環境の変動によって影響を受ける可能性があり、公正価値の測定額に重要な修正を生じさせる可能性があります。

株式報酬に関連する詳細は、注記「25．株式報酬」に記載しております。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び連結子会社は、フォトマスク用製造装置について、近年の半導体業界の変化を反映した最新の市場動向や物理的・機能的要因を多面的に検討した結果、従来の耐用年数と経済的使用可能予測期間の乖離が生じることから、2024年3月期期首より、これらの資産の耐用年数を従来の5～15年から6～8年に変更しております。

この結果、従来の耐用年数によった場合に比べ、前連結会計年度の営業利益及び税引前利益は7,810百万円減少しております。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、製品や製造工程等に関して類似の経済的特徴を有していることを勘案して、事業セグメントを集約し、「フォトマスク関連事業」の単一セグメントとしております。そのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループは「フォトマスク関連事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

当社グループは、半導体用フォトマスク製品の製造・販売を行っており、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上収益が連結損益計算書の売上収益の大部分を占めております。

(4) 地域別に関する情報

売上収益及び非流動資産の地域別内訳は以下のとおりであります。

外部顧客からの売上収益

(単位：百万円)			
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
日本	8,210	7,642	8,123
中国	28,984	35,123	34,520
台湾	17,447	16,367	18,914
韓国	12,460	13,164	15,000
米国	16,115	16,100	20,371
欧州	11,081	12,969	15,482
その他	6,482	5,718	5,561
合計	100,782	107,086	117,974

(注) 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

非流動資産

(単位：百万円)				
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
日本	—	9,036	17,473	20,692
中国	—	15,607	13,069	16,421
台湾	—	17,568	24,038	22,544
韓国	—	5,879	4,269	8,288
米国	—	13,681	12,606	14,919
欧州	—	5,103	3,094	6,500
その他	—	35	38	28
合計	—	66,912	74,589	89,396

(注) 非流動資産は、資産の所在地によっており、金融資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を含んでおりません。

(5) 主要な顧客に関する情報

連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

6. 企業結合

前々連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

会社分割による事業承継

(1) 企業結合の概要

当社は2022年4月1日を効力発生日として、凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社、以下同様であります。)及び凸版印刷株式会社の完全子会社である株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツ(現TOPPANエレクトロニクスプロダクツ株式会社、以下同様であります。)のフォトマスク事業を吸収分割により無対価で承継いたしました。

(2) 企業結合を行った主な理由

本吸収分割は、独立した企業体として経営の自由度を高めることで、市場のニーズを捉えた投資を俊敏に実行し、当社グループがさらなる成長と競争力の強化を実現・継続することのできる体制へ移行することを目的としております。

(3) 吸収分割により承継した資産及び負債(2022年4月1日)

(単位：百万円)

資産の部	
現金及び現金同等物	3,760
有形固定資産	8,304
子会社株式	72,214
その他	3,879
資産合計	88,160
負債の部	
その他の金融負債	2,721
その他	2,952
負債合計	5,673

(注) 取得した債権の公正価値、契約上の未収金額及び回収不能見込額
取得した債権について、重要なものはありません。

(4) 株式を取得した子会社の名称及びその事業の内容

子会社の名称	事業の概要	取得した議決権資本持分の割合
Toppan Photomasks, Inc.(現Tekscend Photomask US Inc.)	半導体用フォトマスクの製造・販売	100%
中華凸版電子股份有限公司 (現 中華科盛德光罩股份有限公司)	半導体用フォトマスクの製造・販売	100%

(5) 株式を取得した子会社の資産及び負債(2022年4月1日)

(単位：百万円)

	Toppan Photomasks, Inc. 及びその子会社	中華凸版電子股份有限公司
資産の部		
現金及び現金同等物	6,215	3,313
営業債権及びその他の債権	12,573	9,162
有形固定資産	34,717	15,322
持分法で会計処理されている投資	5,506	—
繰延税金資産	7,519	194
その他	6,033	1,410
資産合計	72,565	29,403
負債の部		
営業債務及びその他の債務	7,281	5,667
その他の金融負債	6,444	2,359
その他	4,618	2,488
負債合計	18,344	10,515

(注) 取得した債権の公正価値、契約上の未収金額及び回収不能見込額

取得した営業債権及びその他の債権の公正価値21,735百万円について、契約上の未収金額は21,857百万円であり、回収不能見込額は121百万円であります。

(6) 実施した会計処理の概要

本吸収分割は共通支配下における企業結合、すなわち、企業結合当事企業若しくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合の企業結合に該当するため、取得資産及び引受負債は継続的に、親会社の連結財務諸表に含まれる被取得企業の帳簿価額に基づき会計処理しております。

また、支払対価と取得資産及び引受負債の差額は、連結財政状態計算書において資本剰余金の増加として処理しております。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

グループ内の資本再編

当社は、2024年4月30日開催及び2025年3月19日開催の取締役会において、以下のとおり、グループ内の資本再編について決議しました。

(1) 企業結合の概要

当社は、2024年7月1日を効力発生日として、当社の米国子会社のTekscend Photomask US Inc.(旧会社名：Toppan Photomasks, Inc.、以下TPCUS)が直接所有する中国子会社を除く以下海外子会社5社のそれぞれ発行済株式100%を取得しました。また、2025年3月31日を効力発生日として、同じくTPCUSが直接所有する中国子会社1社の持分100%を取得しました。

本取引は、共通支配下における企業結合、すなわち、企業結合当事企業若しくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合の企業結合に該当するため、取得資産及び引受負債は継続的に、被取得企業の帳簿価額に基づき会計処理しております。

株式を取得した子会社の名称及び事業の内容

子会社の名称	子会社の名称(旧会社名)	事業の概要
Tekscend Photomask Korea Inc.	Toppan Photomasks Korea Ltd.	半導体用フォトマスクの製造・販売
Tekscend Photomask Singapore Pte. Ltd.	Toppan Semiconductor Singapore PTE. Limited	半導体用フォトマスクの販売
Tekscend Photomask GmbH	Toppan Photomasks GmbH	半導体用フォトマスクの製造・販売
Tekscend Photomask Germany GmbH	Toppan Photomasks Germany GmbH	半導体用フォトマスクの製造・販売
Tekscend Photomask France S.A.S.	Toppan Photomasks France S.A.S.	半導体用フォトマスクの製造・販売
上海徐匯科盛德半導体有限公司 Tekscend Photomask Company Limited, Shanghai Xuhui	上海凸版光掩模有限公司 Toppan Photomasks Company Limited, Shanghai	半導体用フォトマスクの製造・販売

企業結合を行った主な理由

本取得は、当社がTPCUSの子会社株式を直接保有することで、指揮命令系統の一本化に伴うガバナンス体制強化とさらなるグローバル連携強化を目的としております。

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
現金及び預金	50	18,393	26,259	16,219
短期投資	—	27,304	37,026	11,495
合計	50	45,698	63,286	27,715

(注) 1. 連結財政状態計算書における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の期末残高は一致しております。また、引出制限のある重要な現金及び現金同等物は有しておりません。

2. 現金及び現金同等物は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであり、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

	(単位：百万円)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
受取手形及び売掛金	—	21,086	24,228	25,633
契約資産	—	326	281	167
未収入金	—	912	1,333	1,857
その他	—	10	19	9
合計	—	22,335	25,862	27,668

(注) 営業債権及びその他の債権(契約資産を除く)は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

9. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
その他の金融資産(流動)：				
償却原価で測定する金融資産				
定期預金(預入期間が3ヶ月超)	—	2,670	—	—
貸付金	—	232	344	818
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	4	—	—
合計	—	2,907	344	818

その他の金融資産(非流動)：

償却原価で測定する金融資産

長期貸付金	—	1,017	1,337	4,291
その他	—	77	85	70

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式	—	1	413	5
----	---	---	-----	---

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

ゴルフ会員権等	—	-	-	35
合計	—	1,096	1,836	4,403

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

株式は資本性金融商品であり、取引先との関係維持、強化による収益基盤の拡大を目的として保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類しております。当該金融資産の内訳及び公正価値は以下のとおりであります。

内訳	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
非上場株式	—	1	413	5

なお、「その他の金融資産」に計上されているその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の受取配当金はありません。

(3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の認識の中止

当社グループは、資産の効率化や取引関係の見直し等を目的として、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の一部を売却することにより、認識を中止しております。

なお、各連結会計年度において該当事項はありません。

(4) 利益剰余金への振替

当社グループでは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定した資本性金融商品に対する投資は、その認識を中止した場合あるいは公正価値が著しく下落し、かつ回復可能性がないと認められる場合にはその他の包括利益として認識されていた累積利得又は損失を利益剰余金に振り替えることとしております。

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
商品及び製品	—	118	122	136
仕掛品	—	263	347	457
原材料及び貯蔵品	—	2,405	2,799	3,231
合計	—	2,787	3,269	3,825

(注) 前々連結会計年度、前連結会計年度及び当連結会計年度において費用として認識され、売上原価に含まれている棚卸資産は、連結損益計算書の「売上原価」と概ね同額であります。

期中に売上原価として認識した棚卸資産の評価減の金額は以下のとおりであります。

	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
棚卸資産の評価減の金額	174	279	615

11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
その他の流動資産：				
前払費用	—	703	875	853
未収消費税等	—	502	1,632	2,148
その他	—	397	506	601
合計	—	1,603	3,015	3,603
その他の非流動資産：				
長期前払費用	—	2,657	685	404
スペアパーツ	—	769	947	851
その他	—	—	—	1
合計	—	3,427	1,633	1,256

12. 有形固定資産

(1) 帳簿価額の増減表

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額

移行日(2022年4月1日)-単体-

	(単位：百万円)				
	土地	建物及び構築物	機械装置	工具器具及び備品	建設仮勘定 合計
取得原価	—	—	—	—	—
減価償却累計額及び減損損失累計額	—	—	—	—	—
帳簿価額	—	—	—	—	—

前々連結会計年度(2023年3月31日)-連結-

	(単位：百万円)				
	土地	建物及び構築物	機械装置	工具器具及び備品	建設仮勘定 合計
取得原価	5,612	22,795	181,507	2,058	7,039 219,013
減価償却累計額及び減損損失累計額	—	16,994	146,125	1,884	— 165,005
帳簿価額	5,612	5,800	35,381	174	7,039 54,008

前連結会計年度(2024年3月31日)-連結-

	(単位：百万円)				
	土地	建物及び構築物	機械装置	工具器具及び備品	建設仮勘定 合計
取得原価	6,117	25,531	204,872	2,109	9,926 248,556
減価償却累計額及び減損損失累計額	—	18,670	163,918	1,895	— 184,485
帳簿価額	6,117	6,860	40,953	213	9,926 64,070

当連結会計年度(2025年3月31日)-連結-

	(単位：百万円)				
	土地	建物及び構築物	機械装置	工具器具及び備品	建設仮勘定 合計
取得原価	6,106	26,122	220,237	2,166	10,906 265,538
減価償却累計額及び減損損失累計額	—	19,060	165,346	1,873	— 186,280
帳簿価額	6,106	7,061	54,890	292	10,906 79,258

帳簿価額

	(単位：百万円)					
	土地	建物及び構築物	機械装置	工具器具及び備品	建設仮勘定(注1)	合計
2022年4月1日 -単体-	—	—	—	—	—	—
取得	—	—	432	—	9,692	10,125
企業結合による増加	5,443	6,016	34,349	219	2,320	48,350
減価償却費(注2)	—	579	6,490	111	—	7,181
減損損失	—	—	—	—	—	—
売却又は処分	—	—	5	—	152	158
科目振替(注3)	—	83	4,720	63	4,883	16
為替レートの変動による影響	168	281	2,374	2	63	2,891
その他	—	1	—	—	1	3
2023年3月31日 -連結-	5,612	5,800	35,381	174	7,039	54,008
取得	—	—	334	—	21,309	21,644
減価償却費(注2)	—	644	13,335	93	—	14,073
減損損失	—	—	2,580	—	—	2,580
売却又は処分	—	17	16	—	—	34
科目振替(注3)	—	1,235	17,409	126	18,996	224
為替レートの変動による影響	505	486	3,675	5	671	5,344
その他	—	—	84	—	98	13
2024年3月31日 -連結-	6,117	6,860	40,953	213	9,926	64,070
取得	262	144	—	—	31,305	31,711
減価償却費(注2)	—	737	11,913	90	—	12,742
減損損失	—	—	—	—	—	—
売却又は処分	—	—	856	—	28	885
科目振替(注3)	—	939	28,691	174	29,816	11
為替レートの変動による影響	273	143	1,106	4	237	1,765
その他	—	—	877	—	241	1,119
2025年3月31日 -連結-	6,106	7,061	54,890	292	10,906	79,258

(注) 1. 建設仮勘定には、建設中の有形固定資産に関する支出額が含まれております。

2. 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」及び「研究開発費」に含まれております。

3. 科目振替は、主に建設仮勘定から本勘定への振替です。

4. 有形固定資産の取得のために受領した政府補助金の金額は、当連結会計年度において1,356百万円であり、有形固定資産の取得原価から控除しております。政府補助金に付随する未履行の条件もしくはその他の偶発事象はありません。

(2) 使用权資産の帳簿価額の内訳

使用权資産の帳簿価額の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
土地	—	237	210	140
建物及び構築物	—	4,804	5,907	2,742
機械装置及び運搬具	—	4,234	2,629	5,777
工具器具及び備品	—	31	18	0
合計	—	9,307	8,765	8,661

(注) 前々連結会計年度、前連結会計年度及び当連結会計年度における使用权資産の増加額は、それぞれ57百万円、1,407百万円及び5,444百万円であります。

13. 無形資産

(1) 帳簿価額の調整表

無形資産の取得価額、償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

取得原価、償却累計額及び減損損失累計額

移行日(2022年4月1日)-単体-

		(単位：百万円)
	ソフトウェア	合計
取得原価	—	—
償却累計額及び減損損失累計額	—	—
帳簿価額	—	—

前々連結会計年度(2023年3月31日)-連結-

		(単位：百万円)
	ソフトウェア(注)	合計
取得原価	1,056	1,056
償却累計額及び減損損失累計額	886	886
帳簿価額	169	169

前連結会計年度(2024年3月31日)-連結-

		(単位：百万円)
	ソフトウェア(注)	合計
取得原価	1,197	1,197
償却累計額及び減損損失累計額	1,078	1,078
帳簿価額	119	119

当連結会計年度(2025年3月31日)-連結-

		(単位：百万円)
	ソフトウェア(注)	合計
取得原価	1,354	1,354
償却累計額及び減損損失累計額	1,135	1,135
帳簿価額	219	219

(注) ソフトウェア仮勘定は「ソフトウェア」に含めております。

帳簿価額

	(単位：百万円)	
	ソフトウェア (注1)	合計
2022年4月1日 -単体-	—	—
企業結合による増加	297	297
個別取得	13	13
内部開発による増加	—	—
償却費(注2)	115	115
売却又は処分	—	—
為替レートの変動による影響	7	7
その他	33	33
2023年3月31日 -連結-	169	169
個別取得	49	49
内部開発による増加	—	—
償却費(注2)	121	121
売却又は処分	—	—
為替レートの変動による影響	9	9
その他	12	12
2024年3月31日 -連結-	119	119
個別取得	211	211
内部開発による増加	—	—
償却費(注2)	110	110
売却又は処分	—	—
為替レートの変動による影響	0	0
その他	—	—
2025年3月31日 -連結-	219	219

(注) 1. ソフトウェア仮勘定は「ソフトウェア」に含めております。

2. 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」及び「研究開発費」に含まれております。

14. 持分法で会計処理されている投資

持分法を適用している関連会社に対する当社グループの帳簿価額、当期利益、その他の包括利益及び当期包括利益に対する持分は以下のとおりであります。なお、関連会社のうち、個々に重要性のある関連会社は該当ありません。

	(単位：百万円)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
帳簿価額	—	5,510	6,768	7,209

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期利益に対する持分取込額	389	539	508
その他の包括利益に対する持分取込額	159	51	8
当期包括利益に対する持分取込額	229	488	499

15. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
支払手形及び買掛金	—	6,124	5,570	5,230
未払金	—	2,581	6,732	8,010
未払費用	—	5,260	7,234	5,865
合計	—	13,965	19,537	19,105

(注) 営業債務及びその他の債務は償却原価で測定する金融負債に分類しております。

16. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
その他の金融負債(流動)：				
純損益を通じて公正価値で測定 する金融負債				
デリバティブ負債	—	19	—	—
リース負債	—	1,028	1,851	2,125
合計	—	1,047	1,851	2,125
その他の金融負債(非流動)：				
純損益を通じて公正価値で測定 する金融負債				
デリバティブ負債	—	—	—	586
リース負債	—	7,438	6,274	6,612
合計	—	7,438	6,274	7,198

17．リース取引

（借手のリース契約）

（1）概要

当社グループは、主としてオフィスビル、駐車場、社宅、車両、倉庫、設備及び事務機器をリースしております。なお、重要な購入選択権、エスカレーション条項及びリース契約によって課された制限(配当、追加借入及び追加リースに関する制限等)はありません。

（2）純損益で認識された金額

リースに係る損益の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
使用権資産の減価償却費			
建物及び構築物	683	658	598
機械装置及び運搬具	442	968	1,707
土地	26	26	24
その他	15	16	17
合計	1,167	1,670	2,348
リース負債に係る金利費用	167	203	528
短期リース費用	55	64	57
少額資産リース費用 (少額資産の短期リースに係 る費用を除く)	—	—	—
使用権資産のサブリースによ る収益	5	—	—
変動リース料(注)	—	—	—

（注）リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用であります。

（3）キャッシュ・アウトフローの合計額

リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
リースに係るキャッシュ・アウ トフローの合計額	1,570	1,877	2,810

（4）使用権資産及びリース負債

使用権資産の帳簿価額の内訳及び増加額は、注記「12．有形固定資産」に記載しております。また、リース負債の満期分析については、注記「34．金融商品（2）流動性リスク管理」に記載しております。

（5）延長オプション及び解約オプション

当社グループにおいては、各社がリース管理に責任を負っており、リース条件は個々に交渉され、幅広く異なる契約条件となっております。

延長及び解約オプションは、当社グループのオフィスビルや工場に係るリースに多く含まれており、これらの条件は、当社グループが事業を活用する上で、必要な場合に使用しております。

（貸手のリース契約）

当社グループは社宅のサブリースを行っております。当該サブリースのリース期間はヘッドリースの全残存期間にあたるため、当社グループは、当該サブリースをファイナンス・リースに分類しております。

なお、ファイナンス・リースに係る収益及びリース料債権の金額に重要性はありません。

18．非金融資産の減損

(1) 認識した減損損失及び資産の種類別内訳

当社グループは、前々連結会計年度及び前連結会計年度において、それぞれ、67百万円、2,580百万円の減損損失を計上しております。これらの減損損失は連結損益計算書の「売上原価」に計上しております。

(単位：百万円)

	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
機械装置	67	2,580	—
合計	67	2,580	—

(注) 減損損失のセグメント別内訳は、単一セグメントであるため記載を省略しております。

前々連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社の子会社であるToppan Photomasks, Inc.(現Tekscend Photomask US Inc.)の子会社Toppan Photomasks Round Rock, Inc.(現Tekscend Photomask Round Rock Inc.)において、売却目的で保有する機械装置について、第三者と売買契約を締結し公正価値が低下したことに伴い減損損失67百万円を認識しております。回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値により算定し、その価値は20百万円と測定しております。処分コスト控除後の公正価値は売却見込額等に基づいており、公正価値のヒエラルキーはレベル3であります。なお、2023年3月31日までに売却を完了しております。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社の子会社であるToppan Photomasks, Inc.(現Tekscend Photomask US Inc.)の子会社Toppan Photomasks Round Rock, Inc.(現Tekscend Photomask Round Rock Inc.)において、フォトマスク製造設備の生産性が低迷しており収益性の低下が見込まれることから減損損失2,580百万円を認識しております。回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値により測定し、その価値は5,015百万円と測定しております。公正価値は、主としてコスト・アプローチに基づいており、観察不能なインプットを含むため、公正価値のヒエラルキーはレベル3であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

19. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前々連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	(単位：百万円)					
	2022年 4月1日 -単体-	純損益を通じ て認識	その他の包括 利益において 認識	企業結合	在外営業活動 体の換算差額	2023年 3月31日 -連結-
繰延税金資産						
リース負債	—	694	—	10	1	705
有形固定資産	—	460	—	197	4	661
退職給付に係る負債	—	145	63	890	49	731
繰延収益	—	—	—	—	—	—
税務上の繰越欠損金	—	1,436	—	8,155	768	7,487
その他	—	794	—	2,300	207	1,713
小計	—	1,220	63	11,553	1,029	11,299
繰延税金負債						
有形固定資産	—	860	—	2,594	265	1,999
在外子会社留保利益	—	—	—	—	—	—
その他	—	131	—	1,385	128	1,382
小計	—	992	—	3,980	394	3,382
繰延税金資産純額	—	227	63	7,572	635	7,917

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	(単位：百万円)					
	2023年 4月1日 -連結-	純損益を通じ て認識	その他の包括 利益において 認識	企業結合	在外営業活動 体の換算差額	2024年 3月31日 -連結-
繰延税金資産						
リース負債	705	819	—	—	35	1,560
有形固定資産	661	122	—	—	19	558
退職給付に係る負債	731	174	26	—	44	628
繰延収益	—	704	—	—	29	733
税務上の繰越欠損金	7,487	493	—	—	1,023	9,003
その他	1,713	1,271	—	—	217	3,203
小計	11,299	2,991	26	—	1,370	15,687
繰延税金負債						
有形固定資産	1,999	293	—	—	137	2,430
在外子会社留保利益	—	995	—	—	—	995
その他	1,382	463	43	—	203	2,093
小計	3,382	1,753	43	—	340	5,520
繰延税金資産純額	7,917	1,238	17	—	1,029	10,167

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	2024年 4月1日 -連結-	純損益を通じ て認識	その他の包括 利益において 認識	企業結合	在外営業活動 体の換算差額	2025年 3月31日 -連結-
繰延税金資産						
リース負債	1,560	246	—	—	25	1,781
有形固定資産	558	54	—	—	9	602
退職給付に係る負債	628	142	58	—	2	541
繰延収益	733	82	—	—	7	644
税務上の繰越欠損金 (注)	9,003	8,301	—	—	55	758
その他	3,203	971	—	—	16	2,215
小計	15,687	9,196	58	—	5	6,543
繰延税金負債						
有形固定資産	2,430	194	—	—	35	2,589
在外子会社留保利益	995	151	—	—	—	843
その他	2,093	1,014	127	—	7	958
小計	5,520	972	127	—	28	4,392
繰延税金資産純額	10,167	8,223	185	—	22	2,151

(注) 2024年7月1日付で実施したグループ内再編を受けて、当社グループ各社のビジネスモデルを当連結会計年度末において再検討する過程で、当社欧州連結子会社の繰延税金資産の回収可能性の見直し等を行いました。その結果、税務上の欠損金に係る繰延税金資産を取り崩しており、繰延税金資産が8,221百万円減少しております。

(2) 未認識の繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び将来減算一時差異は以下のとおりであります。なお、繰越欠損金及び繰越税額控除は税額ベースであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
税務上の繰越欠損金	—	4,013	658	8,347
繰越税額控除	—	2,430	—	1,685
将来減算一時差異	—	2,389	28	265
合計	—	8,833	687	10,298

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
1年以内	—	—	—	—
1年超5年以内	—	—	—	—
5年超	—	4,013	658	8,347
合計	—	4,013	658	8,347

繰延税金資産を認識していない繰越税額控除の失効予定は以下のとおりであります。

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
1年以内	—	455	—	—
1年超5年以内	—	1,274	—	146
5年超	—	700	—	1,538
合計	—	2,430	—	1,685

当連結会計年度において将来の課税所得の発生が見込まれる範囲内で繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の発生の有無に依存しておりますが、将来の課税所得は経営者が承認した事業計画のもとで想定されたものであり、過去の計画と実績の推移からその実現可能性は高いと考えられるため、回収可能性があると判断しております。

繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異の金額は以下のとおりであります。これらは当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る一時差異	—	16,662	20,792	9,190

(3) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期税金費用			
当事業年度	6,978	8,071	13,188
過去の事業年度に関連する見積りの変更	—	36	586
当期税金費用合計	6,978	8,034	12,602
繰延税金費用			
税率変更の影響	—	—	196
一時差異の発生及び解消	2,043	5,596	1,228
過去に認識されていなかった将来減算一時差異の認識(認識済の将来減算一時差異の認識の中止)	1,504	3,099	1,795
過去に認識されていなかった税務上の欠損金の認識(認識済の税務上の欠損金の認識の中止)	310	3,735	7,854
繰延税金費用合計	227	1,238	8,223
法人所得税費用合計	7,206	6,796	20,825

(注) 令和7年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当社において繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、回収または支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては30.6%から31.5%に変更しております。なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(4) その他の包括利益で認識される法人所得税

その他の包括利益で認識された法人所得税は、注記「31．その他の包括利益」に記載しております。

(5) 実効税率の調整表

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前々連結会計年度において30.6%、前連結会計年度において30.6%、当連結会計年度において30.6%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

実際負担税率は全社の年間の税引前当期利益に対する法人所得税費用の負担割合を表示しております。

	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%	30.6%
永久に損金に算入されない項目	0.1%	7.6%	1.6%
永久に益金に算入されない項目	—	—	7.5%
未認識の繰延税金資産の増減	2.1%	16.1%	34.9%
在外子会社の税率差異	7.1%	10.2%	9.5%
税額控除	0.1%	2.3%	15.6%
外国源泉税	2.7%	0.6%	9.7%
留保金課税	—	13.4%	1.7%
繰越欠損金控除制限	—	5.8%	—
関係会社株式売却益	—	—	19.3%
外国税額	—	0.1%	4.4%
過年度法人税等	—	—	1.9%
税率変更の影響	—	—	0.6%
その他	0.4%	0.2%	0.6%
実際負担税率	24.5%	29.7%	67.7%

(6) グローバル・ミニマム課税制度

当社が所在する日本において、第2の柱モデルルールに則したグローバル・ミニマム課税制度を導入する「所得税法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第3号)が2023年3月28日に成立しました。当該法律は、当社に対して2024年4月1日に開始する連結会計年度から適用されております。

当社は、制度対象となる構成事業体各社の直近の税務申告書、国別報告書及び財務諸表に基づきグローバル・ミニマム課税制度適用に伴う潜在的な影響を評価した結果、重要性があるエクスポージャーを想定しておりません。

20. 従業員給付

当社グループの従業員退職後給付制度は、確定給付制度と確定拠出制度があります。当社は、主として確定給付型退職一時金制度を採用しております。また、一部の当社在外子会社では、確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

(1) 確定給付制度

採用している確定給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付型退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として、確定拠出企業年金制度を採用しております。

また、一部の在外子会社は、積立型及び非積立型の確定給付制度を採用しております。

積立型の確定給付制度は、当社グループと法的に分離された年金基金により運営されております。年金運用受託機関は、制度加入者の利益を最優先にして行動することが法令により求められており、所定の方針に基づき制度資産の運用を行う責任を負っております。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した、連結会計年度末の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除(必要に応じて確定給付資産の上限への調整を含む)したものであり、資産又は負債として連結財務諸表で認識しております。確定給付制度の当期勤務費用及び確定給付負債(資産)の純額に係る利息の純額は純損益として認識しております。確定給付制度の再測定額は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生時に純損益として認識しております。

制度資産は健全な運用を基礎としておりますが、金融商品に係る投資リスクに晒されております。また、確定給付制度債務は割引率等の様々な年金数理計算上の仮定に基づき測定されているため、それらの仮定の変動によるリスクに晒されております。

確定給付制度債務及び制度資産の調整表

確定給付制度債務及び制度資産と連結財政状態計算書に計上された確定給付負債及び資産の純額との関係は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
積立型の確定給付制度債務の現在価値	—	489	570	541
制度資産の公正価値	—	406	495	533
小計	—	83	75	8
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	—	2,836	3,301	3,506
確定給付負債及び資産の純額	—	2,919	3,376	3,514
連結財政状態計算書上の金額				
確定給付に係る負債	—	2,942	3,376	3,514
確定給付に係る資産	—	23	—	—
連結財政状態計算書に計上された確定給付負債及び資産の純額	—	2,919	3,376	3,514

確定給付制度債務の現在価値の調整表

確定給付制度債務の現在価値の増減は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
確定給付制度債務の現在価値の期首残高	—	3,326	3,872
当期勤務費用	285	265	259
利息費用	18	102	109
再測定			
人口統計上の仮定の変化により生じた数理計算上の差異	14	0	—
財務上の仮定の変化により生じた数理計算上の差異	252	118	183
実績の修正により生じた数理計算上の差異	29	21	131
給付支払額	236	232	222
在外営業活動体の換算差額	87	263	290
企業結合による増加	3,444	—	—
その他	6	8	4
確定給付制度債務の現在価値の期末残高	3,326	3,872	4,048

確定給付制度債務に係る満期分析

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、前々連結会計年度、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ10.8年、10.4年及び9.6年であります。

制度資産の公正価値の調整表

制度資産の公正価値の増減は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
制度資産の公正価値の期首残高	—	406	495
利息収益	4	5	7
再測定			
制度資産に係る収益	9	12	34
事業主からの拠出金	40	42	44
給付支払額	7	5	20
在外営業活動体の換算差額	6	33	27
企業結合による増加	371	—	—
制度資産の公正価値の期末残高	406	495	533

(注) 当社グループは、翌連結会計年度(2026年3月期)に42百万円の掛金を拠出する予定であります。

制度資産の項目ごとの内訳

制度資産の主な項目ごとの内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)							
	移行日 (2022年4月1日) -単体-		前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-		前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-		当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-	
	活発な市 場価格の ある資産	活発な市 場価格の ない資産	活発な市 場価格の ある資産	活発な市 場価格の ない資産	活発な市 場価格の ある資産	活発な市 場価格の ない資産	活発な市 場価格の ある資産	活発な市 場価格の ない資産
国内株式	—	—	0	—	—	—	—	—
外国株式	—	—	1	—	—	—	—	—
国内債券	—	—	1	—	—	—	—	—
外国債券	—	—	1	—	—	—	—	—
生保一般勘定	—	—	—	10	—	—	—	—
その他(注)	—	—	7	383	—	495	—	533
合計	—	—	13	393	—	495	—	533

(注) その他は、主に台湾の公的年金制度の旧制度に係る制度資産であります。当該年金基金の運用は台湾の労働省労働基準局が行っており、当社グループは運用方針や運用戦略に影響を及ぼす権利はありません。なお、年金基金の資産配分や利回りなど資産運用については、台湾の労働省労働基準局のホームページをご参照下さい。

当社はリスク許容度を適切に判断したうえで、リスク・リターン特性の異なる複数の投資対象をバランスよく分散したポートフォリオを構成し、将来の給付義務に対して十分な水準の資産を長期かつ安定的に確保しております。市場環境に想定外の事態が発生した場合は、規約等に従って一時的にリスク資産のウェイト調整を行うことを可能としております。各資産の運用については継続的なモニタリングを通じて効率性の追求に努めております。

将来の積立てについては、財政状況や運用環境を勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととしております。国内の制度では規約等に従い一定の掛金を毎月基金に対して拠出しており、定期的に財政計算を行い拠出額の見直しを行っております。

なお、当社は前連結会計年度に確定給付型企业年金制度の加入者がいなくなったことにより、確定給付型の制度としては退職一時金制度のみとなっております。

主な数理計算上の仮定

数理計算に用いた主な仮定は以下のとおりであります。

	(単位：％)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
割引率				
日本の制度	—	0.9	1.2	2.0
海外の制度	—	1.3～4.6	1.5～4.2	1.6～3.4

感応度分析

数理計算に用いた割引率が0.5%変動した場合に、確定給付制度債務の現在価値に与える影響は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
割引率が0.5%上昇した場合	—	117	148	151
割引率が0.5%低下した場合	—	124	159	161

(注) 上記の分析は割引率以外の数理計算上の仮定が一定であることを前提として計算されておりますが、実際には他の数理計算上の仮定の変化が影響する可能性があります。

(2) 確定拠出制度

確定拠出制度に関して費用として認識された金額は、前々連結会計年度が506百万円、前連結会計年度が674百万円、当連結会計年度が771百万円であります。

(3) 従業員給付費用

連結損益計算書に含まれている従業員給付費用は、前々連結会計年度、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ、21,499百万円、23,664百万円及び25,860百万円であります。

従業員給付費用には、給与、賞与、法定福利費及び退職給付費用等が含まれており、連結損益計算書の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」及び「研究開発費」に含まれております。

21. 借入金

借入金の内訳は以下のとおりです。

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-	平均利率 (%)(注1)	返済期限
流動負債：						
1年内長期借入金	—	—	—	399	1.5	—
合計	—	—	—	399		
非流動負債：						
長期借入金	—	—	—	399	1.5	2026年5月 から 2026年11月
合計	—	—	—	399		

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 借入金は償却原価で測定する金融負債に分類しております。

22. 引当金

引当金の内訳及び増減内容は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	資産除去債務	合計
2022年4月1日残高 -単体-	—	—
期中増加額	—	—
企業結合による増加	1,306	1,306
期中減少額(目的使用)	—	—
期中減少額(戻入れ)	—	—
割引計算の期間利息費用	3	3
在外営業活動体の換算差額	—	—
2023年3月31日残高 -連結-	1,309	1,309
期中増加額	14	14
期中減少額(目的使用)	—	—
期中減少額(戻入れ)	1	1
割引計算の期間利息費用	2	2
在外営業活動体の換算差額	—	—
2024年3月31日残高 -連結-	1,324	1,324
期中増加額	10	10
期中減少額(目的使用)	—	—
期中減少額(戻入れ)	845	845
割引計算の期間利息費用	1	1
在外営業活動体の換算差額	—	—
2025年3月31日残高 -連結-	491	491

資産除去債務

資産除去債務の内容は、注記「3. 重要性がある会計方針 (14)引当金」に記載しております。これらの費用は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれており、将来の事業計画等により影響を受けます。

23. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
その他の流動負債：				
未払消費税等	—	240	345	89
未払賞与	—	2,192	2,727	2,122
未払有給休暇	—	595	610	567
その他	—	629	643	1,742
合計	—	3,658	4,327	4,522
その他の非流動負債				
その他の未払従業員給付	—	746	673	219
長期未払費用	—	—	—	1,722
その他	—	415	472	1
合計	—	1,162	1,146	1,943

24. 資本及びその他の資本項目

(1) 授權株式数、発行済株式数

授權株式数、発行済株式数の増減は以下のとおりであります。

	(単位：株)	
	授權株式数	発行済株式数
移行日(2022年4月1日)-単体-	400,000,000	50,000,000
期中増減(注2)	—	50,000,000
前々連結会計年度(2023年3月31日)-連結-	400,000,000	100,000,000
期中増減	—	—
前連結会計年度(2024年3月31日)-連結-	400,000,000	100,000,000
期中増減(注3)	—	7,708,780
当連結会計年度(2025年3月31日)-連結-	400,000,000	92,291,220

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

2. 新株発行によるものであります。

3. 2024年9月18日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却を行っております。この結果、発行済株式数が7,708,780株減少しております。

(2) 資本剰余金

資本準備金

日本における会社法(以下、「会社法」)では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

その他資本剰余金

一定の資本取引並びに資本金及び資本準備金の取崩し等によって生じる剰余金であります。

新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は注記「25. 株式報酬」に記載しております。

(3) 自己株式

自己株式数の増減は以下のとおりであります。

	(単位：株)
	株式数
移行日(2022年4月1日)-単体-	—
期中増減	—
前々連結会計年度(2023年3月31日)-連結-	—
期中増減	—
前連結会計年度(2024年3月31日)-連結-	—
期中増加(注1)	7,708,780
期中減少(注2)	7,708,780
当連結会計年度(2025年3月31日)-連結-	—

(注) 1. 2024年6月27日開催の株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき、自己株式7,708,780株の取得を行っております。

2. 2024年9月18日開催の取締役会決議に基づき、自己株式7,708,780株の消却を行っております。

(4) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の変動は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額	合計
2022年4月1日残高 -単体-	—	—	—	—
その他の包括利益	—	194	4,939	5,134
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	194	—	194
2023年3月31日残高 -連結-	—	—	4,939	4,939
その他の包括利益	98	100	10,982	10,981
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	100	—	100
2024年3月31日残高 -連結-	98	—	15,921	16,020
その他の包括利益	280	222	3,808	4,311
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	181	222	—	404
2025年3月31日残高 -連結-	—	—	12,113	12,113

(注) 上記は全て税引後の金額であります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の評価差額であります。

確定給付制度の再測定

確定給付制度の再測定は、期首時点の数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響額及び数理計算上の仮定の変更による影響額であります。これについては、発生時にその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から利益剰余金に直ちに振り替えております。

在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額であります。

(5) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(6) 配当

配当金支払額

配当金の支払額は、以下のとおりであります。

前々連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	9,000	90.0	2024年3月31日	2024年6月28日

配当の効力発生日が、翌連結会計年度となるもの

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは、以下のとおりであります。

前々連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	9,000	90.0	2024年3月31日	2024年6月28日

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

25. 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対しインセンティブを与えることによって、中長期の業績及び企業価値を向上させることを目的として株式報酬制度を採用しております。

(1) スtock・オプション

制度の内容

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬としてストック・オプション制度を導入しております。

当連結会計年度に存在するストック・オプション制度は、以下のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社グループ役職員 397名	当社グループ役職員 24名	当社グループ役職員 87名	当社グループ役職員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 603,510	普通株式 84,000	普通株式 616,990	普通株式 3,000
付与日	2022年10月31日	2022年10月31日	2022年10月31日	2022年11月30日
権利確定条件	(注2, 5, 6)	(注2, 5, 6)	(注2, 5, 6)	(注2, 5, 6)
権利行使条件	(注7)	(注7)	(注7)	(注7)
権利行使期間	2024年10月1日～ 2032年9月30日	2024年10月1日～ 2032年9月30日	2024年10月1日～ 2032年9月30日	2024年11月26日～ 2032年9月30日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社グループ役職員 83名	当社グループ役職員 14名	当社グループ役職員 76名	当社グループ役職員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 498,572	普通株式 108,428	普通株式 99,000	普通株式 9,000
付与日	2023年11月30日	2023年11月30日	2023年11月30日	2023年11月30日
権利確定条件	(注3, 5, 6)	(注3, 5, 6)	(注3, 5, 6)	(注3, 5, 6)
権利行使条件	(注7)	(注7)	(注7)	(注7)
権利行使期間	2025年11月9日～ 2033年11月8日	2025年11月9日～ 2033年11月8日	2025年11月9日～ 2033年11月8日	2025年11月9日～ 2033年11月8日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社グループ役職員 1名	当社グループ従業員 411名	当社グループ従業員 1名	当社グループ役職員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 3,000	普通株式 284,587	普通株式 3,000	普通株式 28,000
付与日	2023年12月31日	2024年10月31日	2024年10月31日	2024年10月31日
権利確定条件	(注3, 5, 6)	(注4, 5, 6)	(注4, 5, 6)	(注4, 5, 6)
権利行使条件	(注7)	(注7)	(注7)	(注7)
権利行使期間	2025年12月23日～ 2033年12月22日	2026年9月19日～ 2039年9月18日	2026年9月19日～ 2039年9月18日	2026年9月19日～ 2034年9月18日

	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社グループ従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 67,913
付与日	2024年10月31日
権利確定条件	(注4, 5, 6)
権利行使条件	(注7)
権利行使期間	2026年9月19日～ 2039年9月18日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

- 2023年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額(EBITDA)が、220億円以上であること。
- 2024年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額(EBITDA)が、280億円以上であること。
- 2025年3月期に係る当社の連結損益計算書において、営業利益に減価償却費、のれん償却費、顧客関連資産償却費、無形資産償却費、長期前払費用償却費及び株式報酬費用を加算した額(EBITDA)が、360億円以上であること。
5. 本新株予約権の割当時及び権利行使時において、当社又は当社関係会社の役員又は従業員であること。

- 6．本新株予約権を行使する日以前において以下に該当しないこと。
- ・行使価格を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合
 - ・行使価格を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合
 - ・本新株予約権の割当日から当社普通株式が金融商品取引所に上場されるまでの間で、第三者評価機関等による株式評価額が行使価格を下回った場合
 - ・当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合に、各営業日における当社普通株式の終値の過去1年間平均が一度でも行使価額を下回る価格となった場合
- 7．本新株予約権は以下の期間において各期間における割合を限度として行使することができます。
- ・上場日から起算して1年間：本新株予約権の総数の4分の1に相当する個数
 - ・上場日の1年後の応当日から起算して1年間：本新株予約権の総数の2分の1に相当する個数
 - ・上場日の2年後の応当日から起算して1年間：本新株予約権の総数の4分の3に相当する個数
 - ・上場日の3年後の応当日以降：本新株予約権の総数

ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

付与されたストック・オプションの数量及び加重平均行使価格は、以下のとおりであります。ストック・オプションの数量については、株式数に換算して記載しております。

	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	株数(株)	加重平均行使 価格(円)	株数(株)	加重平均行使 価格(円)	株数(株)	加重平均行 使価格(円)
期首未行使残高	—	—	1,301,500	670	1,994,500	753
付与	1,307,500	670	718,000	900	383,500	2,335
行使	—	—	—	—	—	—
失効	6,000	670	25,000	675	28,500	1,101
満期消滅	—	—	—	—	—	—
期末未行使残高	1,301,500	670	1,994,500	753	2,349,500	1,006
期末行使可能残高	—	—	—	—	—	—
行使価格範囲	670円		670円～900円		670円～2,335円	
加重平均残存契約年数	9.5年		8.9年		9.0年	

付与されたストック・オプションの公正価値及び公正価値の見積方法

株式市場条件(ノック・アウト条項)を公正価値の算定にあたり反映させております。

	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
使用した評価技法	モンテカルロ・シミュ レーション	モンテカルロ・シミュ レーション	モンテカルロ・シミュ レーション
公正価値(円)	45	80	151
付与日の株式評価額(円) (注1)	670	900	1,978
行使価格(円/株)	670	900	2,335
予想ボラティリティ(%) (注2)	35.5	41.6	39.5
オプションの残存期間(年)	10	10	15
予想配当率(%)	0～2.3	0	0～1.9
無リスク利率(%)	0.01	0.61	0.85

(注) 1．当社株式は非上場株式であるため、直近の取引価格及び取引事例比較法に基づき評価額を算定しております。

2．予想ボラティリティは、オプションの残存期間に対応する類似企業の株価変動性に基づき算定しております。

株式報酬費用

当該株式報酬制度に関して計上された費用は、前々連結会計年度5百万円、前連結会計年度18百万円、当連結会計年度36百万円であります。

26. 売上収益

(1) 収益の内訳

当社グループは、フォトマスク関連事業においてグローバルに製造拠点を持つため、事業を展開する上で製造・販売状況を地域ごとに管理し、売上収益を管理区分単位である地域別に分解しております。地域別の売上収益は、注記「5. セグメント情報」に記載しております。

売上収益の認識時期により分解した収益の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上収益の認識時期			
一時点で移転される財・サービス	42,121	42,298	43,975
一定の期間にわたり移転されるサービス	58,660	64,788	73,999
合計	100,782	107,086	117,974

(2) 契約残高

契約残高の内訳は以下のとおりであります。なお、顧客との契約から生じた債権(受取手形及び売掛金)については、注記「8. 営業債権及びその他の債権」に記載しております。

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
契約資産	—	326	281	167
契約負債	—	9,590	9,230	6,380

契約資産は主に、期末日時点で完了しているが、まだ請求していない履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関連するものであります。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。契約負債は主に、役務提供前に顧客から受け取った対価であります。顧客からの入金時に契約負債を計上し、顧客への役務の提供等、契約に基づいた履行義務を充足した時点で契約負債を収益へ振り替えております。

前々連結会計年度における契約負債の期首残高はありません。前連結会計年度及び当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額はそれぞれ2,536百万円、3,016百万円であります。

なお、各連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要なものはありません。

(3) 残存履行義務

残存履行義務に配分した取引価格は以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

	(単位：百万円)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
1年以内	—	9,307	15,474	10,242
1年超2年以内	—	11,235	8,365	2,943
2年超3年以内	—	7,919	1,965	1,003
3年超	—	3,334	1,965	—
合計	—	31,796	27,770	14,189

(4) 顧客との契約獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。また、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

27. 売上原価

売上原価の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
材料費	14,815	15,843	17,525
従業員給付費用	15,009	16,662	18,154
減価償却費及び償却費	8,297	15,467	14,782
修繕維持費	11,057	11,415	12,316
その他	11,887	16,121	14,068
合計	61,068	75,511	76,846

28. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
従業員給付費用	6,383	6,863	7,461
減価償却費及び償却費	132	226	280
支払報酬	999	1,204	1,506
運搬費	999	1,131	1,085
その他	1,953	2,415	2,568
合計	10,468	11,841	12,903

29. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
政府補助金及び助成金(注)	—	—	1,356
固定資産売却益	0	764	741
還付加算金等	25	—	—
その他	26	106	364
合計	51	870	2,462

(注) 当連結会計年度において計上された政府補助金及び助成金は、有形固定資産の取得のために受領した政府補助金等であります。

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
固定資産除売却損	10	78	226
固定資産圧縮損	—	—	1,356
組織再編関連費用(注)	108	115	—
その他	24	23	107
合計	143	217	1,690

(注) 組織再編関連費用は、組織再編に伴い発生したリテンションボーナスであります。

30. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受取利息			
償却原価で測定する金融資産	260	1,336	1,615
為替差益	340	1,515	1,795
合計	601	2,851	3,411

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払利息			
償却原価で測定する金融負債	20	13	142
リース負債	167	203	528
公正価値の評価損			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債	116	99	586
その他	—	—	91
合計	304	316	1,348

31. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

前々連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	(単位：百万円)				
	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	—	—	—
確定給付制度の再測定	257	—	257	63	194
純損益に振り替えられることのない項目合計	257	—	257	63	194
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	5,099	—	5,099	—	5,099
持分法適用会社に対する持分相当額	159	—	159	—	159
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	4,939	—	4,939	—	4,939
合計	5,197	—	5,197	63	5,134

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	(単位：百万円)				
	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	142	—	142	43	98
確定給付制度の再測定	126	—	126	26	100
純損益に振り替えられることのない項目合計	15	—	15	17	1
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	11,033	—	11,033	—	11,033
持分法適用会社に対する持分相当額	51	—	51	—	51
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	10,982	—	10,982	—	10,982
合計	10,998	—	10,998	17	10,981

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	(単位：百万円)				
	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	407	—	407	127	280
確定給付制度の再測定	281	—	281	58	222
純損益に振り替えられることのない項目合計	689	—	689	185	503
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	3,800	—	3,800	—	3,800
持分法適用会社に対する持分相当額	8	—	8	—	8
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	3,808	—	3,808	—	3,808
合計	4,497	—	4,497	185	4,311

32．1株当たり当期利益

	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	22,159	16,105	9,945
当期利益調整額(百万円)	—	—	—
希薄化後の親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	22,159	16,105	9,945
加重平均普通株式数(株)	100,000,000	100,000,000	95,480,332
希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響			
新株予約権(株)	50,976	914,578	2,769,607
希薄化後の加重平均普通株式数(株)	100,050,976	100,914,578	98,249,939
基本的1株当たり当期利益(円)	221.60	161.05	104.16
希薄化後1株当たり当期利益(円)	221.48	159.59	101.22

33．キャッシュ・フロー情報

財務活動から生じた負債の変動は以下のとおりであります。

前々連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)							
	2022年 4月1日 -単体-	キャッ シュ・フ ローを伴う 変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				2023年 3月31日 -連結-
			企業結合	公正価値の 変動	為替変動	新規リース	その他(注)
長期借入金	—	—	—	—	—	—	—
リース負債	—	1,348	9,165	—	250	478	78
合計	—	1,348	9,165	—	250	478	78

(注) リース負債のキャッシュ・フローを伴わない変動「その他」には、リース期間の見直しにより生じた変動を含んでおります。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)							
	2023年 4月1日 -連結-	キャッ シュ・フ ローを伴う 変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				2024年 3月31日 -連結-
			企業結合	公正価値の 変動	為替変動	新規リース	その他(注)
長期借入金	—	—	—	—	—	—	—
リース負債	8,466	1,609	—	—	304	1,401	436
合計	8,466	1,609	—	—	304	1,401	436

(注) リース負債のキャッシュ・フローを伴わない変動「その他」には、リース期間の見直しにより生じた変動を含んでおります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)							
	2024年 4月1日 -連結-	キャッ シュ・フ ローを伴う 変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				2025年 3月31日 -連結-
			企業結合	公正価値の 変動	為替変動	新規リース	その他(注)
長期借入金	—	776	—	—	22	—	799
リース負債	8,126	2,224	—	—	835	5,860	2,188
合計	8,126	1,447	—	—	813	5,860	2,188

(注) 1．長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2．リース負債のキャッシュ・フローを伴わない変動「その他」には、リース期間の見直しにより生じた変動を含んでおります。

34. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、企業価値向上のため、資本コストを上回る成長投資機会を追求し、事業オペレーション改善を通じた資産効率の向上と、財務健全性も考慮した適正な資本構成の構築を資本管理の基本方針としております。

当社グループは、最適な資本構成を維持するために財務指標のモニタリングを実施しており、財務の健全性・柔軟性については主に信用格付け、資本効率については主に親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)を適宜モニタリングしております。

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
ROE	—	22.9%	13.0%	7.8%

ROE：親会社の所有者に帰属する当期利益÷親会社の所有者に帰属する持分(期首・期末の平均)

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制(会社法等の一般的な規定を除く)はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスクとして信用リスク、流動性リスク、市場リスクとして為替リスク及び金利リスクに晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。当社は、資金の運用については、投機的な取引は行わない方針であり、安全性の高い金融資産に限定しております。

信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。信用リスクは、主に当社グループの顧客に対する営業債権、貸付金及びデリバティブから生じます。

営業債権については、取引先毎に期日及び残高を管理しており、貸付金等のその他の金融資産については相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握によりリスク軽減を図っております。デリバティブ取引の利用については、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っており信用リスクはほとんどないと認識しております。

なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

当社グループでは、営業債権をはじめとする金融資産について、過去に重要な貸倒実績はなく、また信用リスクの著しい増加は生じておりません。

()信用リスク・エクスポージャー

営業債権及びその他の債権に係る信用リスク・エクスポージャーは期日経過別に記載しており、次のとおりであります。

連結財務諸表に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。当社グループの債権は多数の取引先に対するものであり、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。なお、信用リスクのエクスポージャーに関し、担保として保有する物件及びその他の信用補完するものはありません。

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
遅延なし	—	18,592	22,719	22,388
30日以内	—	2,357	2,357	3,183
30日超90日以内	—	916	695	1,879
90日超1年以内	—	467	60	209
1年超	—	1	29	7
合計	—	22,335	25,862	27,668

() 貸倒引当金の増減

貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。当社グループは、予想信用損失に対してIFRS第9号に規定される単純化したアプローチに基づき、全ての営業債権及びその他の債権について、全期間の予想信用損失と同額で測定しております。なお、重要な信用減損金融資産はありません。

	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	—	117	134
期中増加額	119	8	30
期中減少額(目的使用)	—	—	—
期中減少額(その他)	—	2	9
在外営業活動体の換算差額	2	10	6
期末残高	117	134	150

流動性リスク管理

流動性リスクは、現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に困難に直面するリスクであります。当社グループは、必要な資金について、基本的に自己資金を充当することとしておりますが、それら負債は財務状況及び資金調達環境の悪化等により支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、各部署からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、不測の事態においても必要支払予定額に不足することのないように手元流動性を維持することで流動性リスクを管理しております。また、当社グループでは資金繰り状況及び見通しの把握を随時行っており、流動性リスクを軽減しております。

()金融負債の期日別内訳

金融負債の期日別内訳は以下のとおりであります。

移行日(2022年4月1日)-単体-

	(単位：百万円)				
	帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債					
営業債務及びその他の債務	—	—	—	—	—
借入金	—	—	—	—	—
リース負債	—	—	—	—	—
デリバティブ金融負債					
その他の金融負債	—	—	—	—	—

前々連結会計年度(2023年3月31日)-連結-

	(単位：百万円)				
	帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債					
営業債務及びその他の債務	13,965	13,965	13,965	—	—
借入金	—	—	—	—	—
リース負債	8,466	9,137	1,045	4,617	3,473
デリバティブ金融負債					
その他の金融負債	19	19	19	—	—

前連結会計年度(2024年3月31日)-連結-

	(単位：百万円)				
	帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債					
営業債務及びその他の債務	19,537	19,537	19,537	—	—
借入金	—	—	—	—	—
リース負債	8,126	9,053	1,894	4,489	2,669
デリバティブ金融負債					
その他の金融負債	—	—	—	—	—

当連結会計年度(2025年3月31日)-連結-

	(単位：百万円)				
	帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債					
営業債務及びその他の債務	19,105	19,105	19,105	—	—
借入金	799	806	401	404	—
リース負債	8,738	9,836	2,164	6,281	1,389
デリバティブ金融負債					
その他の金融負債	586	586	—	—	586

(注) 満期分析に含まれているキャッシュ・フローが著しく早期に発生すること、または著しく異なる金額で発生することは見込まれておりません。

()コミットメントライン

当社は、機動的かつ安定的な資金調達枠の確保のため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
コミットメントラインの総額	—	—	20,000
借入実行残高	—	—	—
差引額	—	—	20,000

市場リスク管理

()為替リスク管理

為替リスクは、機能通貨と異なる通貨による取引から生じております。当社グループは、外貨取引として、外貨預金及び外貨建ての債権及び債務を有しており、為替の変動リスクに晒されているため、定期的に為替相場を把握し為替変動リスクを管理しております。

日本円を機能通貨とする会社における主要な外貨である米ドルに係る金融商品の為替変動リスクのエクスポージャー(純額。 は負債)は、以下のとおりであります。なお、当社グループは、為替の変動リスクが経営に与える影響は重要ではないと認識しております。

	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
米ドル	7,368千米ドル	18,186千米ドル	15,477千米ドル

為替感応度分析

各報告期間の日本円を機能通貨とする会社において、日本円が米ドルに対して1%円高になった場合に、税引前利益及び資本に与える影響は以下のとおりであります。ただし、本分析においては、その他の変動要因(残高、金利等)は一定であることを前提としております。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
税引前利益	9	27	23
資本	6	19	16

ヘッジ会計を適用していないデリバティブ

当社グループは、ヘッジ関係がヘッジ会計を適用する要件を満たさない場合も含め、デリバティブを利用することが経済的に合理的である場合に、デリバティブを利用しております。

当社グループは、外貨建資産・負債に係る為替変動リスクを回避するために為替予約及び通貨スワップを利用しております。当該デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用せずに、公正価値の変動はすべて純損益に認識しております。

()金利リスク管理

金利リスクは、市場金利の変動によって金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクであります。

当社グループは、前々連結会計年度及び前連結会計年度において資金の借入は行っていないため、関連する金利リスクはありません。当連結会計年度において資金の借入を行っており、金利変動リスクのエクスポージャーは以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
変動金利の借入金	—	—	799

金利リスク感応度分析

当連結会計年度に当社グループが保有する変動金利の金融商品につき、その他全ての変数が一定であることを前提として、期末日における金利が1%上昇した場合における税引前利益及び資本に与える影響は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
税引前利益	—	—	2
資本	—	—	1

35. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)

レベル2：レベル1に属さない、直接又は間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察不能なインプット

(2) 経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の公正価値

公正価値のヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーごとに分類された、連結財政状態計算書に公正価値で認識する金融資産及び金融負債は以下のとおりであります。

移行日(2022年4月1日)-単体-

(単位：百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	—	—	—	—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品				
株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

前々連結会計年度(2023年3月31日)-連結-

(単位：百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	—	4	—	4
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品				
株式	—	—	1	1
合計	—	4	1	5
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	19	—	19
合計	—	19	—	19

前連結会計年度(2024年3月31日)-連結-

				(単位：百万円)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	—	—	—	—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品				
株式	—	—	413	413
合計	—	—	413	413
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

当連結会計年度(2025年3月31日)-連結-

				(単位：百万円)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	—	—	—	—
ゴルフ会員権等	—	35	—	35
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品				
株式	—	—	5	5
合計	—	35	5	41
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	586	—	586
合計	—	586	—	586

レベル間の重要な振替が行われた金融商品の有無は毎報告期間の末日に判断しております。なお、前々連結会計年度、前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法

() 非上場株式

活発な市場における公表価格が入手できない非上場株式の公正価値は、合理的に入手可能なインプットにより、主に直近ファイナンス実績に基づく取引事例法及び割引キャッシュ・フロー法を使用して測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

() デリバティブ

外国為替先物予約の公正価値は、期末日現在の先物為替レートを用いて算定した価値を現在価値に割引くことにより算定しております。通貨スワップの公正価値は、市場金利など観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関が算定した価格に基づいております。そのため、いずれも公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

()ゴルフ会員権等
 ゴルフ会員権等の公正価値は、相場価格等に基づいて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

レベル3に区分した金融商品の調整表
 公正価値ヒエラルキーレベル3に区分した経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産
期首残高	—	1	413
当期の利得又は損失			
その他の包括利益 (注)1	—	142	407
購入	—	270	—
売却	—	—	—
レベル3へ(から)の振替	—	—	—
企業結合による増加	1	—	—
期末残高	1	413	5

- (注) 1. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結包括利益計算書上の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に表示しております。
2. レベル3に区分された金融商品については適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については、適切な責任者が承認しております。
3. レベル3に区分されている経常的な公正価値測定について、重要な観察可能でないインプットは、割引率及びSalesマルチプルであります。移行日については該当事項がありません。前々連結会計年度については金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。前連結会計年度に使用している割引率は50.0%であり、Salesマルチプルは2.2倍であります。当連結会計年度に使用している割引率は50.0%であり、Salesマルチプルは2.4倍であります。なお、レベル3に区分した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

(3) 経常的に公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債の公正価値

公正価値及び帳簿価額
 経常的に公正価値で測定されていない金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は下表には含めておりません。

	(単位：百万円)							
	移行日 (2022年4月1日)		前々連結会計年度 (2023年3月31日)		前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	-単体-		-連結-		-連結-		-連結-	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
その他の金融資産								
貸付金	—	—	1,017	933	1,337	1,246	4,291	3,900

- (注) 連結財政状態計算書上の流動資産及び非流動資産のその他の金融資産のうち、貸付金を記載しております。
 なお、1年内の貸付金の残高を含んでおりません。

金融資産及び金融負債の公正価値の算定方法
 金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

()貸付金
 貸付金の公正価値は、国債利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率でその将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により算定しております。そのため、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

36．重要な子会社

(1) 子会社の状況

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は以下のとおりであります。特に記載のない限り、子会社の資本金は当社グループに直接所有される普通株式から構成され、持分は当社グループにより所有される議決権と同じであります。

会社名	所在地	主要な 事業内容	議決権の所有割合(%)			
			移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
Tekscend Photomask Inc. (旧社名：Toppan Photomasks, Inc.)	US アメリカ合衆国 テキサス州	フォトマスク製品の製造及び販売	—	100	100	100
中華科盛徳光罩股份有限公司(旧社名：中華凸版電子股イ分有限公司)	台湾 桃園市	フォトマスク製品の製造及び販売	—	100	100	100
Tekscend Photomask Inc. (旧社名：Toppan Photomasks Korea Ltd.)	Korea 韓国京畿道利川市	フォトマスク製品の製造及び販売	—	100 (100)	100 (100)	100
上海徐匯科盛徳半導体有限公司(旧社名：上海凸版光掩模有限公司)	中国 上海市	フォトマスク製品の製造及び販売	—	100 (100)	100 (100)	100
Tekscend Photomask Rock Inc. (旧社名：Toppan Photomasks Rock, Inc.)	Round アメリカ合衆国 テキサス州	フォトマスク製品の製造及び販売	—	100 (100)	100 (100)	100 (100)

(注) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

(2) 重要な非支配持分がある子会社

前々連結会計年度、前連結会計年度及び当連結会計年度において、重要性のある非支配持分を有している子会社はありません。

37. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

当社グループと関連当事者との間の取引及び債権債務の残高は、以下のとおりであります。子会社及び関連会社については、「14. 持分法で会計処理されている投資」「36. 重要な子会社」に記載しております。

なお、当社は2022年4月1日を効力発生日として、凸版印刷株式会社及び凸版印刷株式会社の完全子会社である株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツのフォトマスク事業を吸収分割により無対価で承継いたしました。詳細は、注記「6. 企業結合」に記載しております。

	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	(単位：百万円) 当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
債権残高				
親会社	—	92	2	—
同一の親会社を持つ会社等	—	915	320	199
関連会社	—	3,255	1,839	5,016
合計	—	4,262	2,162	5,216
債務残高				
親会社	—	436	70	2
同一の親会社を持つ会社等	—	922	987	192
関連会社	—	5,694	4,443	9,075
合計	—	7,054	5,500	9,270

	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上収益			
親会社	1,400	156	1
同一の親会社を持つ会社等	947	878	635
関連会社	1,430	1,320	1,296
合計	3,778	2,356	1,933
売上原価			
親会社	1,441	630	4
同一の親会社を持つ会社等	734	1,353	1,929
関連会社	5,582	7,776	6,960
合計	7,757	9,761	8,895
販売費及び一般管理費			
親会社	624	174	5
同一の親会社を持つ会社等	252	470	236
関連会社	57	73	289
合計	934	718	530

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格等を勘案して、個別に交渉の上決定しております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

	(単位：百万円)		
	前々連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
報酬及び賞与	70	69	469
株式に基づく報酬	0	1	5
合計	71	70	474

(注) 主要な経営幹部に対する報酬は、当社の取締役、監査役及び執行役員に対する報酬であります。

38．コミットメント

各連結会計年度末以降の支出に関する重要なコミットメントは以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	移行日 (2022年4月1日) -単体-	前々連結会計年度 (2023年3月31日) -連結-	前連結会計年度 (2024年3月31日) -連結-	当連結会計年度 (2025年3月31日) -連結-
有形固定資産	—	4,315	1,744	7,055
合計	—	4,315	1,744	7,055

39．偶発事象

重要な偶発負債はありません。

40．後発事象

(重要な設備投資)

当社は、2025年7月25日開催の取締役会において、子会社のTekscend Photomask Singapore Pte. Ltd.（以下TPCSG）によるシンガポールの新工場の設立を決議し、2025年8月15日を契約締結日として、第三者企業と、一定の要件の充足を条件として、TPCSGが新工場の土地の使用権及び建物の売買契約を締結しました。

(1) 設備投資の目的

近年、AI、5G、自動運転、IoTなどの技術が急速に進展しており、世界的なデジタル化の流れの中で、半導体産業は今後も安定した成長が期待されております。また、半導体メーカーは米中間の緊張の高まりをうけ、中国や台湾以外の地域での生産能力拡大を検討しております。このような状況の中、シンガポールでは、政府の積極的な支援により、半導体生産が拡大しており、フォトマスク需要増加が見込まれております。加えて、当社の主要顧客との立地の利便性、将来のインド市場への供給拠点としての役割も期待できることから、東南アジア、インド市場の成長を取り込むべく、シンガポールに新工場を設立することにしました。

(2) 取得に係る事項の内容

立地	シンガポール東部Tampines地域
対象設備	土地、建物、生産設備等
投資総額	224,560千米ドル
工場着工	2025年10月着工予定

(3) 当該設備が営業、生産活動に及ぼす重要な影響

当該設備投資による2026年3月期の連結業績に与える影響は軽微です。

41．初度適用

(1) IFRSに基づく財務報告への移行

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。IFRSへの移行日は2022年4月1日であります。

なお、当社グループは移行日において日本基準に準拠した連結財務諸表を作成していないため、以下、「初度適用（4）日本基準からIFRSへの調整表」については日本基準に準拠して作成された個別財務諸表上の金額からの調整を表示しております。

(2) IFRS第1号の免除規定

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社(以下、初度適用企業)に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下、IFRS第1号)では、IFRSで要求される基準の一部について強制的に免除規定を適用しなければならないものと任意に免除規定を適用するものを定めております。当社グループは、日本基準からIFRSへ移行するにあたり採用した免除規定はありません。

(3) IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「ヘッジ会計」、「非支配持分」及び「金融資産の分類及び測定」等について、IFRSの遡及適用を禁止しております。当社グループはこれらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

(4) 日本基準からIFRSへの調整表

日本基準からIFRSへの移行が、当社グループに及ぼす影響は、以下のとおりです。

移行日(2022年4月1日)現在の資本に対する調整

					(単位：百万円)
日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	IFRS表示科目
資産の部					資産
流動資産					流動資産
現金及び預金	50	—	—	50	現金及び現金同等物
流動資産合計	50	—	—	50	流動資産合計
固定資産	—	—	—	—	非流動資産
固定資産合計	—	—	—	—	非流動資産合計
資産合計	50	—	—	50	資産合計
					(単位：百万円)
日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	IFRS表示科目
負債の部					負債
流動負債	—	—	—	—	流動負債
流動負債合計	—	—	—	—	流動負債合計
固定負債	—	—	—	—	非流動負債
固定負債合計	—	—	—	—	非流動負債合計
負債合計	—	—	—	—	負債合計
純資産の部					資本
資本金	50	—	—	50	資本金
純資産合計	50	—	—	50	資本合計
負債純資産合計	50	—	—	50	負債及び資本合計

(2) 【その他】

(最近の経営成績及び財政状態の概況)

第5期第1四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)の要約四半期連結財務諸表は次のとおりであります。

当社は、第1四半期連結会計期間(2025年4月1日から2025年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2025年4月1日から2025年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

要約四半期連結財政状態計算書

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2025年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		27,715	20,637
営業債権及びその他の債権		27,668	27,964
その他の金融資産	10	818	911
棚卸資産		3,825	4,176
未収法人所得税等		451	383
その他の流動資産		3,603	3,122
流動資産合計		64,082	57,196
非流動資産			
有形固定資産	6	87,919	94,130
無形資産		219	185
持分法で会計処理されている投資		7,209	7,908
その他の金融資産	10	4,403	7,026
繰延税金資産		2,661	2,636
退職給付に係る資産		—	0
その他の非流動資産		1,256	1,280
非流動資産合計		103,669	113,168
資産合計		167,752	170,365

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2025年6月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		19,105	14,455
借入金		399	1,461
その他の金融負債	10	2,125	2,128
未払法人所得税等		4,779	4,016
契約負債		2,381	2,262
引当金		—	66
その他の流動負債		4,522	3,397
流動負債合計		33,314	27,788
非流動負債			
借入金		399	200
その他の金融負債	10	7,198	10,832
繰延税金負債		509	126
退職給付に係る負債		3,514	3,585
契約負債		3,998	3,692
引当金		491	491
その他の非流動負債		1,943	2,209
非流動負債合計		18,055	21,137
負債合計		51,370	48,926
資本			
資本金		400	400
資本剰余金		45,591	45,603
利益剰余金		58,276	63,752
その他の資本の構成要素		12,113	11,683
親会社の所有者に帰属する持分合計		116,381	121,439
資本合計		116,381	121,439
負債及び資本合計		167,752	170,365

要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書

要約四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
売上収益	8	29,811	30,076
売上原価		19,809	20,264
売上総利益		10,002	9,811
販売費及び一般管理費		3,190	3,572
研究開発費		196	266
その他の収益		160	18
その他の費用		49	114
営業利益		6,726	5,875
金融収益		1,555	1,198
金融費用		87	400
持分法による投資利益		128	125
税引前四半期利益		8,322	6,799
法人所得税費用		3,852	1,323
四半期利益		4,470	5,475
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		4,470	5,475
四半期利益		4,470	5,475
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	9	44.70	59.33
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	9	44.30	57.60

要約四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
四半期利益		4,470	5,475
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産		—	—
項目合計		—	—
純損益にその後に振り替えられる可能性 のある項目			
在外営業活動体の換算差額		6,575	361
持分法適用会社のその他の包括利益に 対する持分		96	791
項目合計		6,671	429
その他の包括利益		6,671	429
四半期包括利益		11,141	5,045
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		11,141	5,045
四半期包括利益		11,141	5,045

要約四半期連結持分変動計算書

前第1四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の資本 の構成要素	合計	
2024年4月1日時点の残高		400	63,553	57,736	16,020	137,709	137,709
四半期利益		—	—	4,470	—	4,470	4,470
その他の包括利益		—	—	—	6,671	6,671	6,671
四半期包括利益		—	—	4,470	6,671	11,141	11,141
剰余金の配当	7	—	—	9,000	—	9,000	9,000
株式報酬取引		—	6	—	—	6	6
所有者との取引額等合計		—	6	9,000	—	8,993	8,993
2024年6月30日時点の残高		400	63,559	53,206	22,692	139,858	139,858

当第1四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の資本 の構成要素	合計	
2025年4月1日時点の残高		400	45,591	58,276	12,113	116,381	116,381
四半期利益		—	—	5,475	—	5,475	5,475
その他の包括利益		—	—	—	429	429	429
四半期包括利益		—	—	5,475	429	5,045	5,045
剰余金の配当	7	—	—	—	—	—	—
株式報酬取引		—	11	—	—	11	11
所有者との取引額等合計		—	11	—	—	11	11
2025年6月30日時点の残高		400	45,603	63,752	11,683	121,439	121,439

要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	8,322	6,799
減価償却費及び償却費	3,725	4,167
受取利息及び受取配当金	507	153
持分法による投資損益(は益)	128	125
固定資産売却損益(は益)	98	—
支払利息	87	151
営業債権及びその他の債権の増減額 (は増加)	1,468	389
棚卸資産の増減額(は増加)	130	261
営業債務及びその他の債務の増減額 (は減少)	226	1,657
契約負債の増減額(は減少)	46	658
その他	92	481
小計	9,891	12,449
利息の受取額	507	153
利息の支払額	86	151
法人所得税の支払額	3,817	3,424
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,493	9,027
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	15,558	13,606
有形固定資産の売却による収入	107	—
無形資産の取得による支出	30	0
貸付けによる支出	40	2,017
貸付金の回収による収入	94	248
その他	7	93
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,434	15,469
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	—	1,012
長期借入れによる収入	983	—
長期借入金の返済による支出	—	215
リース負債の返済による支出	480	971
その他	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	503	174
現金及び現金同等物の為替変動による影響	2,680	460
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,756	7,077
現金及び現金同等物の期首残高	63,286	27,715
現金及び現金同等物の四半期末残高	57,530	20,637

要約四半期連結財務諸表注記

1. 報告企業

テクセンドフォトマスク株式会社(旧会社名：株式会社トッパンフォトマスク)(以下、「当社」)は日本に所在する企業であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所はホームページで開示しております。要約四半期連結財務諸表は当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)により構成されております。また、当社の最終的な親会社はTOPPANホールディングス株式会社であります。

当社グループは、外販フォトマスク業界において、グローバルな製造拠点を持つ外販フォトマスク市場のリーディングカンパニーとして、主に半導体用フォトマスク製品の製造及び国内外の半導体製造メーカーへフォトマスクの販売を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨に関する事項

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されている全ての情報を含んでいないため、2025年3月31日に終了した1年間の監査済み連結財務諸表と併せて使用されるべきものであります。

要約四半期連結財務諸表は、2025年9月4日に取締役会によって承認されております。

(2) 測定的基础

要約四半期連結財務諸表は、要約四半期連結財政状態計算書における以下の重要な項目を除き、取得原価を基礎として作成しております。

- ・デリバティブ金融商品(公正価値で測定)
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定している資本性金融商品
- ・確定給付制度に係る資産又は負債(確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して測定)

(3) 機能通貨及び表示通貨

要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、特に注釈のない限り、百万円未満を切捨てて表示しております。

3. 重要性がある会計方針

要約四半期連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、2025年3月31日に終了した1年間の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第1四半期連結累計期間における法人所得税費用は、年間の見積実効税率に基づいて算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っております。

見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計期間と将来の連結会計期間において認識しております。要約四半期連結財務諸表で認識した金額に重要な影響を与える判断、見積り及び仮定は、原則として2025年3月31日に終了した1年間の連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

当社グループは、「フォトマスク関連事業」の単一セグメントであるため、報告セグメント別の記載を省略しております。

6. 有形固定資産

(1) 取得及び処分

有形固定資産の取得及び処分の金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)		
	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
有形固定資産の取得	9,427	10,951
有形固定資産の処分	19	526

(2) コミットメント

有形固定資産の取得に関する契約上のコミットメントは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2025年6月30日)
有形固定資産	7,055	10,720

7. 配当金

(1) 配当金支払額

配当金の支払額は、以下のとおりです。

前第1四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	9,000	90.0	2024年3月31日	2024年6月28日

当第1四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

8．売上収益

当社グループは、フォトマスク関連事業においてグローバルに製造拠点を持つため、事業を展開する上で製造・販売状況を地域ごとに管理し、売上収益を管理区分単位である地域別に分解しております。

売上収益の地域別内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
日本	1,751	3,149
中国	9,723	8,103
台湾	4,479	4,058
韓国	3,177	4,063
米国	5,269	5,448
欧州	4,165	3,092
その他	1,245	2,160
合計	29,811	30,076

(注) 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

また、売上収益の認識時期により分解した収益の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
売上収益の認識時期		
一時点で移転される財・サービス	10,791	10,886
一定の期間にわたり移転されるサービス	19,020	19,189
合計	29,811	30,076

9．1株当たり四半期利益

第1四半期連結累計期間

	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	4,470	5,475
四半期利益調整額(百万円)	—	—
希薄化後の親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	4,470	5,475
加重平均普通株式数(株)	100,000,000	92,291,220
希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響 新株予約権(株)	913,238	2,766,867
希薄化後の加重平均普通株式数(株)	100,913,238	95,058,087
基本的1株当たり四半期利益(円)	44.70	59.33
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	44.30	57.60

10. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)

レベル2：レベル1に属さない、直接又は間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察不能なインプット

(2) 経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の公正価値

公正価値のヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーごとに分類された、要約四半期連結財政状態計算書に公正価値で認識する金融資産及び金融負債は以下のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日)

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	—	—	—	—
ゴルフ会員権等	—	35	—	35
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品				
株式	—	—	5	5
合計	—	35	5	41
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	586	—	586
合計	—	586	—	586

(注) レベル間の重要な振替が行われた金融商品の有無は毎報告期間の末日に判断しております。
なお、前連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

当第1四半期連結会計期間(2025年6月30日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	—	422	—	422
ゴルフ会員権等	—	133	—	133
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品				
株式	—	—	5	5
合計	—	556	5	562
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	1,257	—	1,257
合計	—	1,257	—	1,257

(注) レベル間の重要な振替が行われた金融商品の有無は毎報告期間の末日に判断しております。
 なお、当第1四半期連結会計期間において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法

() 非上場株式

活発な市場における公表価格が入手できない非上場株式の公正価値は、合理的に入手可能なインプットにより、主に直近ファイナンス実績に基づく取引事例法及び割引キャッシュ・フロー法を使用して測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

() デリバティブ

通貨スワップの公正価値は、市場金利など観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関が算定した価格に基づいており、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

() ゴルフ会員権等

ゴルフ会員権等の公正価値は、相場価格等に基づいて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

レベル3に区分した金融商品

レベル3に区分した金融商品については、当第1四半期連結累計期間において、重要な変動は生じておりません。

レベル3に区分された金融商品については、適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については、適切な責任者が承認しております。なお、レベル3に区分した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

(3) 経常的に公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債の公正価値

公正価値及び帳簿価額

経常的に公正価値で測定されていない金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は下表には含めておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2025年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産				
その他の金融資産				
償却原価で測定する金融資産				
貸付金	4,291	3,900	6,380	5,529
合計	4,291	3,900	6,380	5,529

(注) 要約四半期連結財務諸表上の流動資産及び非流動資産のその他の金融資産のうち、貸付金を記載しております。なお、1年内の貸付金の残高を含んでおりません。

金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法

() 貸付金

貸付金の公正価値は、国債利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率でその将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により算定しております。そのため、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

11. 関連当事者

当社グループと関連当事者との間の取引及び債権債務の残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2025年6月30日)
債権残高		
親会社	—	2
同一の親会社を持つ会社等	199	185
関連会社	5,016	7,223
合計	5,216	7,412
債務残高		
親会社	2	9
同一の親会社を持つ会社等	192	127
関連会社	9,075	12,227
合計	9,270	12,364

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)
売上収益		
親会社	1	—
同一の親会社を持つ会社等	175	147
関連会社	427	586
合計	605	734
売上原価		
親会社	—	10
同一の親会社を持つ会社等	488	217
関連会社	2,042	1,428
合計	2,530	1,657
販売費及び一般管理費		
親会社	1	4
同一の親会社を持つ会社等	70	50
関連会社	85	80
合計	154	135

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格等を勘案して、個別に交渉の上決定しております。

12. 偶発事象

重要な偶発負債はありません。

13. 後発事象

（重要な設備投資）

当社は、2025年7月25日開催の取締役会において、子会社のTekscend Photomask Singapore Pte. Ltd.（以下TPCSG）によるシンガポールの新工場の設立を決議し、2025年8月15日を契約締結日として、第三者企業と、一定の要件の充足を条件として、TPCSGが新工場の土地の使用権及び建物の売買契約を締結しました。

（1）設備投資の目的

近年、AI、5G、自動運転、IoTなどの技術が急速に進展しており、世界的なデジタル化の流れの中で、半導体産業は今後も安定した成長が期待されております。また、半導体メーカーは米中間の緊張の高まりをうけ、中国や台湾以外の地域での生産能力拡大を検討しております。このような状況の中、シンガポールでは、政府の積極的な支援により、半導体生産が拡大しており、フォトマスク需要増加が見込まれております。加えて、当社の主要顧客との立地の利便性、将来のインド市場への供給拠点としての役割も期待できることから、東南アジア、インド市場の成長を取り込むべく、シンガポールに新工場を設立することにしました。

（2）取得に係る事項の内容

立地	シンガポール東部Tampines地域
対象設備	土地、建物、生産設備等
投資総額	224,560千米ドル
工場着工	2025年10月着工予定

（3）当該設備が営業、生産活動に及ぼす重要な影響

当該設備投資による2026年3月期の連結業績に与える影響は軽微です。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 【貸借対照表】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,349	6,923
電子記録債権	164	212
売掛金及び契約資産	¹ 5,082	¹ 5,128
製品	66	100
仕掛品	191	363
原材料及び貯蔵品	596	698
前払費用	32	28
未収消費税等	1,433	1,225
その他	¹ 186	¹ 1,617
貸倒引当金	6	8
流動資産合計	23,097	16,289
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,726	2,164
構築物	22	64
機械及び装置	9,475	² 15,882
車両運搬具	1	1
工具、器具及び備品	147	210
土地	—	262
建設仮勘定	2,779	1,188
有形固定資産合計	15,153	19,773
無形固定資産		
ソフトウェア	52	190
ソフトウェア仮勘定	6	21
無形固定資産合計	58	212
投資その他の資産		
投資有価証券	271	5
関係会社株式	72,214	131,599
敷金及び保証金	42	50
繰延税金資産	762	227
前払年金費用	23	—
長期前払費用	57	15
その他	—	10
投資その他の資産合計	73,371	131,908
固定資産合計	88,582	151,895
資産合計	111,680	168,185

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	102	42
電子記録債務	1,097	921
買掛金	¹ 1,223	¹ 1,450
関係会社短期借入金	—	7,476
1年内返済予定の関係会社長期借入金	—	6,745
未払金	¹ 4,999	¹ 7,673
未払費用	¹ 1,654	¹ 1,112
未払法人税等	889	129
預り金	19	685
賞与引当金	381	501
役員賞与引当金	30	40
その他	1	—
流動負債合計	10,399	26,779
固定負債		
関係会社長期借入金	—	44,241
退職給付引当金	1,183	1,173
資産除去債務	1,324	491
その他の引当金	20	68
デリバティブ債務	—	586
固定負債合計	2,528	46,560
負債合計	12,928	73,339
純資産の部		
株主資本		
資本金	400	400
資本剰余金		
その他資本剰余金	82,219	64,219
資本剰余金合計	82,219	64,219
利益剰余金		
利益準備金	—	900
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	16,129	29,321
利益剰余金合計	16,129	30,221
株主資本合計	98,749	94,841
新株予約権	2	4
純資産合計	98,751	94,845
負債純資産合計	111,680	168,185

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	¹ 21,899	¹ 23,258
売上原価	¹ 13,051	¹ 15,390
売上総利益	8,848	7,868
販売費及び一般管理費	^{1, 2} 3,205	^{1, 2} 4,034
営業利益	5,642	3,834
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	175	¹ 23,626
為替差益	1,412	1,452
その他	21	¹ 47
営業外収益合計	1,609	25,127
営業外費用		
支払利息	—	¹ 1,204
原材料売却損	4	14
デリバティブ評価損	—	586
その他	¹ 0	113
営業外費用合計	4	1,918
経常利益	7,247	27,042
特別利益		
国庫補助金	—	1,356
資産除去債務戻入益	—	228
特別利益合計	—	1,585
特別損失		
固定資産除売却損	39	12
固定資産圧縮損	—	1,356
投資有価証券評価損	—	265
特別損失合計	39	1,633
税引前当期純利益	7,208	26,994
法人税、住民税及び事業税	2,019	3,366
法人税等調整額	49	535
法人税等合計	1,969	3,902
当期純利益	5,238	23,091

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		3,995	30.6	4,343	27.9
労務費		3,165	24.2	3,343	21.4
経費		5,896	45.2	7,908	50.7
当期製造費用		13,057	100.0	15,595	100.0
仕掛品期首棚卸高		204		191	
合計		13,261		15,787	
仕掛品期末棚卸高		191		363	
当期製品製造原価		13,070		15,424	
製品期首棚卸高		48		66	
合計		13,118		15,491	
製品期末棚卸高		66		100	
当期売上原価		13,051		15,390	

経費の主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
修繕費	2,471	修繕費	2,758
減価償却費	1,086	減価償却費	2,336
水道光熱費	773	水道光熱費	813
外注費	560	外注費	632

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	400	82,219	82,219	10,891	10,891
当期変動額					
剰余金の配当				—	—
当期純利益				5,238	5,238
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	5,238	5,238
当期末残高	400	82,219	82,219	16,129	16,129

	株主資本	新株 予約権	純資産 合計
	株主資本 合計		
当期首残高	93,510	1	93,512
当期変動額			
剰余金の配当	—		—
当期純利益	5,238		5,238
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		0	0
当期変動額合計	5,238	0	5,239
当期末残高	98,749	2	98,751

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	400	82,219	82,219	—	16,129	16,129
当期変動額						
剰余金の配当				900	9,900	9,000
当期純利益					23,091	23,091
自己株式の取得						
自己株式の消却		18,000	18,000			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	18,000	18,000	900	13,191	14,091
当期末残高	400	64,219	64,219	900	29,321	30,221

	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	—	98,749	2	98,751
当期変動額				
剰余金の配当		9,000		9,000
当期純利益		23,091		23,091
自己株式の取得	18,000	18,000		18,000
自己株式の消却	18,000	—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			1	1
当期変動額合計	—	3,908	1	3,906
当期末残高	—	94,841	4	94,845

【注記事項】

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3．棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 2～38年

機械及び装置 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

6. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、フォトマスク製品の製造及び販売を主な事業としております。製品販売については、契約の定めに基づき顧客に製品を引き渡した時点や、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

国内販売においては主に顧客に製品が到着した時に、輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の財務諸表において使用した会計上の見積りのうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

1. 固定資産の耐用年数の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
有形固定資産	15,153百万円	19,773百万円
無形固定資産	58	212

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

重要な会計上の見積りに関する測定方法、基礎となる仮定及び翌事業年度の財務諸表に与える影響については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4. 重要な会計上の見積り及び判断 (2) 有形固定資産及び無形資産の耐用年数」に記載しております。

2. 子会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

子会社株式の減損に係る見積りに関連する金額については、財務諸表「注記事項(有価証券関係)」に記載のとおりです。

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

子会社株式の減損処理の要否は、取得原価と実質価額とを比較することにより判定しております。実質価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合には、当該子会社の将来の事業計画等に基づき回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理を行う方針です。

なお、実質価額の見積りにあたっては、投資先の直近の業績や事業計画等を総合的に勘案し、当事業年度末現在における回収見込額を算定しております。将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が発生した場合、翌事業年度の財務諸表において評価損の追加計上が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表等に与える影響額については、現時点で評価中です。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社は、フォトマスク用製造装置について、近年の半導体業界の変化を反映した最新の市場動向や物理的・機能的要因を多面的に検討した結果、従来の耐用年数と経済的使用可能予測期間の乖離が生じることから、2024年3月期期首より、これらの資産の耐用年数を従来の5年から6～8年に変更しております。

この結果、従来の耐用年数によった場合に比べ、前事業年度の営業利益及び経常利益並びに税引前当期純利益は362百万円増加しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	2,119百万円	2,249百万円
短期金銭債務	82	142

2 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
機械及び装置	—百万円	1,356百万円

3 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
中華科盛徳光罩股份有限公司	—百万円	799百万円

4 コミットメントライン

連結財務諸表「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 34.金融商品 (2) 財務上のリスク管理 流動性リスク管理」に記載のとおりであります。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	12,130百万円	12,751百万円
仕入高	1,173	856
その他の営業取引	278	135
営業取引以外の取引(収入分)	—	23,222
営業取引以外の取引(支出分)	0	1,070

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27.2%、当事業年度12.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度72.8%、当事業年度88.0%であります。

販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与手当	412百万円	653百万円
減価償却費	87	94
支払報酬	740	749
研究開発費	475	513
役員賞与引当金繰入額	30	40
賞与引当金繰入額	76	149
貸倒引当金繰入額	2	1

(有価証券関係)

子会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は72,214百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は131,599百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	5,963百万円	6,138百万円
有価証券評価損	—	83
棚卸資産評価損	81	185
退職給付引当金	355	369
賞与引当金	116	153
資産除去債務	401	154
未払事業税	64	29
みなし配当	—	253
その他	57	75
繰延税金資産小計	7,041	7,444
評価性引当額	5,963	6,475
繰延税金資産合計	1,078	968
繰延税金負債		
為替差益	—	635
資産除去債務に対応する除去費用	315	106
繰延税金負債合計	315	741
繰延税金資産の純額	762	227

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
外国源泉税等	—	8.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	25.6
賃上げ促進税制の税額控除	2.4	—
試験研究費の税額控除	0.6	0.2
税率変更の影響	—	0.7
評価性引当金の増減	—	1.9
その他	0.3	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.3	14.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

令和7年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当社において繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、回収または支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては30.6%から31.5%に変更しております。なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. 企業結合」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 26. 売上収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(自己株式の取得)

2024年6月27日開催の当社定時株主総会及び同日開催の取締役会において、当社は自己株式の取得を決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実を図るため、当社株主であるTOPPANホールディングス株式会社並びにIceインテグラル1投資事業有限責任組合、Ice インテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P. 及びInfinity Gamma Ice L.P.から当社株式を取得することを目的として、会社法第156条第1項及び第160条第1項の定めに基づき、下記の内容にて、相対取引により自己株式を取得するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	7,708,780株
株式の取得価格の総額	18,000百万円
株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額	1株につき2,335円
取得期間	2024年6月27日から2025年6月26日まで
取得先	TOPPANホールディングス株式会社並びにIceインテグラル1投資事業有限責任組合、Iceインテグラル2投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInfinity Gamma Ice L.P.

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【附属明細表】(2025年3月31日現在)

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	2,726	343	616	288	2,164	6,963
	構築物	22	43	—	1	64	210
	機械及び装置	9,475	9,932	1,357	2,167	15,882	42,141
	車両運搬具	1	—	—	0	1	0
	工具、器具及び備品	147	113	0	50	210	1,152
	土地	—	262	0	—	262	—
	建設仮勘定	2,779	8,735	10,326	—	1,188	—
	有形固定資産計	15,153	19,430	12,301	2,508	19,773	50,467
無形固定資産	ソフトウェア	52	195	—	57	190	
	ソフトウェア仮勘定	6	88	72	—	21	
	無形固定資産計	58	284	72	57	212	

(注) 1. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	朝霞工場	Teron647e装置本体	5,975百万円
機械及び装置	滋賀工場	描画機JBX3050MV / S	799
機械及び装置	滋賀工場	MRC9000本体	397

建設仮勘定の当期増加額は、上記資産等の取得にかかるものであります。

2. 当期減少額には、機械及び装置1,356百万円の圧縮記帳額が含まれています。

建設仮勘定の減少は主に本勘定への振替によるものであり、その他は主に除却によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	6	1	—	8
賞与引当金	381	501	381	501
役員賞与引当金	30	40	30	40
退職給付引当金	1,183	86	97	1,173
その他の引当金	20	48	—	68

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年3月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り(注)2	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.photomask.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

2. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年8月30日	TOPPANホールディングス株式会社 代表取締役社長 CEO 鷹 秀晴	東京都台東区台東一丁目5番1号	特別利害関係者(当社の親会社、大株主上位10名)	テクセンドフォトマスク株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄	東京都港区東新橋一丁目5番2号	当社	3,862,099	9,018,001,165 (2,335) (注)4	自己株式取得に合意したため (注)5
2024年8月30日	Iceインテグラル2投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Iceインテグラル2株式会社 代表者 澄川 恭章	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	特別利害関係者(当社の資本的関係会社、大株主上位10名)	テクセンドフォトマスク株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄	東京都港区東新橋一丁目5番2号	当社	1,612,178	3,764,435,630 (2,335) (注)4	自己株式取得に合意したため (注)5
2024年8月30日	Infinity Gamma Ice L.P. General partner: IG Ice Partners Ltd. Director: Samantha Watler	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	特別利害関係者(大株主上位10名)	テクセンドフォトマスク株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄	東京都港区東新橋一丁目5番2号	当社	652,207	1,522,903,345 (2,335) (注)4	自己株式取得に合意したため (注)5
2024年8月30日	Initiative Delta Ice L.P. General partner: ID Ice Partners Ltd. Director: Cassandra Powell	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	特別利害関係者(大株主上位10名)	テクセンドフォトマスク株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄	東京都港区東新橋一丁目5番2号	当社	565,088	1,319,480,480 (2,335) (注)4	自己株式取得に合意したため (注)5
2024年8月30日	Insight Beta Ice L.P. General partner: IB Ice Partners Ltd. Director: John Cullinane	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	特別利害関係者(大株主上位10名)	テクセンドフォトマスク株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄	東京都港区東新橋一丁目5番2号	当社	512,437	1,196,540,395 (2,335) (注)4	自己株式取得に合意したため (注)5

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年8月30日	Innovation Alpha Ice L.P. General partner: IA Ice Partners Ltd. Director: Laura Jane Medley	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	特別利害関係者(大株主上位10名)	テクセンドフォトマスク株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄	東京都港区東新橋一丁目5番2号	当社	433,805	1,012,934,675 (2,335) (注)4	自己株式取得に合意したため (注)5
2024年8月30日	Iceインテグラル1投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Iceインテグラル1株式会社 代表者 澄川 恭章	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	特別利害関係者(大株主上位10名)	テクセンドフォトマスク株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄	東京都港区東新橋一丁目5番2号	当社	70,966	165,705,610 (2,335) (注)4	自己株式取得に合意したため (注)5

(注) 1. 当社は、東京証券取引所プライム市場への上場を予定しておりますが、取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2023年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第218条第1項(同条同項に定める同施行規則第204条第1項第4号)に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を元に総合的に勘案し、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 資本効率の向上を図るべく、自己株式の取得を機動的に実施いたしました。また、当社は中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けており、安定的な配当の継続を目指した結果、自己株式の取得を選択いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2023年11月30日	2023年11月30日	2023年11月30日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 498,572株	普通株式 108,428株	普通株式 99,000株
発行価格	1株につき900円 (注)2、3	1株につき900円 (注)2、3	1株につき900円 (注)2、3
資本組入額	450円	450円	450円
発行価額の総額	448,714,800円	97,585,200円	89,100,000円
資本組入額の総額	224,357,400円	48,792,600円	44,550,000円
発行方法	2023年11月8日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2023年11月8日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2023年11月8日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2023年11月30日	2023年12月31日
種類	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 9,000株	普通株式 3,000株
発行価格	1株につき900円 (注)2、3	1株につき900円 (注)2、3
資本組入額	450円	450円
発行価額の総額	8,100,000円	2,700,000円
資本組入額の総額	4,050,000円	1,350,000円
発行方法	2023年11月8日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2023年12月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2024年10月31日	2024年10月31日	2024年10月31日	2024年10月31日
種類	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 284,587株	普通株式 3,000株	普通株式 28,000株	普通株式 67,913株
発行価格	1株につき 2,335円 (注)2、 <u>3</u>	1株につき2,335円 (注)2、 <u>3</u>	1株につき2,335円 (注)2、 <u>3</u>	1株につき 2,335円 (注)2、 <u>3</u>
資本組入額	1,168円	1,168円	1,168円	1,168円
発行価額の総額	664,510,645円	7,005,000円	65,380,000円	158,576,855円
資本組入額の総額	332,397,616円	3,504,000円	32,704,000円	79,322,384円
発行方法	2024年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2024年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2024年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	2024年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、第三者に譲渡しないものとする。			

項目	新株予約権
発行年月日	2024年10月31日
種類	新株予約権
発行数	普通株式 386,500株
発行価格	1株につき 2,335円 (注)2、 <u>3</u>
資本組入額	1,168円
発行価額の総額	902,477,500円
資本組入額の総額	451,432,000円
発行方法	2024年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、第三者に譲渡しないものとする。

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。
2. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を元に総合的に勘案して、決定しております。
3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき900円	1株につき900円	1株につき900円
行使期間	2025年11月9日から 2033年11月8日まで	2025年11月9日から 2033年11月8日まで	2025年11月9日から 2033年11月8日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		

項目	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき900円	1株につき900円
行使期間	2025年11月9日から 2033年11月8日まで	2025年12月23日から 2033年12月22日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき2,335円	1株につき2,335円	1株につき2,335円
行使期間	2026年9月19日から 2039年9月18日まで	2026年9月19日から 2039年9月18日まで	2026年9月19日から 2034年9月18日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。
新株予約権の譲渡に関する 事項	割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、第三者に譲渡しないものとする。		

項目	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき2,335円	1株につき2,335円
行使期間	2026年9月19日から 2039年9月18日まで	2024年10月31日以降
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。
新株予約権の譲渡に関する 事項	割当日から上場日の前 日又は新株予約権の行 使を行う日のいずれか 早い日までの間は、第 三者に譲渡しないもの とする。	割当日から上場日の前 日又は新株予約権の行 使を行う日のいずれか 早い日までの間は、第 三者に譲渡しないもの とする。

4. 新株予約権 については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員2名）による権利の喪失により、発行数は489,572株、発行価額の総額は440,614,800円、資本組入額の総額は220,307,400円となっております。
5. 新株予約権 については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員5名）による権利の喪失により、発行数は96,000株、発行価額の総額は86,400,000円、資本組入額の総額は43,200,000円となっております。
6. 新株予約権 については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員10名）による権利の喪失により、発行数は275,587株、発行価額の総額は643,495,645円、資本組入額の総額は321,885,616円となっております。

2 【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Michael G. Hadsell	—	会社役員	65,572	59,014,800 (900)	特別利害関係者 等（当社取締役 執行役員）
Chan-Uk Jeon	—	会社役員	40,000	36,000,000 (900)	特別利害関係者 等（当社子会社 のDirector）
John A. Nykaza	—	会社役員	30,000	27,000,000 (900)	特別利害関係者 等（当社子会社 のPresident）
—	—	会社員	25,000	22,500,000 (900)	当社子会社従業員
John A. Cochran	—	会社役員	25,000	22,500,000 (900)	特別利害関係者 等（当社子会社 のDirector）
—	—	会社員	25,000	22,500,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	15,000	13,500,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	15,000	13,500,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	6,000	5,400,000 (900)	当社子会社従業員
Paul A. Walker	—	会社役員	6,000	5,400,000 (900)	特別利害関係者 等（当社子会社 のDirector）
—	—	会社員	6,000	5,400,000 (900)	当社子会社従業員
Kent B. Ibsen	—	会社役員	6,000	5,400,000 (900)	特別利害関係者 等（当社子会社 のDirector）
—	—	会社員	6,000	5,400,000 (900)	当社子会社従業員
Joseph Mcgrath	—	会社役員	6,000	5,400,000 (900)	特別利害関係者 等（当社子会社 のDirector）
—	—	会社員	6,000	5,400,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	6,000	5,400,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	6,000	5,400,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	6,000	5,400,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員

—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
---	---	-----	-------	--------------------	----------

[illegible]

(注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
劉邦烜	—	会社役員	25,000	22,500,000 (900)	特別利害関係者 (当社子会社の 董事)
Michael G. Hadsell	—	会社役員	19,428	17,485,200 (900)	特別利害関係者 等(当社取締役 執行役員)
—	—	会社員	15,000	13,500,000 (900)	当社子会社従業員
Martin Tschinkl	—	会社役員	9,000	8,100,000 (900)	特別利害関係者 等(当社子会社 のDirector)
Jeongill Lee	—	会社役員	9,000	8,100,000 (900)	特別利害関係者 等(当社子会社 のChairman)
—	—	会社員	6,000	5,400,000 (900)	当社子会社従業員
Cristian Chovino	—	会社役員	4,000	3,600,000 (900)	特別利害関係者 等(当社子会社 のDirector)
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
大林 伴行	—	会社役員	9,000	8,100,000 (900)	特別利害関係者 等（当社子会社 のDirector）
—	—	会社員	9,000	8,100,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	6,000	5,400,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	5,000	4,500,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,500	2,250,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,500	2,250,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,500	2,250,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,500	2,250,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	1,800,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	1,800,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	1,800,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	1,800,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	1,800,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	1,800,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	1,800,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	1,800,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	1,800,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	1,800,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	1,800,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	1,350,000 (900)	当社従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は46名であり、その株式の総数は25,500株であります。

2. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Yang Guo Hong	—	会社役員	9,000	8,100,000 (900)	特別利害関係者 等（当社子会社 のChairman）

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
—	—	会社員	3,000	2,700,000 (900)	当社子会社従業員

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
—	—	会社員	6,000	14,010,000 (2,335)	当社従業員
大林 伴行	—	会社役員	5,087	11,878,145 (2,335)	特別利害関係者 等（当社子会社 のDirector）
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	4,670,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	4,670,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	4,670,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	4,670,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	4,670,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	4,670,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	4,670,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	4,670,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	2,000	4,670,000 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	3,502,500 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	3,502,500 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	3,502,500 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	3,502,500 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	3,502,500 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	3,502,500 (2,335)	当社従業員
—	—	会社員	1,500	3,502,500 (2,335)	当社従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は376名であり、その株式の総数は214,000株であります。

2. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
—	—	会社員	10,000	23,350,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	6,000	14,010,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	6,000	14,010,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Jeongill Lee	—	会社役員	10,000	23,350,000 (2,335)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
—	—	会社員	10,000	23,350,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
郭天全	—	会社役員	5,000	11,675,000 (2,335)	特別利害関係者 等（当社子会社 の董事）
劉邦烜	—	会社役員	5,000	11,675,000 (2,335)	特別利害関係者 等（当社子会社 の董事）
大林 伴行	—	会社役員	4,913	11,471,855 (2,335)	特別利害関係者 等（当社子会社 のDirector）
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員
—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当 社 子 会 社 従 業 員

—	—	会社員	3,000	7,005,000 (2,335)	当社子会社従業員
---	---	-----	-------	----------------------	----------

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Iceインテグラル1投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 Iceイ ンテグラル1株式会社 代表者 澄川 恭章	東京都千代田区丸の内 一丁目9番2号	投資業	7,130	16,648,550 (2,335)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）
Iceインテグラル2投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 Iceイ ンテグラル2株式会社 代表者 澄川 恭章	東京都千代田区丸の内 一丁目9番2号	投資業	161,986	378,237,310 (2,335)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）
Innovation Alpha Ice L.P.	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9008, Cayman Islands	投資業	43,587	101,775,645 (2,335)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）
Initiative Delta Ice L.P.	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9008, Cayman Islands	投資業	56,778	132,576,630 (2,335)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）
Insight Beta Ice L.P.	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9008, Cayman Islands	投資業	51,488	120,224,480 (2,335)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）
Infinity Gamma Ice L.P.	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9008, Cayman Islands	投資業	65,531	153,014,885 (2,335)	特別利害関係者 等（大株主上位 10位）

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
TOPPANホールディングス株式会 社 1,2	東京都台東区台東一丁目5番1号	46,237,901	47.46
Iceインテグラル2投資事業有限 責任組合 1,3	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	20,469,194 (1,167,846)	21.01 (1.20)
Infinity Gamma Ice L.P. 1	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9008, Cayman Islands	8,280,822 (472,455)	8.50 (0.48)
Initiative Delta Ice L.P. 1	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9008, Cayman Islands	7,174,700 (409,344)	7.36 (0.42)
Insight Beta Ice L.P. 1	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9008, Cayman Islands	6,506,212 (371,204)	6.68 (0.38)
Innovation Alpha Ice L.P. 1	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9008, Cayman Islands	5,507,851 (314,244)	5.65 (0.32)
Iceインテグラル1投資事業有限 責任組合 1	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	901,040 (51,407)	0.92 (0.05)
二ノ宮 照雄 4	—	150,000 (150,000)	0.15 (0.15)
Michael G. Hadsell 5	—	85,000 (85,000)	0.09 (0.09)
糸雅 誠一 5	—	50,000 (50,000)	0.05 (0.05)
Chan-Uk Jeon 6,7	—	40,000 (40,000)	0.04 (0.04)
石松 忠 6,7	—	30,000 (30,000)	0.03 (0.03)
— 7	—	30,000 (30,000)	0.03 (0.03)
郭天全 6,7	—	30,000 (30,000)	0.03 (0.03)
劉邦烜 6,7	—	30,000 (30,000)	0.03 (0.03)
John A. Nykaza 6	—	30,000 (30,000)	0.03 (0.03)
Adrian Phillips 6	—	30,000 (30,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
大林 伴行 6,8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
盧坤材 6	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
Jeongill Lee 6	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
John A. Cochran 6	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
— 8	—	25,000 (25,000)	0.03 (0.03)
Martin Tschinkl 6	—	15,000 (15,000)	0.02 (0.02)
Yang Guo Hong 6	—	15,000 (15,000)	0.02 (0.02)
— 8	—	15,000 (15,000)	0.02 (0.02)
— 8	—	15,000 (15,000)	0.02 (0.02)
— 8	—	15,000 (15,000)	0.02 (0.02)
— 8	—	15,000 (15,000)	0.02 (0.02)
— 8	—	15,000 (15,000)	0.02 (0.02)
Cristian Chovino 6	—	10,000 (10,000)	0.01 (0.01)
Andreas Liebner 6	—	6,000 (6,000)	0.01 (0.01)
Paul A. Walker 6	—	6,000 (6,000)	0.01 (0.01)
Kent B. Ibsen 6	—	6,000 (6,000)	0.01 (0.01)
Joseph Mcgrath 6	—	6,000 (6,000)	0.01 (0.01)
その他 616名	—	1,294,500 (1,294,500)	1.33 (1.33)
計	—	97,416,220 (5,125,000)	100.0 (5.26)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 - 2 特別利害関係者等(当社の親会社)
 - 3 特別利害関係者等(当社の資本的関係会社)
 - 4 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
 - 5 特別利害関係者等(当社取締役)
 - 6 特別利害関係者等(当社子会社の役員)
 - 7 当社執行役員
 - 8 当社従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年 9 月17日

テクセンドフォトマスク株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山下 誠
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関口 男也
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテクセンドフォトマスク株式会社の連結財務諸表、すなわち、2025年3月31日現在、2024年3月31日現在、2023年3月31日現在及び2022年4月1日現在の連結財政状態計算書、2025年3月31日、2024年3月31日及び2023年3月31日に終了する3連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、テクセンドフォトマスク株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在、2024年3月31日現在、2023年3月31日現在及び2022年4月1日現在の財政状態並びに2025年3月31日、2024年3月31日及び2023年3月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、2025年3月31日、2024年3月31日及び2023年3月31日をもって終了する3連結会計年度の連結財務諸表のそれぞれの監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

・2025年3月31日に終了する連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項

フォトマスク関連事業における売上収益の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
テクセンドフォトマスク株式会社及び連結子会社(以下「テクセンドフォトマスクグループ」という。)は、主にフォトマスク製品の製造及び販売を行っている。連結財務諸表注記「5.セグメント情報」に記載のとおり、当連結会計年度の売上収益117,974百万円はすべてフォトマスク関連事業から発生している。 連結財務諸表注記「3.重要性がある会計方針(15)収益」に記載のとおり、契約の定めに基づき顧客に製品を引き渡した時点や、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得する取引については、国内販売においては主に顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識している。また、契約の定めに基づき製品に対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する取引は、顧客との契約における履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識している。 この点、フォトマスク製品の販売については、主に以下の理由から、履行義務を充足していないにもかかわらず、売上計上が前倒しされるリスクが存在する。 ・ フォトマスク製品はテクセンドフォトマスクグループにおける主力製品であり、販売部門が事業計画達成のプレッシャーを感じる可能性があること ・ 特に決算月では、事業計画達成のためのプレッシャーが強まり、売上前倒し計上の誘因がある一方で、入金などによる売上の最終顛末の確認が困難であること 以上から、当監査法人は、フォトマスク関連事業における売上収益の期間帰属の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、フォトマスク関連事業における売上収益の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の手続を実施した。これには、一部の連結子会社の監査人を関与させ、同監査人への指揮、監督及びその作業の査閲を含め、主として以下の監査手続を実施することが含まれる。 (1) 内部統制の評価 販売プロセスに関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に、製品の到着あるいは顧客の検収が確認できる証憑等と照合することにより、適切な会計期間に帰属した売上収益であることを確認する統制に焦点を当てた。 (2) 売上収益が適切な会計期間に計上されているか否かの検討 売上収益が適切な会計期間に計上されているか否かを検討するため、テクセンドフォトマスク株式会社及び一部の連結子会社の売上収益に対して、以下の手続を実施した。 ・ 期間帰属の適切性が損なわれるリスクが高い期末月の売上取引から、特定の基準に基づいて取引を抽出し、売上収益の期間帰属の適切性を検討するために、物品受領書や船積書類等、履行義務を充足し支配が顧客に移転したことを示す外部証憑と照合した。

・2024年3月31日に終了する連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項

フォトマスク用製造装置の耐用年数の変更に係る判断及び開示の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
テクセンドフォトマスク株式会社及び連結子会社(以下「テクセンドフォトマスクグループ」という。)は、連結財務諸表注記「4.重要な会計上の見積り及び判断(会計上の見積りの変更)」に記載のとおり、フォトマスク用製造装置について、2024年3月期期首より、耐用年数を従来の5～15年から6～8年に変更している。この結果、従来の耐用年数によった場合に比べ、2024年3月期の営業利益及び税引前利益は7,810百万円減少している。 テクセンドフォトマスクグループは、近年の半導体業界の変化を反映した最新の市場動向や物理的・機能的要因を多面的に検討した結果、従来の耐用年数と経済的使用可能予測期間の乖離が生じることから、2024年3月期の期首からフォトマスク用製造装置の耐用年数を見直し変更することが適切であると判断している。 テクセンドフォトマスクグループを取り巻く経営環境の変化や今後のフォトマスク用製造装置の使用方針に基づく耐用年数変更の要否の決定及び耐用年数の基礎となる経済的使用可能予測期間の見積りは、経営者の主観的な判断を伴うものである。また、変更の内容及び変更による影響額が適切に開示されない場合には、連結財務諸表の期間比較性が損なわれる可能性がある。 以上から、当監査法人は、フォトマスク用製造装置の耐用年数の変更に係る判断及び開示の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、フォトマスク用製造装置の耐用年数の変更に係る判断及び開示の妥当性を評価するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 耐用年数の変更が経営環境の変化や物理的・機能的要因に基づくものであるかについて、過年度からのフォトマスク用製造装置の投資実績或使用期間実績の推移分析、経営者への質問により検討した。 ・ 当連結会計年度に耐用年数の変更を行うことについて、フォトマスク用製造装置の使用方針に関する経営者への質問、取締役会議事録の閲覧、フォトマスク用製造装置の投資実績の推移分析により検討した。 ・ 今後の使用可能予測期間の見積り(6～8年)について、経営者への質問、フォトマスク用製造装置の使用期間実績の分析、半導体微細化のロードマップに基づくフォトマスク製品ライフサイクル分析の検討を実施し、経営者の仮定の適切性を評価した。 ・ 会計上の見積りの変更の内容及び影響額が、連結財務諸表に適切に開示されているかどうかについて検討した。当連結会計年度の連結損益計算書の営業利益及び税引前利益への影響額については、影響額の算出に利用された基礎データの正確性及び網羅性を評価した上で再計算を実施した。

・2023年3月31日に終了する連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項

関連当事者との間の吸収分割取引に係る会計処理と開示の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記「6．企業結合」に記載のとおり、テクセンドフォトマスク株式会社は当連結会計年度(自2022年4月1日至2023年3月31日)において、凸版印刷株式会社(現TOPPANホールディングス株式会社、親会社、以下同様である。)及び凸版印刷株式会社の完全子会社である株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツ(現TOPPANエレクトロニクスプロダクツ株式会社、以下同様である。)のフォトマスク事業を吸収分割により無対価で承継した。当該吸収分割の結果、テクセンドフォトマスク株式会社は取得事業に係る資産88,160百万円及び負債5,673百万円を引き受けた。 本吸収分割は共通支配下における企業結合として、取得資産及び引受負債は継続的に、親会社の連結財務諸表に含まれる被取得企業の帳簿価額に基づき会計処理している。 当該吸収分割取引は、関連当事者との間の重要な企業結合であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、関連当事者との間の吸収分割取引に係る会計処理と開示が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、凸版印刷株式会社及び株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツとの間の吸収分割取引に係る会計処理と開示の妥当性を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 当該取引の概要や事業上の合理性を理解するために、経営者に取引の目的、経緯等を質問し、関連する契約書を閲覧した。 ・ 吸収分割の対象となった資産及び負債の内容について、吸収分割契約書等の関連証憑を閲覧した。 ・ 承継した資産及び負債の範囲と、吸収分割契約書に定められた承継対象資産及び負債の範囲とを照合した。 ・ 当該取引により取得した資産及び負債の金額を検討するため、重要な勘定残高について、立会、金融機関及び連結子会社への確認、関連証憑との照合を行った。 ・ 企業結合等取引に適用される会計基準等を参照し、当該吸収分割取引に係る会計処理、企業結合注記及び関連当事者取引注記について検討した。

その他の事項

当監査法人は、2025年9月4日に提出された有価証券届出書に記載された連結財務諸表に対して2025年9月2日に監査報告書を提出しているが、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書を会社が提出することに伴い、当該訂正届出書に記載された連結財務諸表に対して本監査報告書を提出するものであり、不正又は誤謬による虚偽表示を起因とする訂正によるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、2025年3月31日、2024年3月31日及び2023年3月31日に終了する3連結会計年度の連結財務諸表のそれぞれの監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月17日

テクセンドフォトマスク株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山下 誠
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関口 男也
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテクセンドフォトマスク株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テクセンドフォトマスク株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

フォトマスク用製造装置の耐用年数の変更に係る判断及び開示の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
テクセンドフォトマスク株式会社は、注記事項「(会計上の見積りの変更)」に記載のとおり、従来、フォトマスク用製造装置の主な耐用年数を5年として減価償却を行ってきたが、2024年3月期の期首から6～8年に見直し、将来にわたって変更している。その結果、従来の耐用年数に基づいた場合に比べ、2024年3月期の営業利益及び経常利益並びに税引前当期純利益は362百万円増加している。 テクセンドフォトマスク株式会社は近年の半導体業界の変化を反映した最新の市場動向や物理的・機能的要因を多面的に検討した結果、従来の耐用年数と経済的使用可能予測期間の乖離が生じることから、2024年3月期の期首からフォトマスク用製造装置の耐用年数を見直し変更することが適切であると判断している。 テクセンドフォトマスク株式会社を取り巻く経営環境の変化や今後のフォトマスク用製造装置の使用方針に基づく耐用年数変更の要否の決定及び耐用年数の基礎となる経済的使用可能予測期間の見積りは、経営者の主観的な判断を伴うものである。また、変更の内容及び変更による影響額が適切に開示されない場合には、財務諸表の期間比較性が損なわれる可能性がある。 以上から、当監査法人は、フォトマスク用製造装置の耐用年数の変更に係る判断及び開示の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	連結財務諸表の監査報告書において、「フォトマスク用製造装置の耐用年数の変更に係る判断及び開示の妥当性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。 当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略している。

その他の事項

当監査法人は、2025年9月4日に提出された有価証券届出書に記載された財務諸表に対して2025年9月2日に監査報告書を提出しているが、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書を会社が提出することに伴い、当該訂正届出書に記載された財務諸表に対して本監査報告書を提出するものであり、不正又は誤謬による虚偽表示を起因とする訂正によるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要

がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 9 月17日

テクセンドフォトマスク株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山下 誠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関口 男也

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテクセンドフォトマスク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テクセンドフォトマスク株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

フォトマスク関連事業における売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
テクセンドフォトマスク株式会社は、主にフォトマスク製品の製造及び販売を行っている。損益計算書に計上されている売上高の金額は23,258百万円であり、製品の販売に係るものである。 注記事項「(重要な会計方針) 7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、契約の定めに基づき顧客に製品を引き渡した時点や、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得する取引については、国内販売においては主に顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識している。 この点、フォトマスク製品の販売については、主に以下の理由から、履行義務を充足していないにもかかわらず、売上高の計上が前倒しされるリスクが存在する。 ・ フォトマスク製品はテクセンドフォトマスク株式会社における主力製品であり、販売部門が事業計画達成のプレッシャーを感じる可能性があること ・ 特に決算月では、事業計画達成のためのプレッシャーが強まり、売上前倒し計上の誘因がある一方で、入金などによる売上の最終顛末の確認が困難であること 以上から、当監査法人は、フォトマスク関連事業における売上高の期間帰属の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	連結財務諸表の監査報告書において、「フォトマスク関連事業における売上収益の期間帰属の適切性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。 当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略している。

その他の事項

当監査法人は、2025年9月4日に提出された有価証券届出書に記載された財務諸表に対して2025年9月2日に監査報告書を提出しているが、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン) 7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書を会社が提出することに伴い、当該訂正届出書に記載された財務諸表に対して本監査報告書を提出するものであり、不正又は誤謬による虚偽表示を起因とする訂正によるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、金融商品取引法第7条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条第1号及び企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン) 7-2-2に基づく有価証券届出書の訂正届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。